

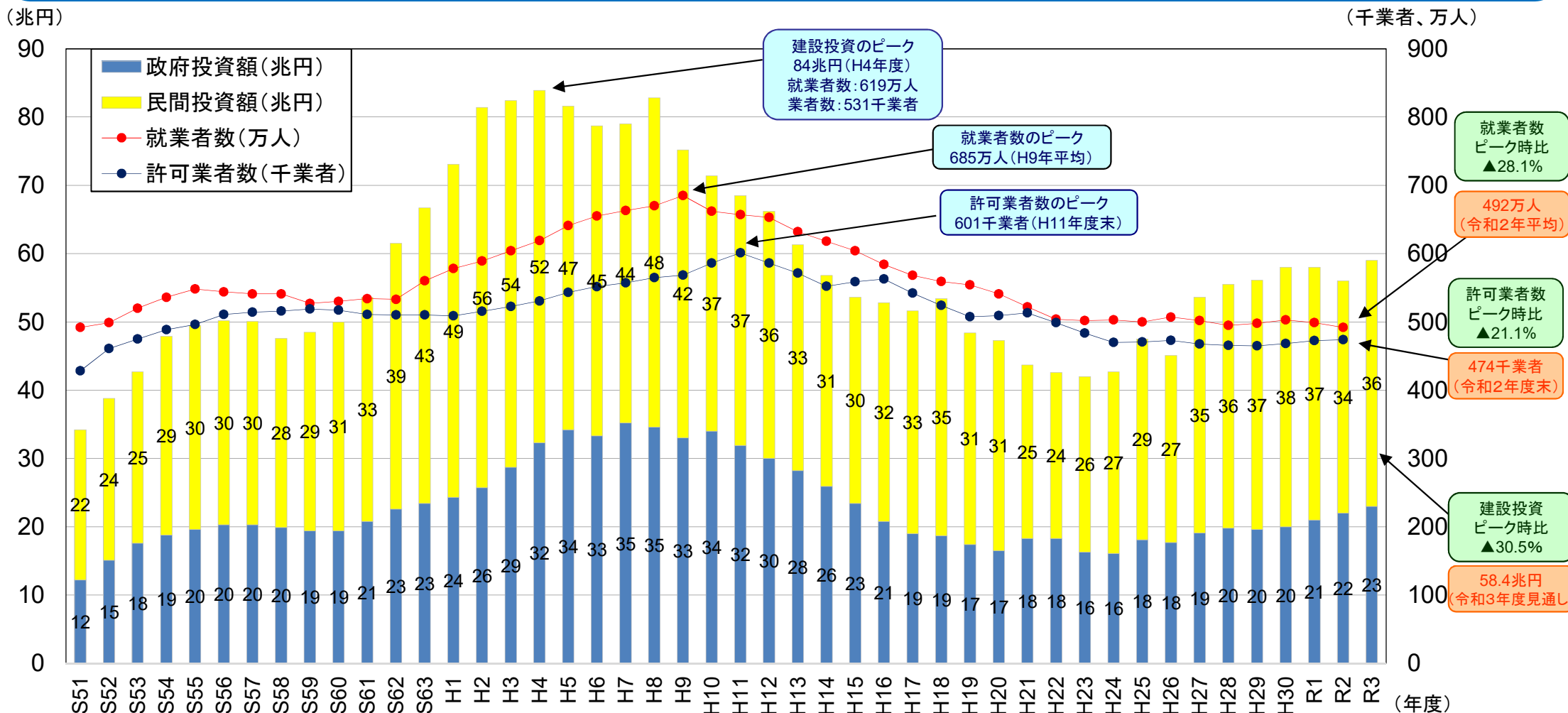
建設業の働き方改革の現状と課題

令和3年11月

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課
建設業政策企画官 藤井 裕士

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成23年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和3年度は約58.4兆円となる見通し（ピーク時から約31%減）。
- 建設業者数（令和2年度末）は約47万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（令和2年平均）は492万人で、ピーク時（平成9年平均）から約28%減。



出典: 国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成30年度(2018年度)まで実績、令和元年度(2019年度)・令和2年度(2020年度)は見込み、令和3年度(2021年度)は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

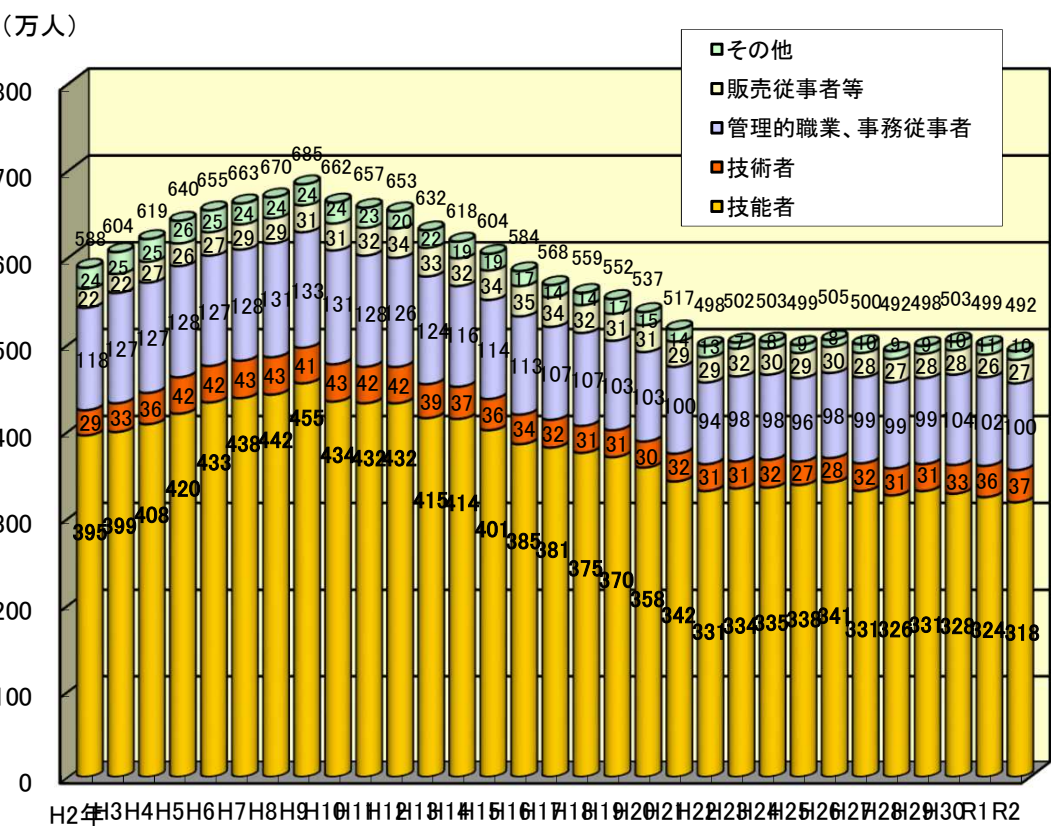
注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

注4 平成27年(2015年)産業連関表の公表に伴い、平成27年以降建築物リフォーム・リニューアルが追加されたとともに、平成23年以降の投資額を遡及改定している

建設業就業者の現状

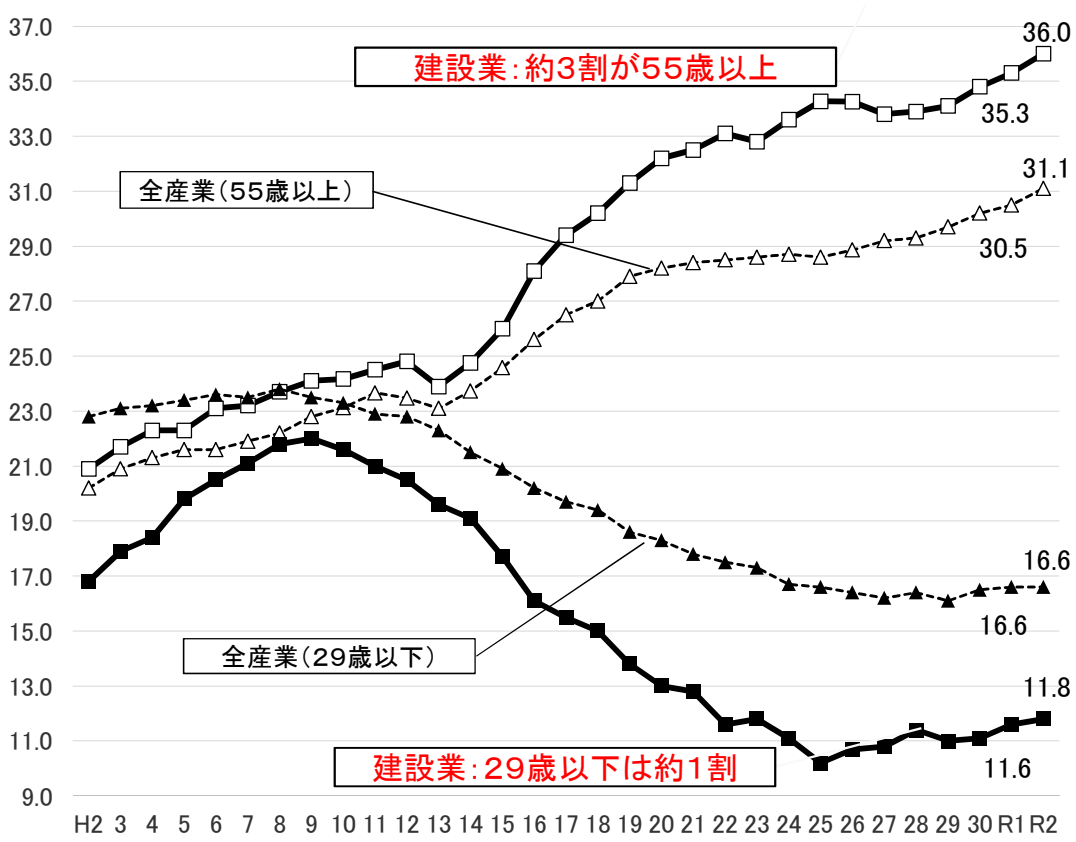
技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 492万人(R2)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 37万人(R2)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 318万人(R2)



建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約36%、29歳以下が約12%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和元年と比較して55歳以上が約1万人増加(29歳以下は増減なし)。



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
 (※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正（R元.6））について

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

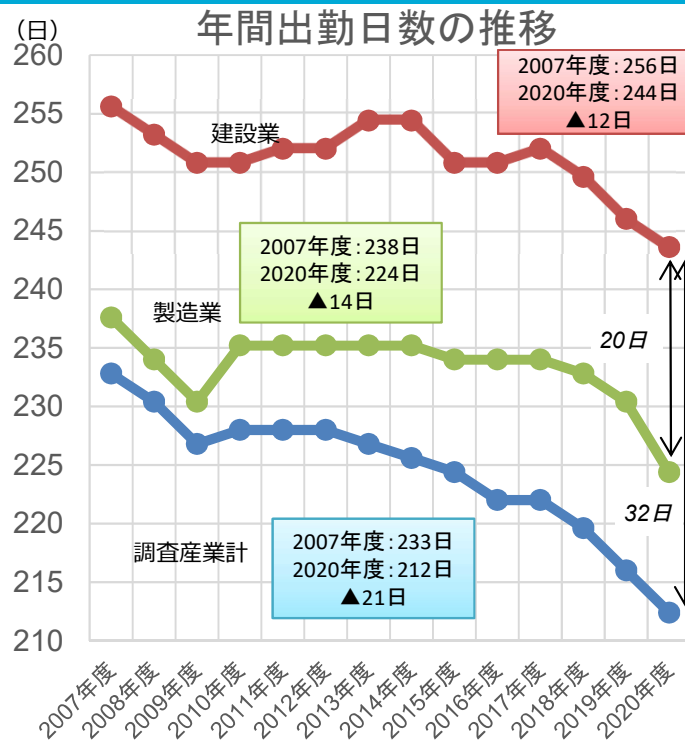
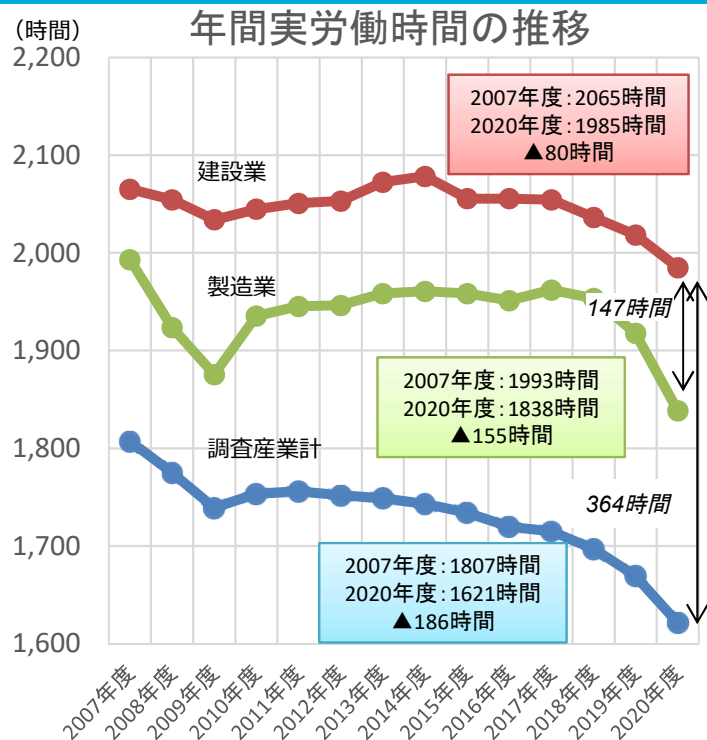
- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

働き方改革の推進



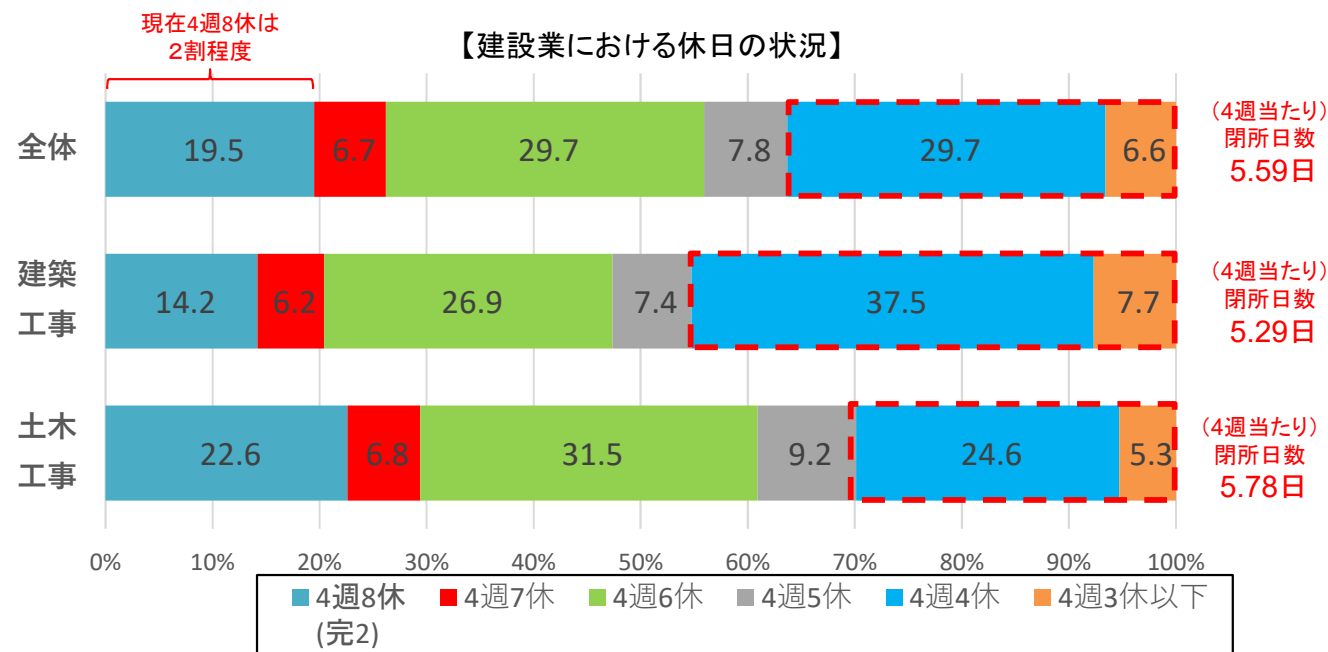
○ 年間の総実労働時間については、全産業と比べて360時間以上(約2割)長い。また、10年程前と比べて、全産業では約186時間減少しているものの、建設業は約80時間減少と減少幅が小さい。

※ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

○ 建設工事全体では、技術者の約4割が4週4休以下で就業している状況。

【注】
 ※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。
 ※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。

出典：日建協「2020時短アンケート」を基に作成



- 改正建設業法（令和2年10月施行）により、通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止。違反した場合、国土交通大臣等による勧告・公表が可能となった。
- また、中央建設業審議会が工期に関する基準を作成・勧告できることとされた。

工期に関する基準

（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告）

適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、適正な工期を確保するための基準

第1章 総論

- （1）背景 （2）建設工事の特徴 （3）建設工事の請負契約及び工期に関する考え方 （4）本基準の趣旨 （5）適用範囲
- （6）工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- （1）自然要因 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- （2）休日・法定外労働時間
改正労働基準法に基づく法定外労働時間
建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保
- （3）イベント 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等
- （4）制約条件 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等
- （5）契約方式
設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注 等
- （6）関係者との調整 工事の前に実施する計画の説明会 等
- （7）行政への申請
新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- （8）労働・安全衛生
労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- （9）工期変更
当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意
- （10）その他 施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

第3章 工程別に考慮すべき事項

- （1）準備 （2）施工 （3）後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

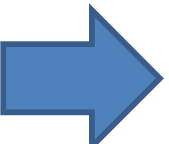
- （1）住宅・不動産 （2）鉄道 （3）電力 （4）ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、優良事例として整理

第6章 その他

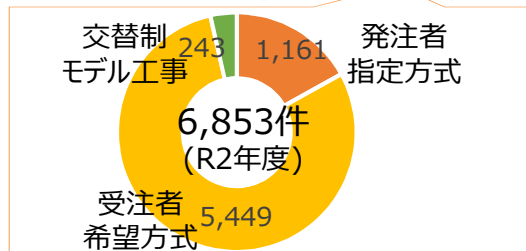
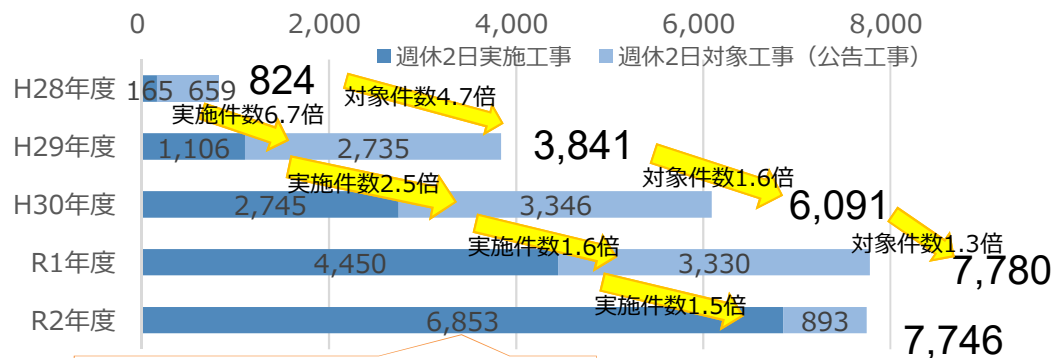
- （1）著しく短い工期と疑われる場合の対応
駆け込みホットラインの活用
- （2）新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- （3）基準の見直し
本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

- 
- 工期に関する基準について、関係省庁と連携した民間発注者団体への周知を含めて、広く関係者への周知徹底を図っているところ。
 - 令和3年度は、民間工事における工期の実態調査等を実施予定。

週休2日の推進

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- R6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日工事の実施状況（直轄）



※令和3年3月末時点
 ※令和2年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾空港除く）
 ※R2年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
公告件数（取組件数）	824（165）	3,841（1,106）	6,091（2,745）	7,780（4,450）	7,746（6,853）
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%

週休2日工事の実施状況（都道府県・政令市(計67団体)）

- H29年度：実施済39団体
- H30年度：実施済56団体
- R1年度：実施済66団体
- R2年度：実施済67団体

- 直轄工事においては、R6年4月の時間外労働規制の適用に先駆け、R5年度には原則として全ての工事で発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大。

週休2日の推進に向けた取組（直轄）

■ 週休2日の実施に伴う必要経費を計上

- 平成29年度より共通仮設費、現場管理費、平成30年度より労務費、機械経費（賃料）について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上。
- R3年度は、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を引き続き継続。

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)*	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率*	1.02	1.03	1.04
現場管理費率*	1.03	1.04	1.06

*週休2日の実施により、現状より工期が長くなるに伴う必要経費に関する補正

■ 週休2日交替制モデル工事の試行

- R1年度より、現場閉所が困難な維持工事等において、工事従事者が交替で週休2日を確保するモデル工事を試行。達成状況に応じて労務費を補正。
- R3年度より、交替制モデル工事における週休2日の実現に向けた環境整備として、新たに現場管理費の補正係数を設定。

休日率	4週6休以上 7休未満	4週7休以上 8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	1.01	1.02	1.03

■ 工事成績評定による加点

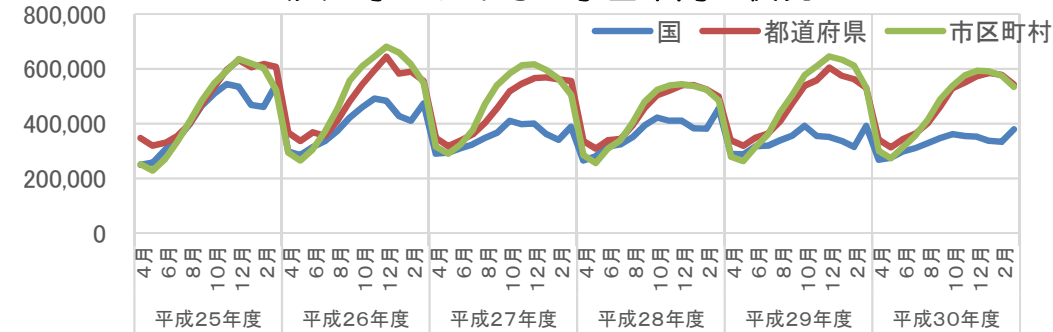
4週8休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価

施工時期の平準化に向けた取組

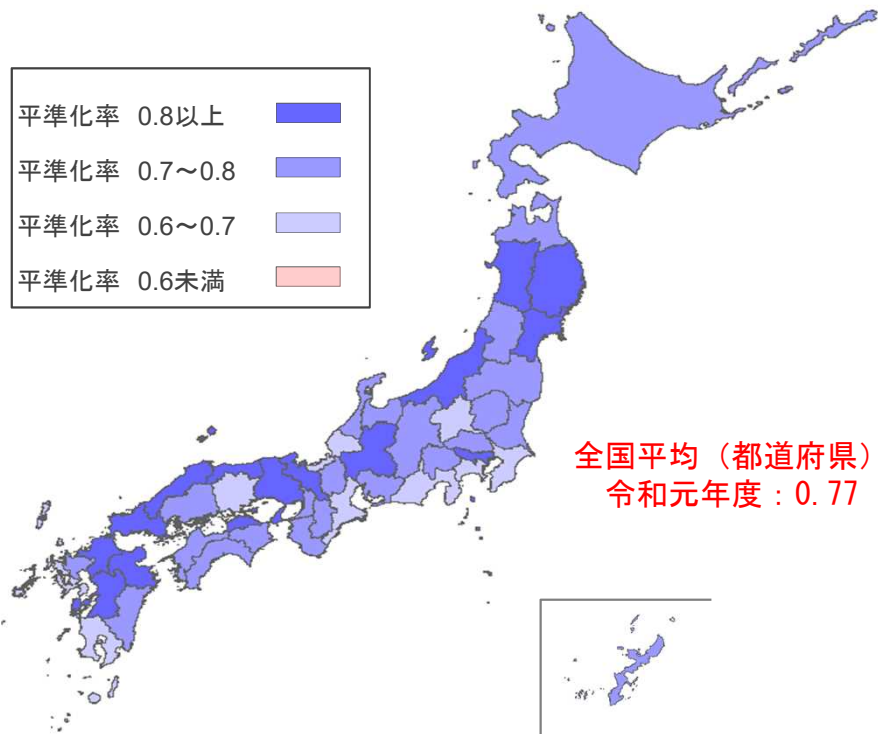
- 令和2年度入契調査を踏まえ、全地方公共団体の平準化率等を見える化(令和3年5月公表)
- 引き続き、都道府県公契連を通じた働きかけ等を通じ、施工時期の平準化に向けた取り組みを加速

(単位：百万円)

公共工事における工事出来高の状況



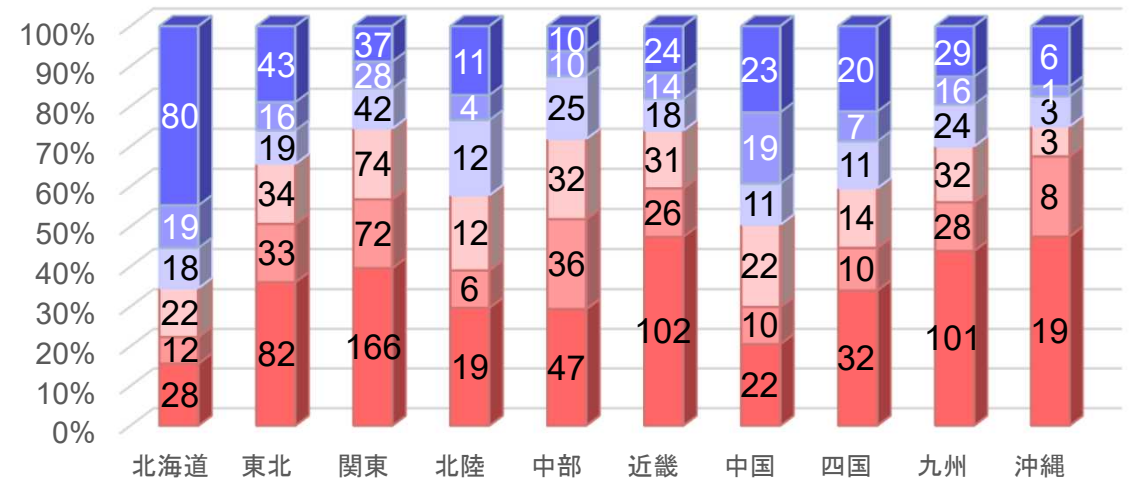
都道府県の平準化率の状況



各地域における平準化率別の市区町村の構成割合

平準化率の区分：■ ~0.4 ■ 0.4~0.5 ■ 0.5~0.6 ※グラフ内の数値は市区町村数

■ 0.6~0.7 ■ 0.7~0.8 ■ 0.8~



地域別の平準化率の平均値(市区町村)

全国	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
0.55	0.81	0.59	0.50	0.58	0.51	0.47	0.64	0.55	0.48	0.45

※地域区分

北海道：北海道
 東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
 関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
 北陸：新潟県、石川県、富山県
 中部：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
 九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
 沖縄：沖縄県

※平準化率の定義：4~6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※都道府県・市区町村の平準化率は、「令和2年度入契約適正化法」に基づく実施状況調査(令和3年1月時点速報値)を基に算出(1件当たり130万円以上の工事を対象)

平準化の促進に向けた取組(『さ・し・す・せ・そ』の推進)

債務負担行為の活用 (さ)

- 債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期（4月～6月）においても工事の施工が可能になり、施工時期の平準化につながります。
- 通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約が締結されますが、工期が12ヶ月未満の工事でも、債務負担行為を設定することにより、年度をまたいだ契約を行うことが可能になります。
- また、ゼロ債務負担行為※を設定することにより、次年度当初から工事に着手でき、出水期までに施工が必要な工事などへの対応が可能になります。 ※主に補正予算で、年度内に契約まで済ませるが、支払いはゼロである債務負担行為

柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用） (し)

- 余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれます。

速やかな繰越手続 (す)

- 悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになります。

積算の前倒し (せ)

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができます。

早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表） (そ)

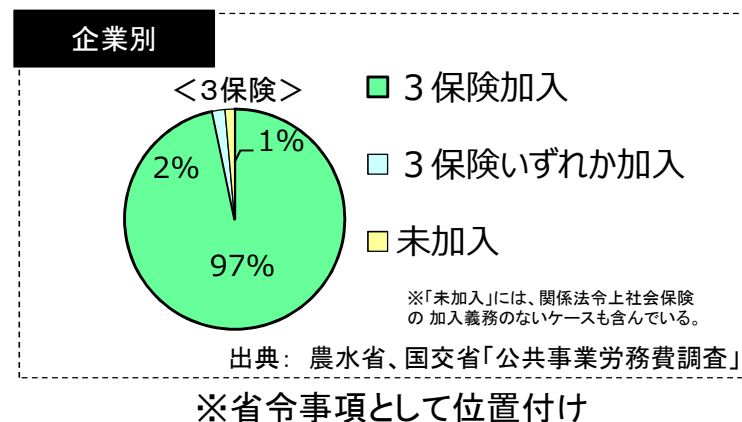
- 年度末に工期末が集中しないよう上半期（特に4～6月）の執行率（契約率）の目標を設定し早期発注を目指します。
- 発注の見通しの公表により、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれます。

現場の処遇改善(社会保険の許可要件化と労務費現金払い)

社会保険の許可要件化

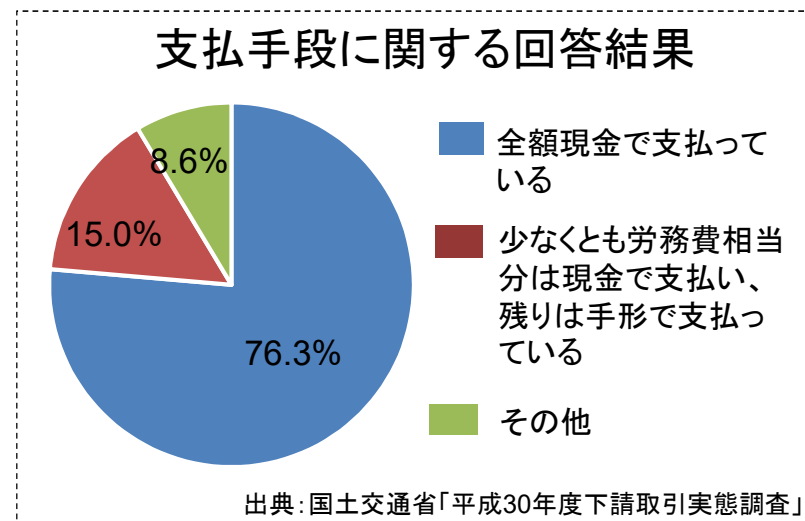
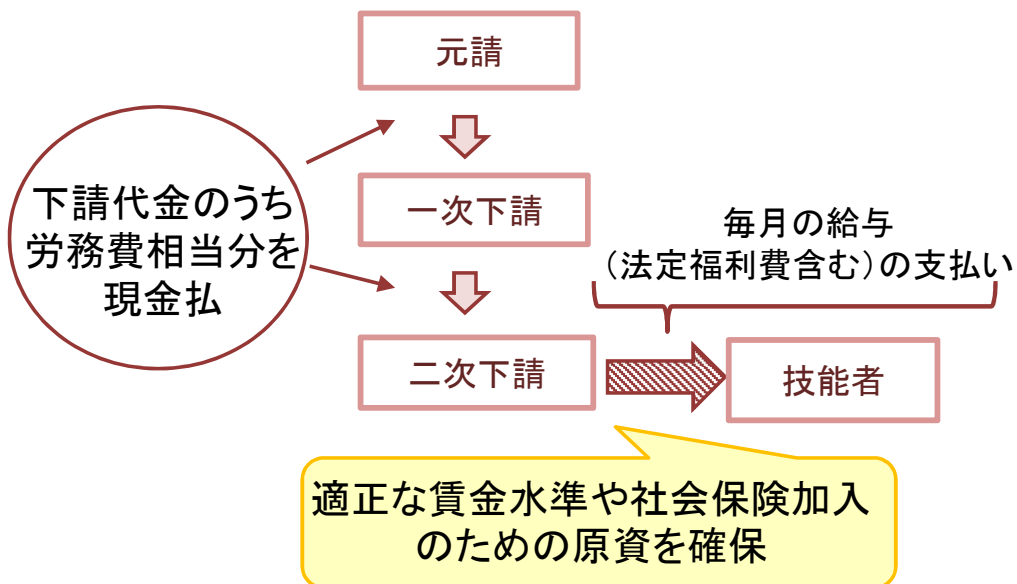
下請の建設企業も含め社会保険加入を徹底するため、社会保険に未加入の建設企業は**建設業の許可・更新を認めない**仕組みを構築

➡ **不良・不適格業者の排除や公正な競争を促進**



労務費現金払い

下請代金のうち**労務費相当分について現金払** ➡ **下請労働者の処遇改善**



○背景

下請代金の支払に際して、なお多くの企業により手形等による支払いが行われており、そのサイトが十分には短縮されていないなどの現状を踏まえ、下請代金の支払の更なる適正化を図るため、「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日、中小企業庁長官、公正取引委員会事務総長)の改正通知が発出されたことを踏まえ、「建設業法令遵守ガイドライン」の「下請代金の支払手段」について改訂するもの。

○改訂の概要

9-2. 下請代金の支払手段(法第24条の3第2項)

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨に鑑み、下請代金の支払に係る考え方を改めて整理した、「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日20210322中庁第2号・公取企第25号。以下「手形通達」という。)において、次のとおり下請取引の適正化に努めるよう要請されているため、元請負人はこの点についても留意しなければならない。

＜参考＞○「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日20210322中庁第2号・公取企第25号。)

- 1 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。
- 2 手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の割引料等のコストを示すこと。※
- 3 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること。
- 4 前記1から3までの要請内容については、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね3年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。

※ 割引料等のコストについては、実際に下請事業者が近時に割引をした場合の割引料等の実績を聞くなどにより把握する方法が考えられる。

また、手形通達によって要請されている取組に加えて、「成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定)において、約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進することとされていること等を踏まえ、建設業界においても、発注者も含めて関係者全体で、約束手形の利用廃止等に向けて、前金払等の充実、振込払い及び電子記録債権への移行、支払サイトの短縮等の取組を進めていくよう努めることが重要であることについても留意しなければならない。

生産性向上への取組

技術者に関する規制の合理化

元請

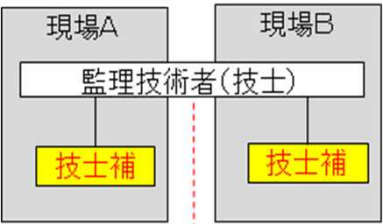
○ 監理技術者の専任緩和

監理技術者補佐を専任で置いた場合は、**元請の監理技術者の複数現場の兼任を可能とする**

○ 元請の監理技術者を補佐する制度の創設

技術検定試験を学科と実地を加味した第1次と第2次検定に再編成。
第1次検定の合格者に**技士補の資格を付与**。

➡ 若者の現場での早期活躍、入職促進



監理技術者は兼務可能

※監理技術者補佐の要件は、主任技術者の要件を満たす者のうち、1級技士補を有する者を想定

＜現行制度＞
監理技術者もしくは主任技術者は、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の工事については、工事現場毎に専任が必要。

技術検定における技士補（第一次検定合格者）の創設

令和3年度1級第一次検定合格者数

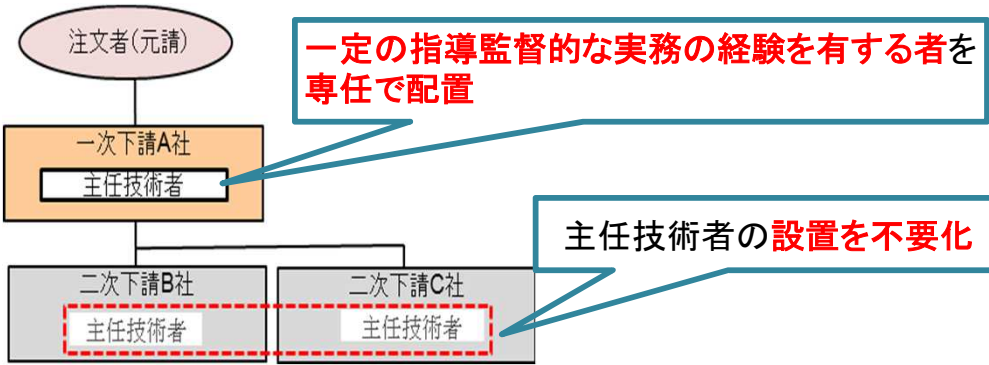
	建設機械	土木	建築	電気工事	管工事	電気通信工事	造園
合格発表日	8月4日	8月19日	7月16日		10月14日		
合格者数	621人	22,851人	8,025人	7,993人	3,792人	4,730人	1,080人

下請

○ 専門工事一括管理施工制度の創設

以下の要件を満たす場合、下請の主任技術者の設置を不要とする

- ・一式以外の一定の金額未満の下請工事
- ・元請負人が注文者の承諾と下請建設業者の合意を得る
- ・更なる下請契約は禁止



※適用対象は、施工技術が画一的で、技術上の管理の効率化を図る必要がある工種に限定

技士補制度の創設

現行制度

改正後(令和3年4月施行)

技術検定

- ・ 学科試験
- ・ 実地試験

合格

※いずれも合格

技 士



技術検定

第1次検定

合格

技士補

第2次検定

合格

技 士

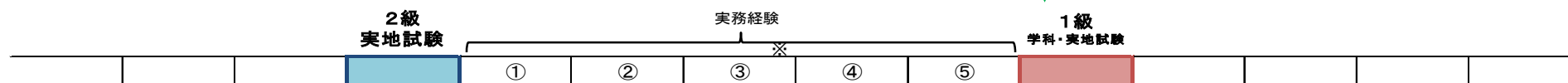
受検資格の見直し

- 2級の第2次検定合格者については、1級の第1次検定を受検するにあたり、1級相当の実務経験を不要とする

現行制度

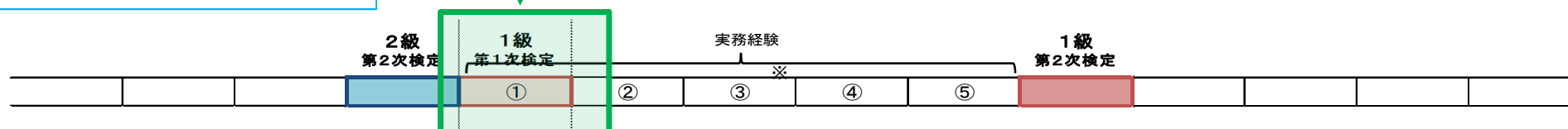
1級受験には所定の実務経験※が必要

※特定の実務経験を積んだ場合5年⇒3年に短縮



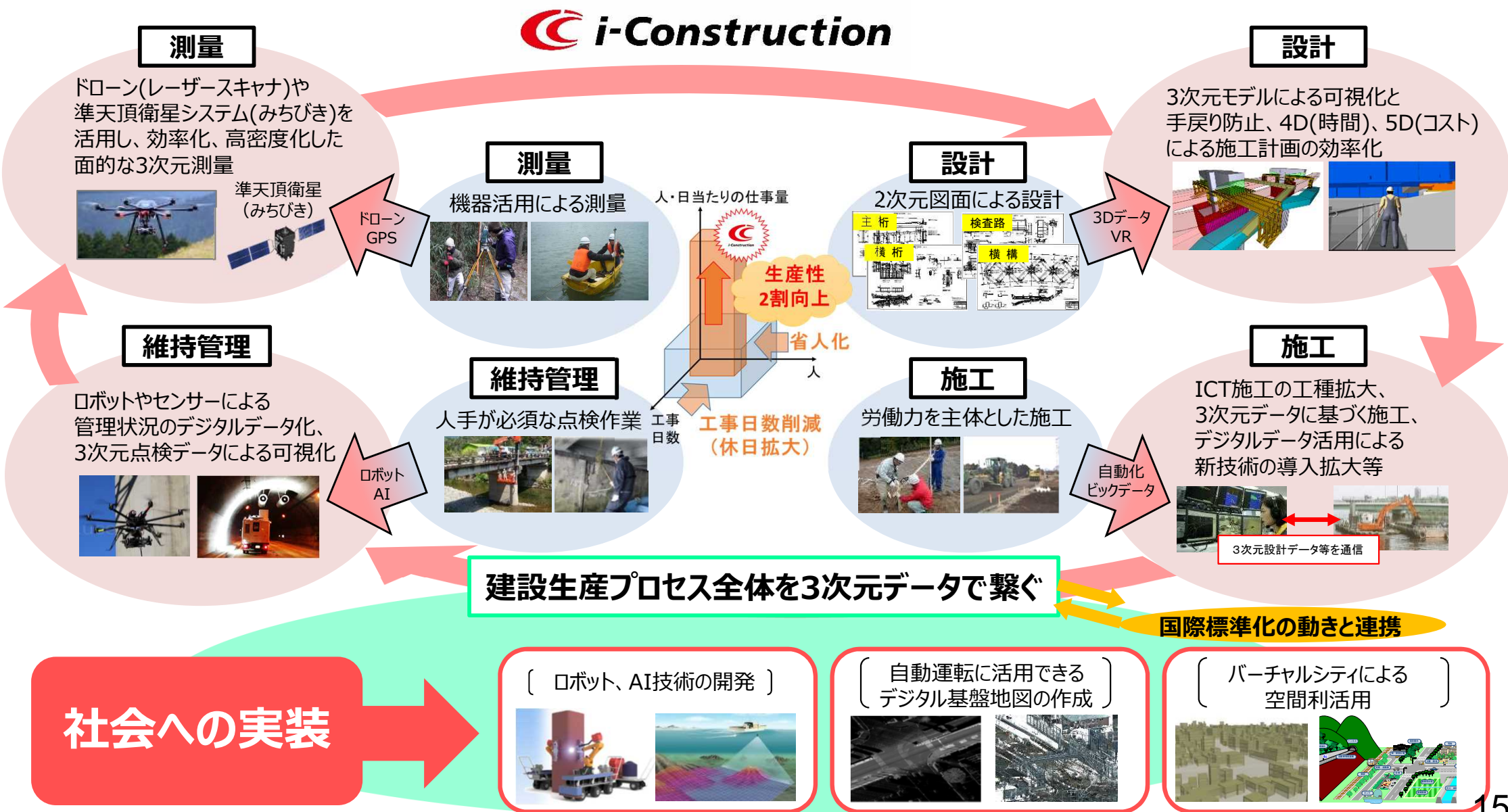
改正後(令和3年4月施行)

2級第2次検定合格後に1級第1次検定を受検可能に



- 17歳以上で受検可能な2級の第1次検定合格者には、2級技士補の称号が付与される

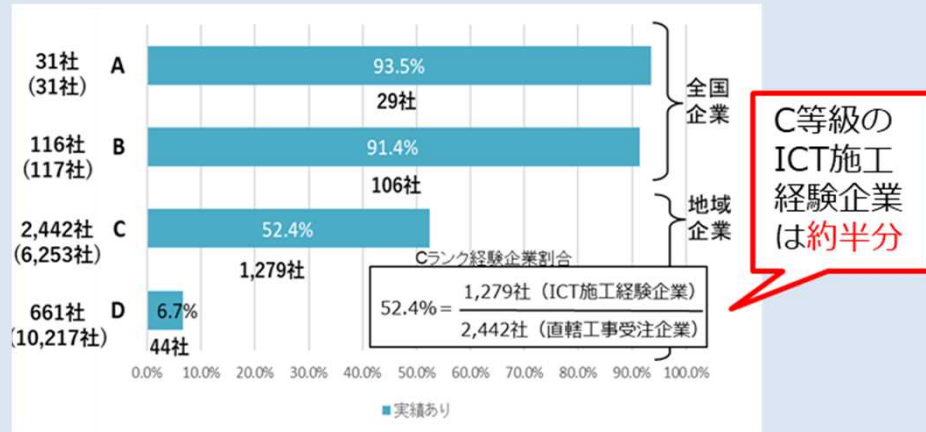
- Society5.0においてi-Constructionを「深化」させ、建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指す
- 平成30年度は、ICT施工の工種拡大、現場作業の効率化、施工時期の平準化に加えて、測量から設計、施工、維持管理に至る建設プロセス全体を3次元データで繋ぎ、新技術、新工法、新材料の導入、利活用を加速化するとともに、国際標準化の動きと連携



中小建設業にICTを普及させるための新たな取り組み

- 直轄ではICT施工の実施率が8割に達した一方、地方自治体におけるICT施工の実施率は3割に満たない状況。
- 地方自治体発注工事を主体する中小企業にICT施工を普及させるために、施工規模や内容に応じたICT機器の使い分けを明確にし、コストと生産性の両立を実施

- 中小企業においてはコストや人材などの面で必要な初期投資が難しく経験企業が5割となっている。



- ICT施工ではMC機能を持った機械で施工を行い、面管理を行うため、機械経費や間接費が従来施工と比べコストが割高となっている



財務省財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会資料 より

コストと生産性の両立を目指したICT機器の使い分け

〈現状〉
currently

〈最適化〉
optimization

〈効果〉
effect

・ICT建機を現場状況に応じて賢く使い分け

マシンコントロール



中型建機0.8m³級～

施工量(大) マシンコントロール
施工量(小) マシンガイド



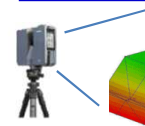
小型建機0.1m³級～

・普及拡大
・コスト縮減

床掘などの出来形計測の必要がない作業は小型建機+MGで行い低コスト化

・出来形管理の最適化

専用機械



汎用機械(スマホなど)



・汎用機械使用

小型構造物では汎用機械を用い出来形計測を低コスト化

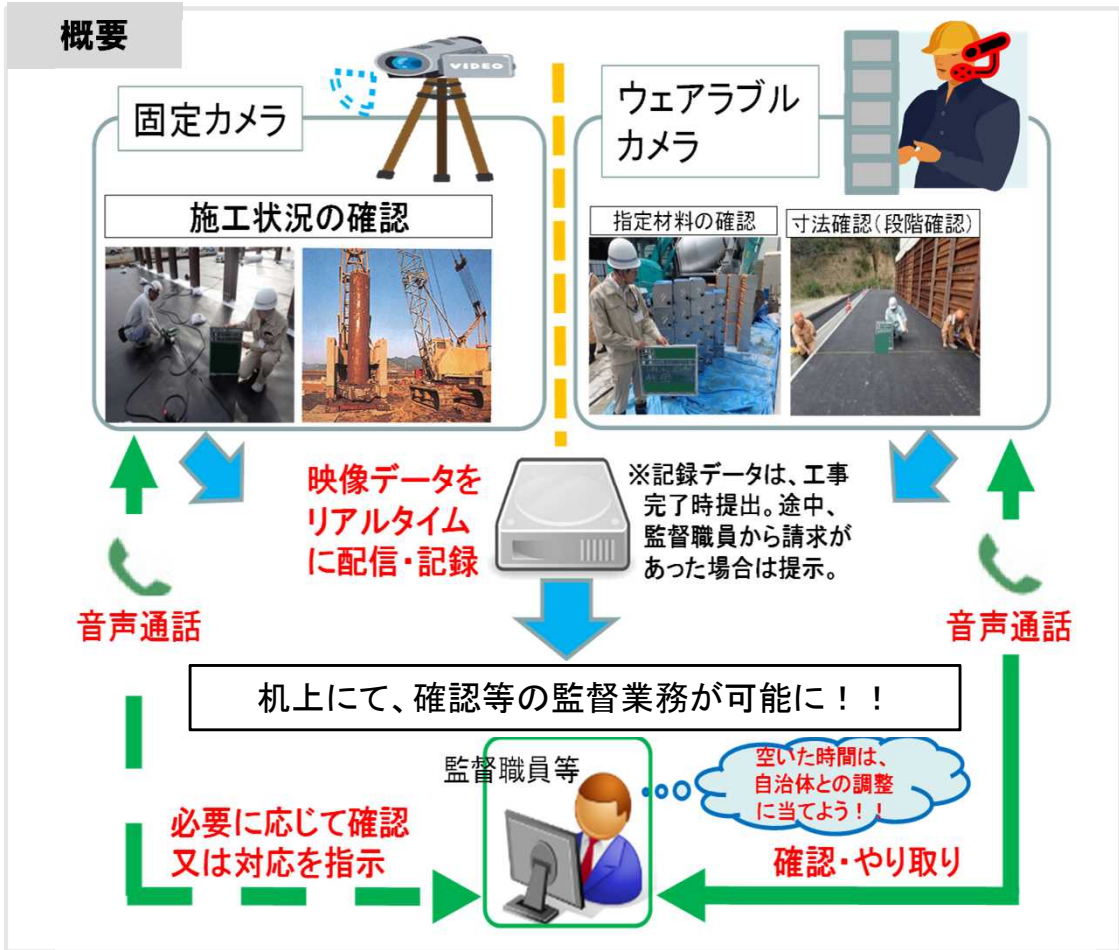
コストは従来施工と同等
生産性は2割向上

・ICTを賢く使い中小建設業の普及促進

○新型コロナウイルスが蔓延する状況下でも、いわゆる3密を避け現場の機能を確認するため、映像データを活用した監督検査等、対面主義にとらわれない建設現場の新たな働き方を推進。

<非接触・リモートによる現場確認>

⇒映像や音声データ等の活用により、従来は現場で行っていた施工状況や材料等の確認を、机上で実施することを可能とする取り組み



<令和2年度における試行件数>

(件)	
工種	件数
一般土木	380
アスファルト舗装	35
鋼橋上部	15
造園	3
セメント・コンクリート舗装	1
プレストレス・コンクリート	8
法面処理	10
塗装	0
維持修繕	47
しゅんせつ	4
グラウト	0
くい打ち	0
さく井	0
その他	57
計	560

※調査結果は令和2年9月末時点のもの
※件数は、既に試行している工事と年度内に試行する工事の合計を記入

建設業許可・経営事項審査申請手続の電子化に向けた取組について

【現状】

- 建設業許可、経営事項審査（経営規模等評価）の申請については書類での申請のみ
→申請準備、審査が申請者及び許可行政庁双方にとって大きな負担。

【方針等】

- 経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）
「建設業許可の電子申請化など関係手続のリモート化を進める」
- 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）
「経営事項審査申請について、早期のオンライン化を実現するとともに、オンライン化に当たっては、BPRを徹底して、申請書類の簡素化、ワンスオンリーの徹底等を行い、行政手続コストの更なる削減を実現する。【令和4年度中措置】」

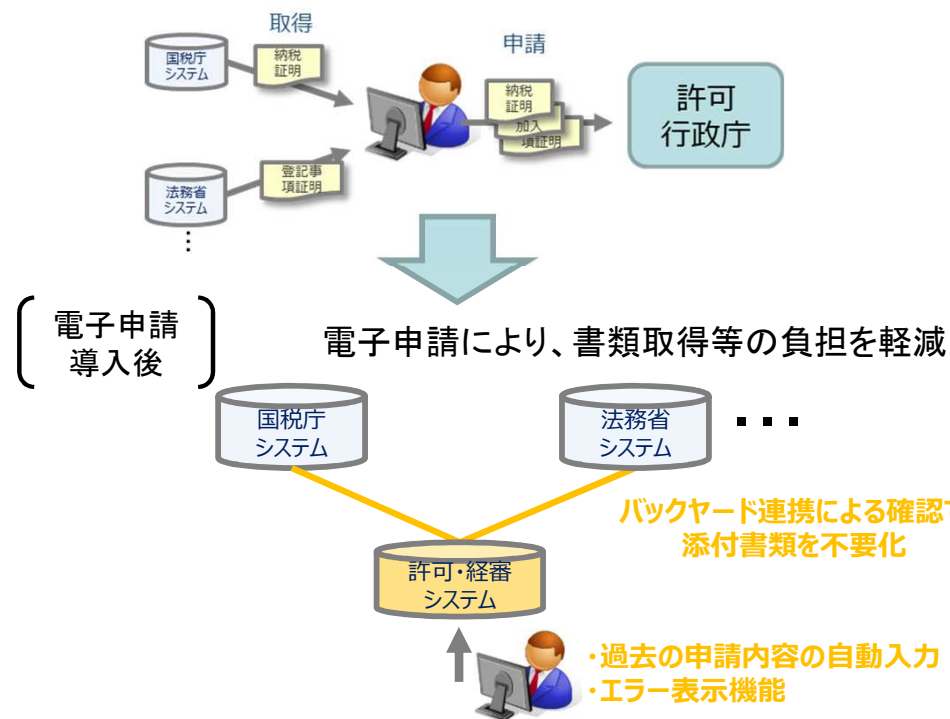
○ 建設業許可・経営事項審査について、**遅くとも令和4年度までに電子申請システムを運用開始**

○ 大臣許可業者・都道府県知事許可業者を問わず、全ての建設業者にとって電子申請が可能となるよう、**国と都道府県で統一のシステムを構築**

○ **他機関のシステムとのバックヤード連携や既に提出した情報のプレプリント機能、エラー表示機能等を実装し、申請手続・審査の負担軽減を最大限実現**

〔 現在 〕

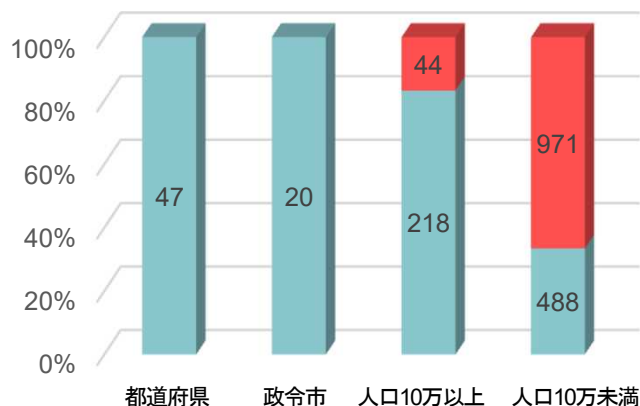
書面で申請



地方公共団体における入札・契約事務の電子化の取組状況

電子入札システムの導入

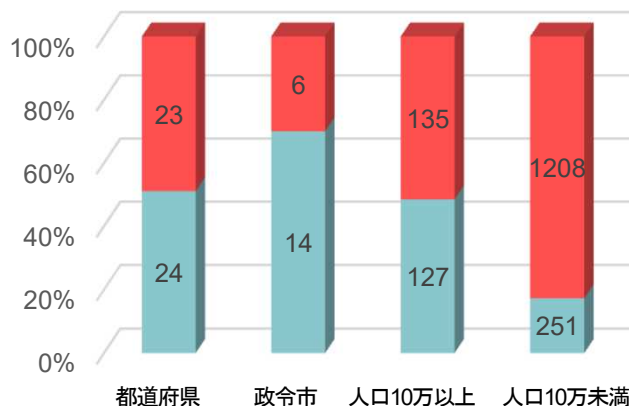
■実施 ■未実施



※25道府県では、道府県主導型の共同利用を実施し、約6割の管内市町村が共同利用に参加

有資格者名簿への電子登録申請

■実施 ■未実施



電子契約システムの導入

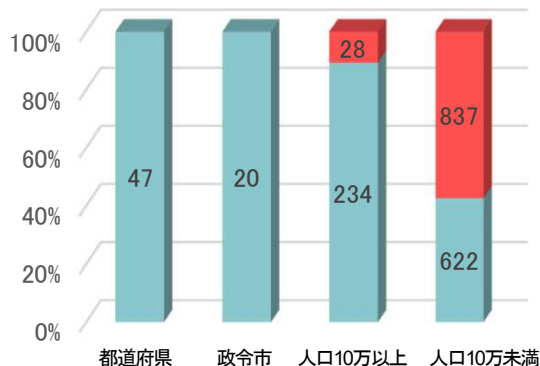
■実施済 ■未実施



インターネット上での入札・契約等の情報公開

設計図書等の配付

■実施 ■未実施



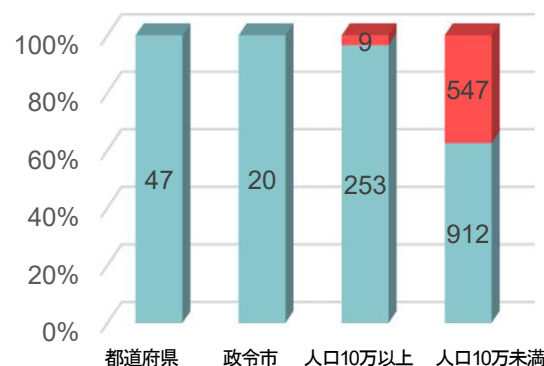
発注見通しに関する情報

■実施 ■未実施



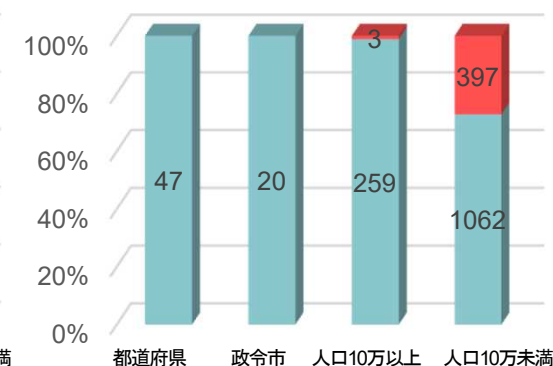
入札公告・入札説明書

■実施 ■未実施



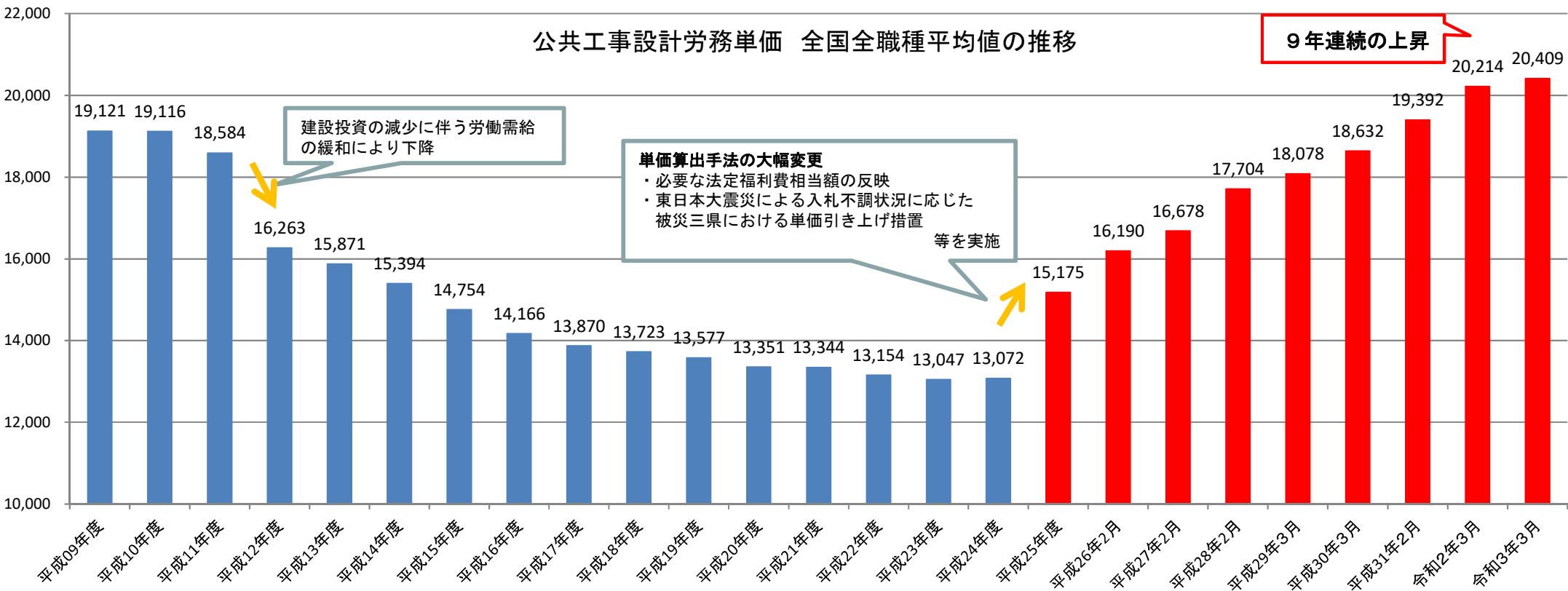
落札結果

■実施 ■未実施



技能労働者の賃金水準の引上げ

○全国全職種平均値は新型コロナウイルスの影響を踏まえた特別措置を実施し9年連続の上昇



注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレース式で算出し、今年度は令和2年度の標本数をもとにラスパイレース式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	H24比
全 国	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	+53.5%
被災三県	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3%	→ +7.8%	→ +3.3%	→ +1.9%	→ +3.6%	→ +2.9%	→ +0.6%	+69.8%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

新型コロナウイルス感染症禍における賃金実態の労務単価への反映について

現状

R2.10公共事業労務費調査の結果については、経済循環とは全く異なる新型コロナウイルス感染症の流行に起因し、**先行きの見えない異常な状況**による影響から、**一時的に賃金支払いが抑制されている可能性**。
(民間工事における賃金支払いについても、公共事業労務費調査の対象となる賃金に影響する可能性もあることに留意。)

対応策

コロナ禍の特別措置として下記のような対応を実施。

※約4割超の単価について、**据え置きの特例措置を適用**

前年度を下回った単価



前年度単価に据え置き

前年度を上回った単価



新単価に改定(R3.3~)

設定イメージ

都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工
01 北海道	-500	-100	100	-300	-100
02 青森県	-300	-100	200	-200	100
03 岩手県	-300	0	200	-200	100
04 宮城県	-300	0	200	-200	100
05 秋田県	-300	-100	200	-200	100
06 山形県	-300	-100	200	-200	100
07 福島県	-300	0	200	-200	200

対前年度増減額



都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工
01 北海道	0	0	100	0	0
02 青森県	0	0	200	0	100
03 岩手県	0	0	200	0	100
04 宮城県	0	0	200	0	100
05 秋田県	0	0	200	0	100
06 山形県	0	0	200	0	100
07 福島県	0	0	200	0	200

対前年度増減額

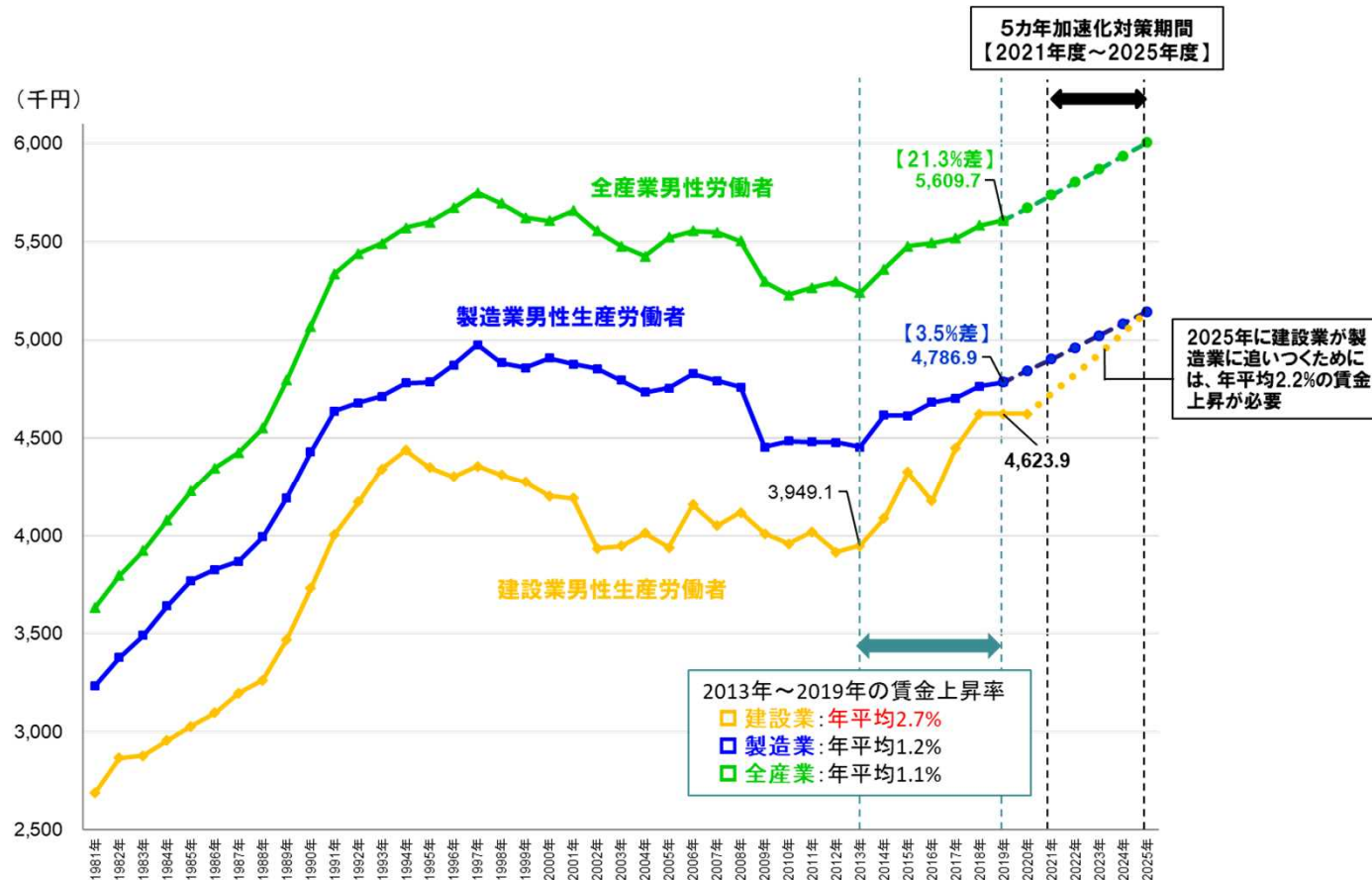
単価への影響

本措置による影響は**+0.8%**(単純平均)

技能労働者の賃金水準の引上げについて

- 約42%の地域・業種で賃金レベルが下がった状況が継続・拡大すれば、かつての賃金下落、労務単価下落、利益下落、更なる賃金下落という負のスパイラルに陥りかねない。
- 技能労働者の賃金の引上げが労務単価の上昇を通じて、適正利潤の確保、更なる賃金の引上げにつなげる好循環を堅持することが必要。
- 今後の公共事業量については、「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」(5カ年総額おおむね15兆円)により、一定の見通しが確保されている。

技能労働者の賃金の推移と他産業との比較



技能労働者の賃金水準の引上げの必要性

- 今後の担い手確保のためには、賃金上昇の継続が必要
- 特に若い世代には、技能と経験に応じて処遇が向上する姿を示すことが必要
- 建設業に関わる全ての関係者が、賃金引上げに向けてそれぞれ努力することが重要

(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与其他特別給与額

開催概要

日時：令和3年3月30日 17:00～18:00

出席団体：日本建設業連合会・全国建設業協会・全国中小建設業協会・建設産業専門団体連合会

開催趣旨：公共工事の円滑な施工確保、技能労働者の賃金水準の引上げ、
建設キャリアアップシステムについて意見交換

- この場において、官民連携して「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等の公共工事の円滑な施工確保に取り組むこと、建設キャリアアップシステムの普及促進のため、官民あわせて取り組んでいくことを確認。
- 今後の担い手確保のため、技能労働者の賃金の引上げが設計労務単価の上昇を通じて、適正利潤の確保、さらなる賃金の引上げにつながる好循環を継続することが必要であり、様々な課題もあり、困難を伴うものの、本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す旗印のもと、全ての関係者が可能な取組を進めることとなり、また、翌年以降も経済状況等を踏まえつつ、継続して賃金上昇に向けた取組を進めることとなった。



日本建設業連合会(令和3年4月19日理事会決定・会長名通知)

○技能労働者の賃金水準の引上げに向けた取組に関する決議

1. 概ね2%以上の賃金上昇を目指す趣旨に適う下請契約の締結

日建連会員企業は、「労務費見積り尊重宣言(2018年12月21日決定)」の今年度の運用について、**一次下請への見積り依頼に際して、概ね2%以上の賃金上昇の趣旨に適う適切な労務費を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重するものとする**こと。

(参考)労務費見積り尊重宣言

日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業への見積り依頼に際して、内訳明示が進んできている法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に適う適切な労務費(労務賃金)を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

2. 適正な受注活動の徹底

公共工事、民間工事を問わず、過度な安値受注、いわゆるダンピング受注等公正な競争を妨げる行為を行わないことは「日建連等企業行動規範2013」で明示されており、また、適正な受注活動の実施については、これまでも会長名で要請を行ってきたところであるが、改めて、①適正価格での受注の徹底②適正工期の確保③適正な契約条件の確保を徹底すること。なお、適正な受注活動は、あくまで自社の責任において行われるものであって不当な取引制限に繋がるような行為は絶対にあってはならないこと。

全国中小建設業協会(令和3年5月31日理事会決定)

○働き方改革宣言

(略)働き方改革の具体的な取組として、高い水準の公共投資を背景に**当分の間、2パーセント以上の労務費の引き上げの取組を宣言**する。今後、会員団体傘下の会員に対して、実効ある取り組みを推奨し、労務費の引き上げを推進する。

全国建設業協会(令和3年4月21日理事会報告・5月11日会長名通知)

○令和3年度事業計画

2. 働き方改革の推進等による職場環境の整備

② 技能者の概ね2%以上の賃上げへの取組

全建では、これまで「単価引き上げ分アップ宣言」に基づき、継続的な技能者の賃上げへの取組を進めてきたところ、令和3年2月の労務単価改定でも全国平均でプラス1.2%(9年連続プラス改定)となった。しかしこの数値は、調査結果がマイナスとなった地域・職種についてコロナ禍の特別措置として据え置いた結果であり、今年度この単価改定分をアップするだけでは、来年度にはマイナス改定に転じるおそれがある。

このため、3月の国土交通省と建設業4団体との意見交換会で申し合わせた、**同宣言を超える概ね2%以上の賃上げを目指し、下請契約での配慮、下請会社への指導等の取組を進める**。併せて、その阻害要因となりかねないダンピングの防止に向け、調査基準価格の設定の適正化等を要望・提言する。

建設産業専門団体連合会(令和3年6月9日総会説明・6月15日会長名通知)

○建設技能労働者の処遇改善への取組について

- **職人の賃金を上げていくことについて賛同**。
- 賃金アップのための障壁は多く、元請・下請関係では、ダンピングによる受発注等への対応や下請け企業の見積尊重の実施等、経営者として意識を強く持って取り組んで行かなくてはならない。
- これらの課題のうち**賃金アップ分の原資を確実に獲得することを第一の目標と定め**、
 - **労務費には賃金アップ分を反映させた額を計上し、法定福利費等必要な費用の内訳を明示した見積書を作成すること**
 - **当該見積書を尊重した請負契約を締結するよう理解を求めていくこと**を当会加盟団体の当面の共通取組として実施。

- 赤羽大臣・建設業団体トップで合意された「本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す旗印」のもと、公共工事の受注者による適正利潤の確保を通じて、賃金引上げに向けた環境整備が図られるよう、地方公共団体に対して、総務省と連名で
 - ① 安定的・持続的な公共投資の確保とともに、② 適正な予定価格の設定や、③ ダンピング対策の更なる徹底 等 を要請
- 都道府県に加え、都道府県公契連等を通じて市町村に対しても、直接働きかけを実施し、フォローアップ

『技能労働者の処遇改善に向けた環境整備のための適正な入札及び契約の実施について』(令和3年6月15日付け、総行第201号・国不入企第15号)

安定的・持続的な公共投資の確保等

建設企業が将来の見通しをもちながら、技能労働者等の安定的な雇用等を図るため、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保が必要

- 安定的・持続的な公共投資の確保
- 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表

適正な予定価格の設定・適切な契約変更の徹底

工事の品質確保、担い手の確保・育成に必要な適正利潤の確保を図るため、取組の更なる強化が必要

《特に強化すべき取組》

- 見積り活用時の妥当性確認の徹底
(不当な乗率の設定取り止め)
- 積算内訳(工事設計書)の適時公表
- 設計変更がトランの公表、適正履行
(特記仕様書への記載等)
- 歩切りの根絶徹底

ダンピング対策の更なる徹底

工事の品質確保や担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、ダンピング対策の更なる強化

《特に強化すべき取組》

- 公契連モデルを大きく下回る団体等を『見える化』し、個別に働きかけ
- 低入札調査の排除実施状況に応じて、個別に改善を働きかけ
- 低入札価格を下回る受注における履行確保措置※の徹底

※①「監督・検査の強化」、②「技術員の増員」、③「下請業者への公正・透明(クリア)な支払の確認」、④「契約保証額の引上げ等」、⑤「工事請負契約に係る指名停止措置の強化」(かきつけこ)を推進)

都道府県に加え、市町村に対しても、都道府県公契連等を通じて直接働きかけを実施し、フォローアップ

趣 旨

建設業の請負契約において、元請負人と下請負人の不適切な取引が指摘されていることから、建設業取引の適正化について、国土交通省と都道府県が連携して集中的に取り組む「建設業取引適正化推進期間」を実施し、建設業取引の適正化の推進を図る。特に、令和3年度については、適正な請負代金での契約締結の状況等について深掘りした情報収集や調査を重点的に行う。

建設業取引適正化推進期間

実施内容

- ポスターの掲示
- 建設業法令遵守に関する講習会(※)
- 立入検査(合同立入検査を含む)
- 各許可行政庁による自主的な事業
- 各種相談窓口等(駆け込みホットライン等)の周知 等

★令和3年度の取り組み(重点事項)★

- 適正な請負代金での契約締結がなされるよう、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況等について、モニタリング調査を実施

令和2年度実績(期間中の実績)

- | | |
|---------------|--------------------------|
| 1. 立入検査 | 2. 講習会(地整等、31都道府県) |
| ○地整等単独 | ○都道府県と地整等の合同 26回(1,778名) |
| ・大臣許可業者 152業者 | ○都道府県 21回(3,173名) |
| ○都道府県と地整等の合同 | 合計 47回(4,951名) |
| (地整等、18都道府県) | |
| ・大臣許可業者 20業者 | |
| ・知事許可業者 35業者 | |
| ○都道府県(13都道府県) | |
| ・知事許可業者 120業者 | |
| 合計 327業者 | |

※地整等…地方整備局、北海道開発局及び
沖縄総合事務局

その見積りは 適正な価格に なっていますか?

みんなで守る適正取引

- ・その金額ありきで、見積りを作らせていませんか?
- ・労務費や法定福利費を見積りに反映させていますか?



請負代金を決定するにあたっては、双方で見積り依頼・提出を踏まえて協議を行ってください!



令和3年度 10・11・12月

建設業取引適正化推進期間です

国土交通省及び都道府県では、建設業取引適正化推進期間に建設業法令遵守など、建設業取引の適正化に関する講習会を各地で開催します。詳しくはホームページからご確認ください。

建設業取引適正化推進期間 [検索](#)

主催 国土交通省、都道府県
協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構

開催概要

日時：令和3年9月29日 13:00～14:20

出席団体：日本建設業連合会・全国建設業協会・全国中小建設業協会・建設産業専門団体連合会

開催趣旨：建設業の働き方改革等の推進、公共工事の円滑な施工確保、技能労働者の適正な賃金水準の確保、建設キャリアアップシステムの更なる利用促進等について意見交換

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等の公共工事の円滑な施工に万全を期すとともに、施工余力が十分あること、前回申し合わせた「概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す」という旗印のもと、引き続き官民一体となって取り組んでいくことを再確認。
- 建設キャリアアップシステム（CCUS）の更なる利用促進に官民で取り組むとともに、経営事項審査でのCCUS活用の加点評価、民間発注者を含めたCCUS推進体制の構築など、新たな取組を検討していくことを赤羽大臣より表明。
- 地域の「守り手」である建設業の担い手確保のために、ダンピング対策の徹底や、女性・若者が活躍できる魅力的な産業に変革する必要性等について議論。



標準見積書の活用による労務費・法定福利費の確保

- 標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・発注者に対して取組を要請（近日要請予定）。また、地方公共団体に対し、請負代金内訳書に明示される法定福利費の内訳額の確認等を要請し、実効性を図る。
- その際、CCUSの能力評価を見据え、技能者の地位や能力に応じた労務費の見積りとその尊重についても推進。

下請への要請

- 労務費や法定福利費の内訳明示等
- CCUSの普及を見据え、能力や地位の反映を推奨

- 法定福利費は労務費総額を算出し、保険料率を乗じる方法を基本とする
- できる限り、想定人工の積上げによる労務費の積算と労務費総額の明示に努める
- その際、技能者の地位や能力を踏まえ具体的に示すことが望ましい

【技能者の地位や能力を踏まえた内訳の例】

(100㎡あたり)

〇〇工	歩掛	単価	労務費
職長 (CCUSレベル3・4相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
一般作業員等 (CCUSレベル1・2相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
総額			B円

公共発注者の確認による履行強化

(地方公共団体に対して要請)

- ◎ 請負代金内訳書の法定福利費の内訳明示の徹底
- ◎ 公共発注者による法定福利費の内訳額の確認
 - 予定価格の積算から合理的に推計される率を参考に確認
- ◎ 内訳額と想定額が乖離するときは、元請に対して算定根拠の確認を指示
 - 少なくとも1/2以上であること
 - 下請から法定福利費の見積書の提出があることを確認

等

元請への要請

- 法定福利費及び労務費の見積りの尊重

- 法定福利費は必要な労務費とあわせて適正な額を確保
- 下請に対して法定福利費が明示された見積書の提出を求め、当該見積りを尊重する。労務費総額についても同様
- 想定人工の積上げによる積算、技能者の地位や能力に応じた見積りがされている場合は特に尊重する
- 元請が自社独自の様式を用いる場合も専門工事業団体の標準見積書との整合に留意

民間発注者への要請

- ◎ 法定福利費及びその適正な支払いの前提となる労務費等の必要経費を見込んだ発注
- ◎ 法定福利費が着実に確保されるよう見積・契約等の際に配慮すること

建設キャリアアップシステム

- 「建設キャリアアップシステム（CCUS）」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み

○若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、技能と経験に応じ給与を引き上げ、将来にわたって建設業の担い手を確保し、ひいては、建設産業全体の価格交渉力を向上させるもの

業界横断的な経験・技能の蓄積



資格を登録
カードをリーダーにかざし就業履歴を蓄積

CCUS

技能者情報

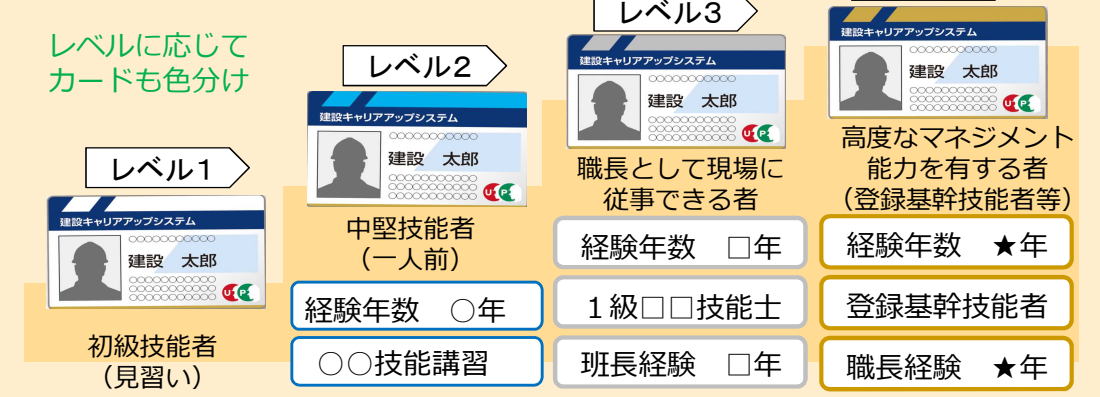
- 経験
- 知識・技能
- マネジメント能力

事業者情報

- 建設業許可情報
- 財務状況
- 取引先
- 社会保険加入状況

能力評価基準（※）に基づきレベルを判定

建設技能者の能力評価



レベルに応じてカードも色分け

レベル1

建設キャリアアップシステム
建設 太郎

初級技能者（見習い）

経験年数 〇年

〇〇技能講習

レベル2

建設キャリアアップシステム
建設 太郎

中堅技能者（一人前）

経験年数 〇年

1級□□技能士

班長経験 □年

レベル3

建設キャリアアップシステム
建設 太郎

職長として現場に従事できる者

経験年数 □年

登録基幹技能者

職長経験 ★年

レベル4

建設キャリアアップシステム
建設 太郎

高度なマネジメント能力を有する者（登録基幹技能者等）

経験年数 ★年

登録基幹技能者

職長経験 ★年

※専門工事業団体等が職種毎の能力評価基準の策定・能力評価の実施

専門工事企業の見える化

項目区分	項目	申請内容（イメージ）
基礎情報 ☆☆☆☆	建設業許可の有無	建設業法上の建設業許可 有
	建設業の許可年数	〇〇年
	財務状況等	〇〇指標
		取引銀行；△△銀行〇〇支店 取引先；●●建設、▼▼工務店
施工能力 ☆☆☆☆	社員数	〇〇名（直用）
	専門工事業団体加入	専門工事業団体に加入
	建設技能者の人数	キャリアアップカードの保有人数 〇〇名 キャリアアップカードのレベル4-〇名 レベル3-〇名 レベル2-〇名 レベル1-〇名 動員力 〇〇名
	施工現場	■病院、□〇ビル
コンプライアンス ☆☆☆☆	建設業法の法令遵守、労働基準関係法令違反の状況	建設業法による監督処分、労働基準関係法令違反 無
	社会保険加入状況	雇用保険、健康保険、年金保険 加入

建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ

令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指す。

- ・ CCUSと建退共の連携：CCUSカードをタッチすることで、**建退共掛金が充当**
- ・ 社保加入確認：**作業員名簿の作成等の義務化**に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においても**CCUS活用を原則化**
- ・ 公共工事等での活用：国直轄工事での**CCUS義務化・活用推奨モデル工事**の実施、地方自治体発注工事での**CCUS活用**の取組
- ・ レベルに応じた賃金支払い：レベルに応じた**賃金目安の設定**、下請けによる**職長手当等マネジメントフィーの見積への反映**・元請による**見積尊重**
- ・ 更なる利便性向上：**顔認証入退場の推進**、マイナポータルとの連携

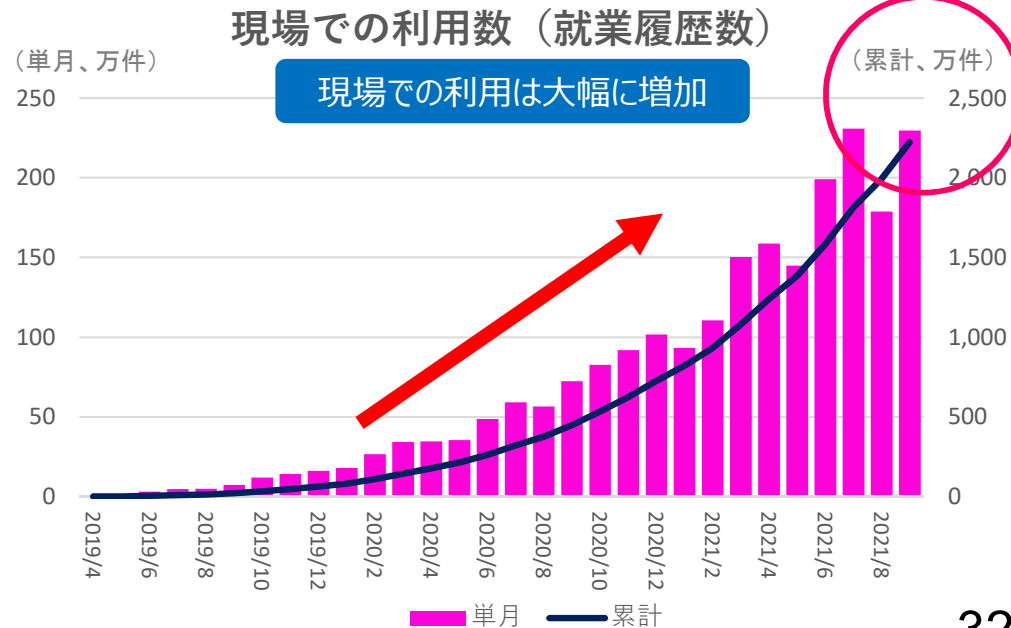
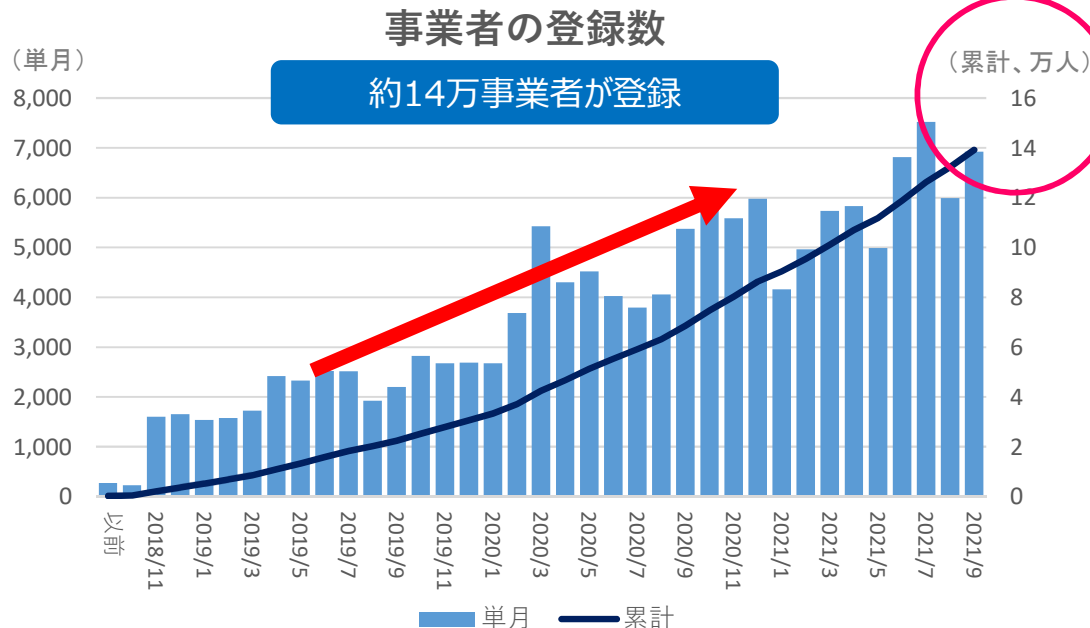
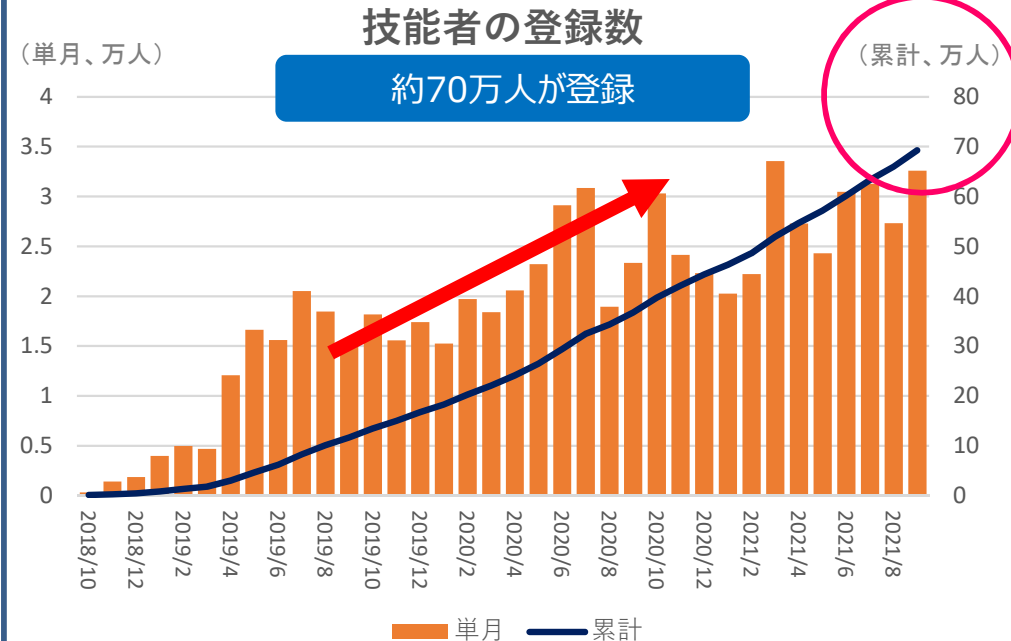
31

- 技能者は**約70万人**が登録済み
(今年度内に80万人に達するペースで増加。技能者の4人に1人が利用する水準)
- **現場での利用数※**は**大幅に増加**
(※就業履歴数。直近で月・約230万回 (令和3年9月実績))
- **事業者の登録は約14万事業者※**が登録
(※うち一人親方は約4万事業者)

【参考】

	技能者登録	(参考) 技能者数	事業者登録	(参考) 工事実績がある事業者数
全国	692,511 人	3,180,000人	139,169社	200,279 社

(注) 技能者登録、事業者登録数はR3.9末時点。
技能者数は労働力調査(総務省)のR2平均より国土交通省推計。
工事実績有業者数は建設工事施工統計調査報告(R1実績)より



- 建設市場全体でみると、元請完工高の約 6 割を担う企業が C C U S に登録済み。
 - 特に、総合建設業団体会員企業では、約 4 分の 3 の市場規模を担う事業者が事業者登録済み。
- 今後は、登録の増加と併せて、C C U S の現場利用の促進に一層力を入れていくことが必要

総合建設業団体会員企業

(日建連・全建・全中建^注) 完工高計 29.4兆円

元請完工高
300億以上

完工高計 16.5兆円
企業数 98社
登録済 90社

元請完工高
10～300億未満

完工高計 9.2兆円
企業数 2,688社
登録済 1,355社

元請完工高
10億未満

完工高計 3.7兆円
企業数 15,316社
登録済 3,356社

登録率
92%

完工高
16.1兆円相当

登録率
50%

完工高
5.3兆円相当

登録率
22%

完工高
1.1兆円相当

設備・ハウスメーカー等

(経審受審企業) 完工高計 31.6兆円

元請完工高
300億以上

完工高計 11.2兆円
企業数 110社
登録済 72社

元請完工高
10～300億未満

完工高計 10.0兆円
企業数 2,963社
登録済 1,018社

元請完工高
10億未満

完工高計 9.8兆円
企業数 116,409社
登録済 18,867社

登録率
65%

完工高
7.6兆円相当

登録率
34%

完工高
4.3兆円相当

登録率
16%

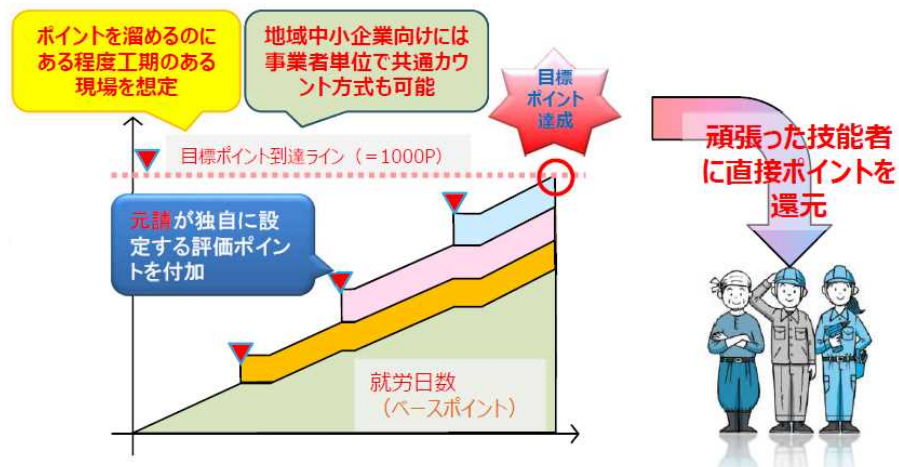
完工高
2.1兆円相当

*経審受審企業を集計。
全中建会員企業のうちR2.12のアンケート回答先661社について、登録率は23.4%。同団体は完工高の集計に含まれていない。

経審：R3.3末現在、CCUS：R3.8末現在のデータより
国土交通省調べ

カードタッチの蓄積ポイントを電子マネーに還元

CCUSの就業履歴を、元請事業主が独自に設定するプログラムにより電子マネーに還元される仕組みを試行（奥村組が9 / 1から実証実験を開始）



建設業界の雇用マッチングサービスとの連携

（6月から連携開始）

CCUS登録技能者はマッチングの上位に表示。
CCUS加入者バッジ表示により健全な事業者であることをアピール可能に。



小規模現場における顔認証での履歴蓄積

（10月から本格供用開始）

小規模な現場をはじめ、携帯電話の発信や顔認証により、カードリーダーがなくても就業履歴を蓄積（10月から本格共用開始）



ハローワーク等との連携（CCUSユーザーの応募勧奨）

（7月から実施）

全国のアローワークや公共職業能力開発施設で、建設業への入転職を目指す求職者に対し、CCUS登録企業への応募勧奨を実施

※技能者の求人を行うCCUS登録済の建設事業主（求人者）に対し、求人票作成を支援

従業員を採用したい建設事業者の皆さま

建設キャリアアップシステム
Construction Career Up System
CCUS

の登録はお済みですか？

建設現場で働く若手が求めることトップ3

- 第1位 週休2日制の推進
- 第2位 仕事が年間を通じてあること
- 第3位 能力や資格を反映した賃金

建設キャリアアップシステム（CCUS）は、

- ✓ 職人の適正な評価と給与の引上げ
- ✓ 職人を育てる企業が評価され、受注機会が確保される環境整備

を目的に、国・業界が一体となって推進しているシステムです。

2023年度から「あらゆる工事でCCUSを完全実施」を目指しています。

詳しくは裏面へ

建設業界への就職を希望される皆さま

建設業界が変わる！

新3K に向け、官民一体で取り組んでいます！

新3Kとは・・・

給与(K) 賃金改善を推進（18%以上）
・職人の給与は約18%UP
（18%：賃金改善目標、賃金改善率18%以上を指す）

休暇(K) 土日祝日のほか、週休2日を確保し、
・働き方改革により、労働時間を削減

希望(K) 「建設キャリアアップシステム（CCUS）」で技能者
・技能者に認められる4色のカードを交付
・カードの色に応じた賃金支払の実現を目指します

詳しくは裏面へ

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの利用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

〔事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点〕

【一般土木(WTO対象工事等)】

○ CCUS義務化モデル工事

(全国で21件(R2年度契約))

※カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担

○ CCUS活用推奨モデル工事

(全国で39件(R2年度契約))

○地元業界の理解がある22都府県において、直轄Cランク工事でも活用推奨モデル工事を試行

【営繕工事】

○ CCUS活用推奨営繕工事

(全国で9件(R2年度契約))

【港湾・空港工事】

○ CCUS活用モデル工事

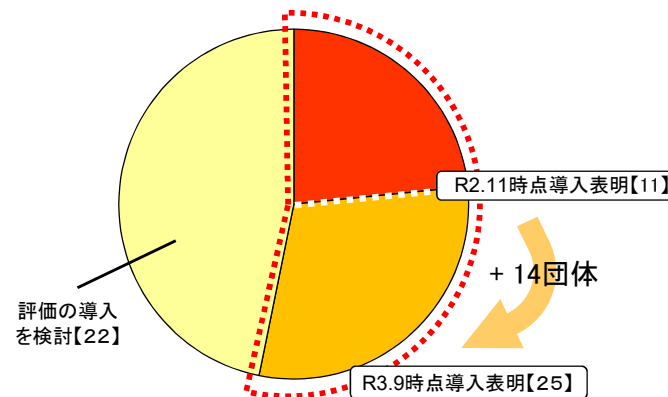
(全国で13件(R2年度契約))

地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

○25県が企業評価の導入を表明、他の全ての都道府県も検討を表明

【都道府県の導入・検討状況】



※市町村に対しても要請し、都道府県公契連での周知に加え、人口10万以上の全ての市区に対して国から直接ヒアリング等を実施(3月末までに全市区283団体に実施)

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

○UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施予定(R3年度は20件程度の工事に適用予定)

○水資源機構においてR3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施

○NEXCO西日本においてR3年度から義務化モデル工事を実施予定

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**23都府県**で実施予定（他に5協会が検討中）
- 都道府県発注工事は、**25県**が企業評価の導入を表明し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明
 広がりをさらに加速化するため、様々な機会に知事等のハイレベルに直接働きかけることをはじめ、より一層取組を強化

都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価	都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価
北海道		△	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府	●	△
岩手県		△	大阪府	●	△
宮城県	●	●◎	兵庫県	●	◎(予定) ○(予定)
秋田県		△	奈良県	●	△
山形県		△	和歌山県		○(予定)
福島県	●	◎	鳥取県		△
茨城県		●(予定)	島根県	●	△
栃木県	●	◎	岡山県	●	●
群馬県	●	●◎	広島県		◎
埼玉県	●	●(予定)	山口県	●	●(予定)
千葉県		△	徳島県		○
東京都	●	△	香川県	○	△
神奈川県		△	愛媛県		△
新潟県		△	高知県	○	△
富山県		△	福岡県		○
石川県		○	佐賀県	○	△
福井県	●	●○	長崎県	○	◎
山梨県	●	◎	熊本県		△
長野県	●	◎、○(予定)	大分県		△
岐阜県	●	●○	宮崎県	●	●◎○
静岡県	●	◎○	鹿児島県	●	●
愛知県	●	△	沖縄県	●	●(予定)
三重県	○	●			

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況 (R3.9.29 現在)

【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点（R2年度は予定価格8000万円以上が対象）等

【山梨県】総合評価において加点

県土整備部発注工事（土木一式工事）において総合評価で加点（試行）

【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価（試行）
 ※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

【宮城県】全工事の成績評定及び総合評価において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ。うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

【福島県】総合評価において加点

R2年4月より、総合評価方式（一部類型を除く）の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

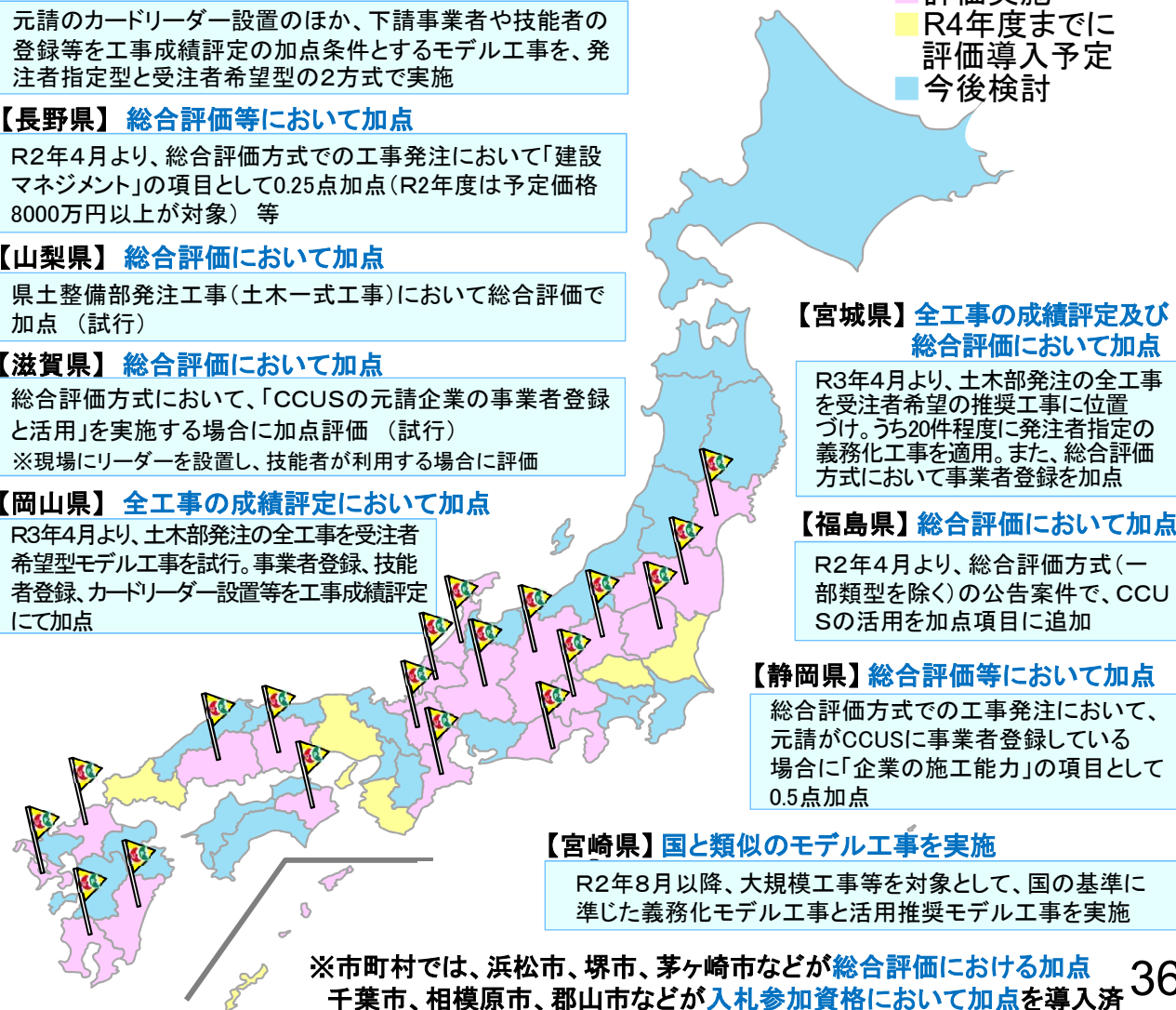
【静岡県】総合評価等において加点

総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

※市町村では、浜松市、堺市、茅ヶ崎市などが総合評価における加点
 千葉市、相模原市、郡山市などが入札参加資格において加点を導入済



<直轄Cランク工事>

- 都道府県建設業協会が賛同
- 協会において検討中

※赤枠は令和3年9月以降に表明されたもの

<都道府県工事での評価>

- モデル工事等工事評定での加点
- ◎ 総合評価における加点
- 入札参加資格での加点
- △ 検討中

※赤字は令和3年4月以降に導入を表明されたもの

『ブロック別CCUS連絡会議』の開催

(全国8ブロックで開催)

各ブロックにおけるCCUSの活用・取組状況を踏まえ、建設業団体と地元都道府県等で情報共有・意見交換を実施
(日建連・各都道府県建設業協会・全中建等が参加)

<第1回連絡会議の開催状況>

- ①9/27 近畿ブロック、②9/28 関東ブロック、③10/1 中部ブロック
- ④10/22 北陸ブロック、⑤10/27 北海道・東北ブロック
- ⑥10/27 四国ブロック で開催。その他ブロックは日程調整中

議 事

各機関のインセンティブ措置導入済み事例、検討中事項、各団体の取組状況等について説明・意見交換。

今後の方針

- 現場見学会の開催(10月～2月)
- 第2回連絡会議(令和4年2月目途)
 - ・第1回連絡会・現場見学会等で出された意見・論点の整理
 - ・新たなCCUSモデルとなる現場事例の共有
 - ・各都道府県における今後の取組方針



近畿ブロック

都道府県公契連を通じた市町村への働きかけ

(原則すべての都道府県で開催)

都道府県公契連を通じて、各都道府県の市区町村の契約担当課長等に対して直接に働きかけ
(今年度すでに25都道府県で開催済み) ※10/31時点

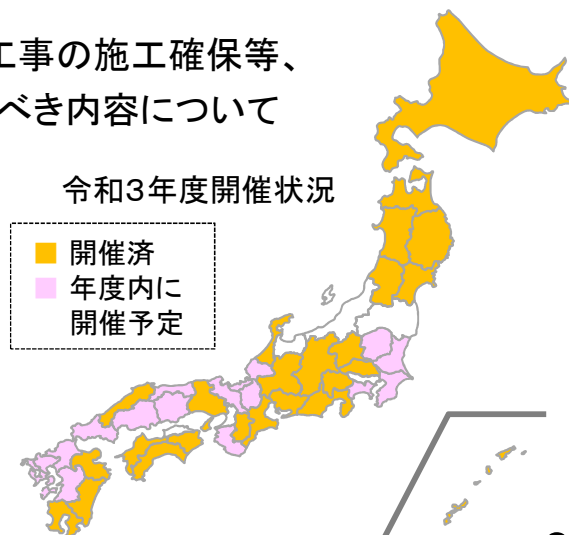
※国・都道府県・市区町村一体となった入札契約の適正化の推進、特に市区町村における入札契約の改善の取組を一層進めるため、令和2年度より、国交省も参加・直接の働きかけを行う取組を強化。

内 容

- 入札契約の改善に関する各都道府県の取組状況について、国交省本省より説明
- CCUSの活用推進、公共工事の施工確保等、発注者が連携して対応すべき内容について適切な対応を働きかけ

令和3年度開催状況

■ 開催済
■ 年度内に開催予定



建設分野に携わる外国人数の推移

(単位：人)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021 (6月末現在)
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	1,658,804	1,724,328	※
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	68,604	93,214	110,898	※
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	45,990	64,924	76,567	※
外国人建設就労者	—	—	—	—	401	1,480	2,983	4,796	5,327	3,987	3,312
特定技能外国人	—	—	—	—	—	—	—	—	267	2,116	2,781

出典：外国人建設就労者は国土交通省調べ、特定技能外国人は入管庁調べ、その他は外国人雇用届出状況（厚生労働省）（注）外国人建設就労者・特定技能外国人は年度末時点、その他は10月末時点の人数

※：未集計

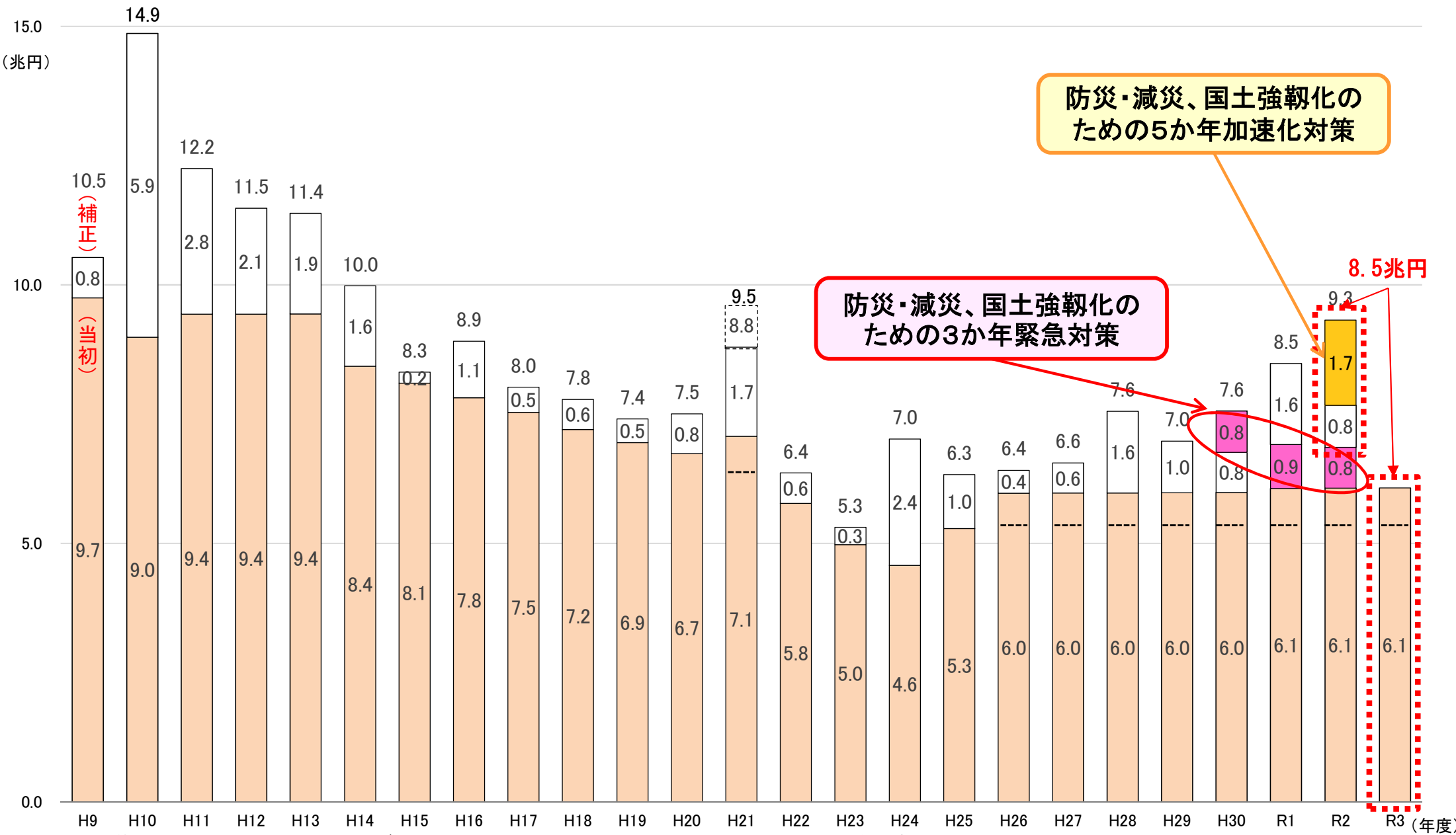
建設分野の外国人技能者の受入れにあたっては、業種横断の基準に加え、
建設産業の特性等を踏まえ、建設分野特有の基準を設定

○建設分野における上乗せ規制の概要（特定技能外国人の場合）

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関（受入企業）の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める
- 3) 受入計画の認定基準
 - ①受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
 - ②受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
 - ③特定技能外国人受入事業実施法人（JAC）への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
 - ④特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
 - ⑤賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明（外国人が十分に理解できる言語）
 - ⑥1号特定技能外国人に対し、受入れ後、国土交通大臣が指定する講習または研修を受講させること
 - ⑦国又は適正就労監理機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ 等

公共工事の円滑な施工確保

公共事業関係費(政府全体)の推移



※ 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
※ 平成21年度予算については、特別会計に直入されていた地方道路整備臨時交付金相当額(6,825億円)が一般会計計上に変更されたことによる影響額を含む。
※ 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。
※ 平成26年度予算については、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額(6,167億円)を含む。
※ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の初年度分は、令和2年度第3次補正予算により措置する。(「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」令和2年12月11日閣議決定)

公共工事の円滑な施工確保について（令和3年1月29日地方公共団体あて要請）

○ 防災・減災、国土強靱化の加速化等を図る観点から、公共工事の円滑かつ適切な執行に向けて、適正価格による契約等の適切な措置の実施を要請
（『公共工事の円滑な施工確保について』令和3年1月29日総務省自治行政局長・国交省不動産・建設経済局長、『公共工事の円滑な施工確保に向けた取組について』令和3年1月29日総務省行政課長・国交省建設業課長）

適正な価格による契約

（1）予定価格の適正な設定

- 労務・資材等の最新の実勢価格等を反映した適正な積算の実施
- 災害や不調、不落の場合等における見積りの積極的な活用
- 歩切りの根絶について改めて徹底すること

（2）ダンピング対策の強化

- 低入札価格調査基準制度、最低制限価格制度の活用の徹底

※課長通知において以下の事項について通知

- ・ 調査基準価格の算定方式や設定範囲等の改訂等、必要な見直しの実施
- ・ 低入札価格調査について、適切な調査の実施を徹底すること
- ・ 発注体制上の課題等により価格調査の実効性確保が困難である場合等は必要に応じて、最低制限価格制度の活用などを検討すること

（3）設計変更等の適切な実施

- 適切な設計図書の変更や、これに伴い必要となる請負金額や工期の変更
- 建設資材の不足を原因とした工事の遅れなど、受注者の責めに帰すことができない事由により工期が遅れる場合の適切な工期の変更
- 遠隔地の資材調達や地域外からの労働者確保に係る設計変更等

適正な工期設定、施工時期の平準化等

- 「工期に関する基準」等に基づき、休日等を考慮し、適正工期を設定
- 週休2日等を考慮し、必要となる労務費や機械経費等を適切に反映
- 債務負担行為の活用など、施工時期の平準化を図ること
（財政部局、農林・教育等の部局を含めた緊密な連携・取組など）

※課長通知において、社総交事業に係る債務負担行為の活用等について通知

地域の建設業団体等との緊密な連携

- 公共工事を受注する地域の建設業団体等との意見交換等を通じた緊密な連携により、公共工事の受注環境等の把握に努め、工事の円滑な発注や入札契約の適正化等に努めること

調査及び設計の円滑な実施

技術者・技能者等の効率的活用等

（1）地域の実情等に応じた適切な規模での発注

- 複数工区での発注等、適切な規模の発注
- 施工箇所が点在する工事の間接費の適切な運用

※課長通知においても、入札不調等が生じている場合等は、必要に応じて、複数工期をまとめて発注する等の発注ロットの拡大や地域要件の緩和等について適宜検討する旨を通知

（2）技術者の専任等に係る取扱い

- 監理技術者等の専任に係る取扱いの適切な対応

入札契約手続の迅速化等

- 入札公告等の準備行為の前倒し、総合評価落札方式における提出資料の簡素化、事業執行の効率化等に資する適切な規模での発注等
- 災害復旧事業における随意契約や指名競争入札の活用

※課長通知において、以下の事項について通知

- ・ 災害復旧工事等の発注に当たって、地域の実情等も考慮し、必要に応じて概算数量発注の活用についても適宜検討すること

地域の建設業者の受注機会の確保等

（1）受注機会の確保等

- 適切な地域要件の設定や、地域精通度等の適切な企業評価
- 前金払制度のさらなる活用、前金払いの迅速かつ円滑な実施

（2）技能者の就労環境の改善

- 社会保険未加入業者の排除等による適切な水準の賃金支払の促進
- 前払金、中間前払金の活用、適正な工期の設定、柔軟な設計変更

〔公共工事の施工確保〕 発注者と建設業団体との意思疎通の緊密化

- 発注者と建設業団体との緊密な連携により、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等による公共工事の着実な実施が図られるよう、地方公共団体に対しても、総務省と連名で取組を要請
⇒ これまで、45都道府県・のべ240以上の市区町村において開催
- 受注者側の受注体制の共有、入札制度の改善検討等を推進

国交省から地方公共団体に対し、発注者と建設業団体との意思疎通の緊密化、受注環境の把握、円滑な発注等を要請※

※『公共事業の円滑な施工確保について』（令和3年1月29日総務省自治行政局長・国土交通省不動産・建設経済局長通知）、
『公共工事の円滑な施工確保に向けた地方公共団体と地域の建設業団体等との意見交換の推進について（依頼）』（令和3年2月8日付国土交通省不動産・建設経済局建設業課長事務連絡）

〔全建の取組例〕

※令和3年2月8日、全建会長から都道府県会長あてに依頼

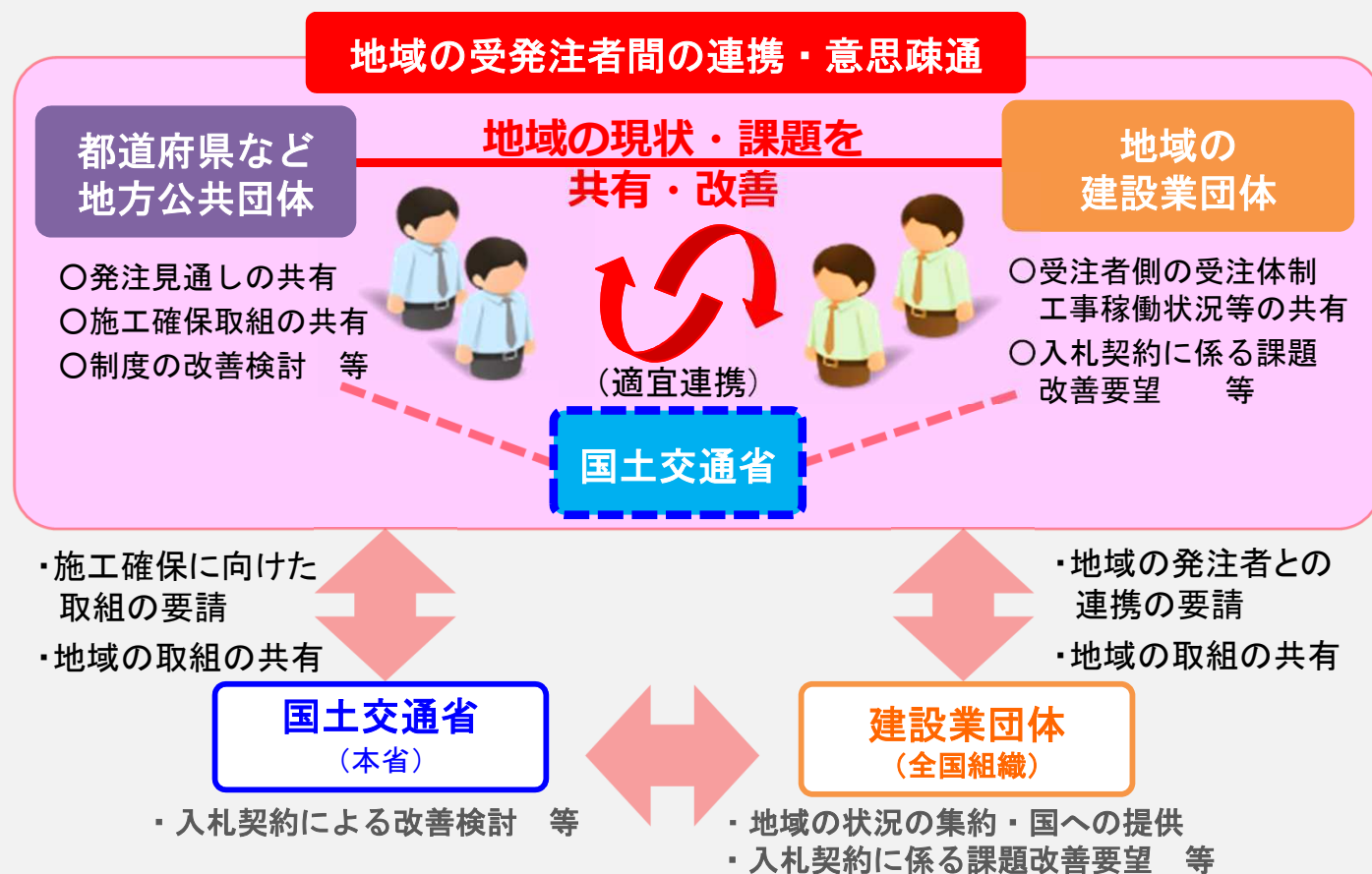
- 防災・減災、国土強靱化の推進、コロナ禍からの日本経済の早期回復のために公共事業の円滑な施工が必要不可欠
- 今後の公共事業の円滑な施工に向けて、都道府県等との意見交換会の早期開催など受発注者間の意思疎通の緊密化、地域の状況の集約等

〔日建連の取組例〕

- 国交省の施工確保通知を受け、会長から会員各社に対して、全力で施工体制の確保を図るよう要請・周知
- 全国各地の公共工事発注者との意見交換等を実施

〔全中建の取組例〕

- 全建と同様に、地方公共団体と意見交換会を開催するなど、意思疎通の緊密化の取組を実施



令和4年度概算要求等

1. 国費総額

(1) 一般会計 6兆9,349億円(1.18倍)

公共事業関係費

6兆2,492億円(1.19倍)

○一般公共事業費

6兆1,932億円(1.19倍)

○災害復旧等

560億円(1.00倍)

非公共事業

6,857億円(1.07倍)

○その他施設費

626億円(1.54倍)

○行政経費

6,230億円(1.04倍)

(2) 東日本大震災復興特別会計 380億円(0.95倍)

2. 財政投融资 1兆7,634億円(0.88倍)

(参考) 財投機関債総額 2兆7,892億円(0.92倍)

※上記のほか、下記項目については、事項要求を行い、予算編成過程で検討。

- ①防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策、②盛土による災害の防止に向けた総点検を踏まえた対応、
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地域公共交通・観光の確保・維持等に必要な経費
- ④消費税率の引上げ等に伴う住宅取得に係る給付措置の取扱い、⑤一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに係る更なる増額分

○ 国土交通省の公共事業予算は、例年以上に順調に執行されており、令和3年度の当初予算の9月末時点での契約率は73.9%となっている。

＜9月末時点での執行状況＞

【当初予算（前年度からの繰越含む）】

（単位：兆円、％）

区分	予算現額	契約額計	率
令和3年度	11.3	8.3	73.9
令和2年度	12.1	8.6	71.3
令和元年度	11.3	7.9	70.4
過去5年平均 (H28～R2)			72.1

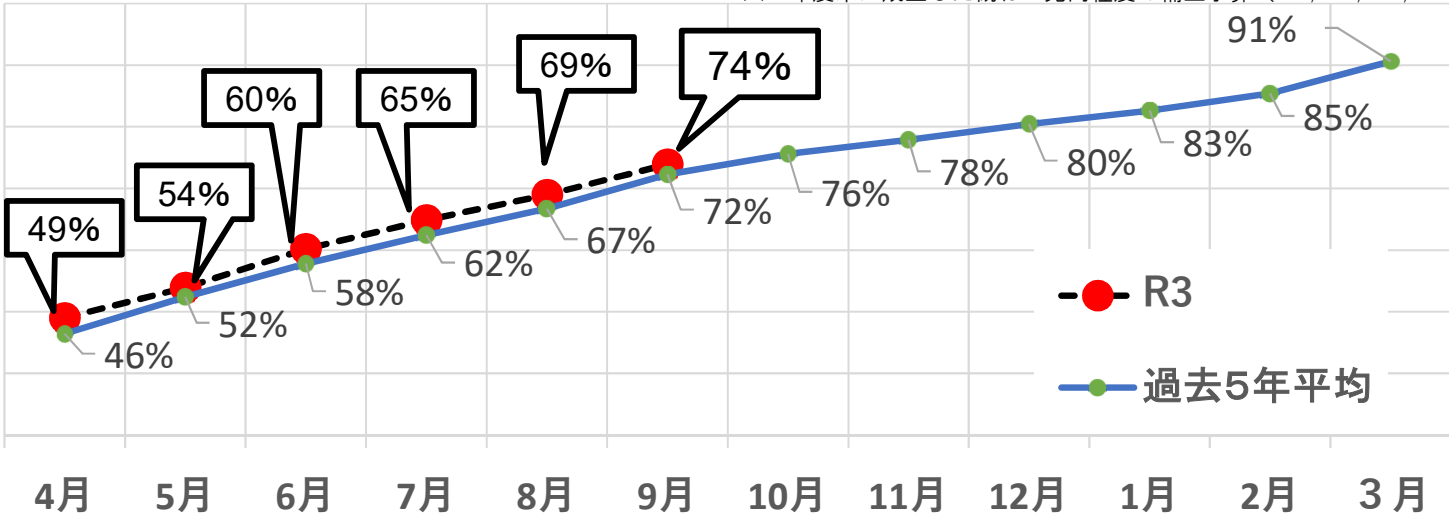
【補正予算】

（単位：兆円、％）

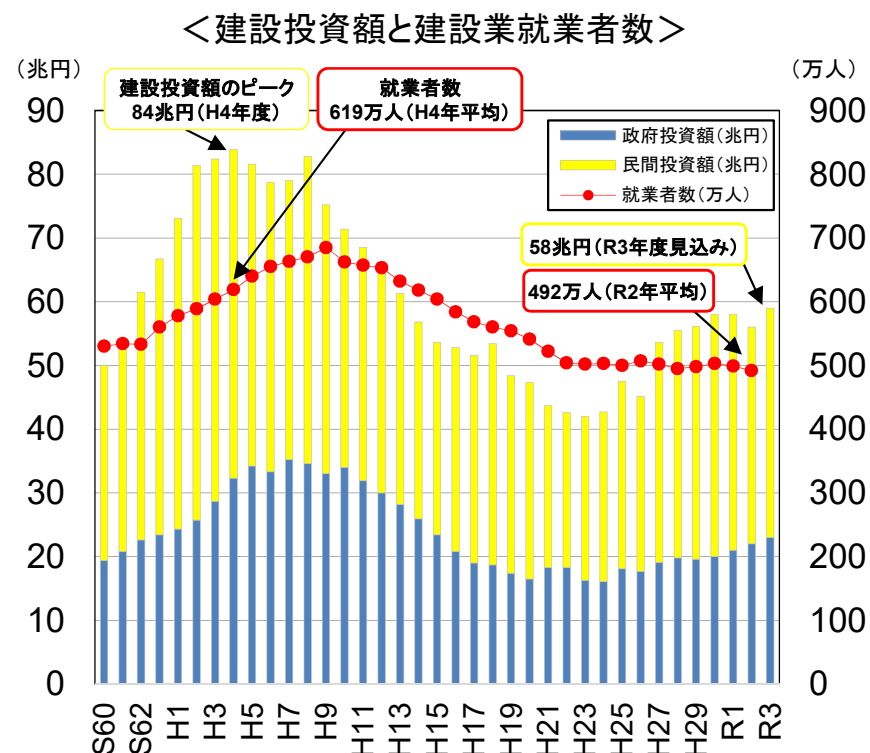
区分	予算現額	契約額計	率
令和2年度 補正予算（第3号）	2.0	1.7	84.0
令和元年度 補正予算	1.4	1.1	83.4
平成30年度 補正予算（第2号）	0.8	0.7	78.1
過去の大型補正平均 (※)			82.6

約6%
早く執行

※ 年度末に成立した概ね1兆円程度の補正予算（H24, H25, H29, H30, R1）

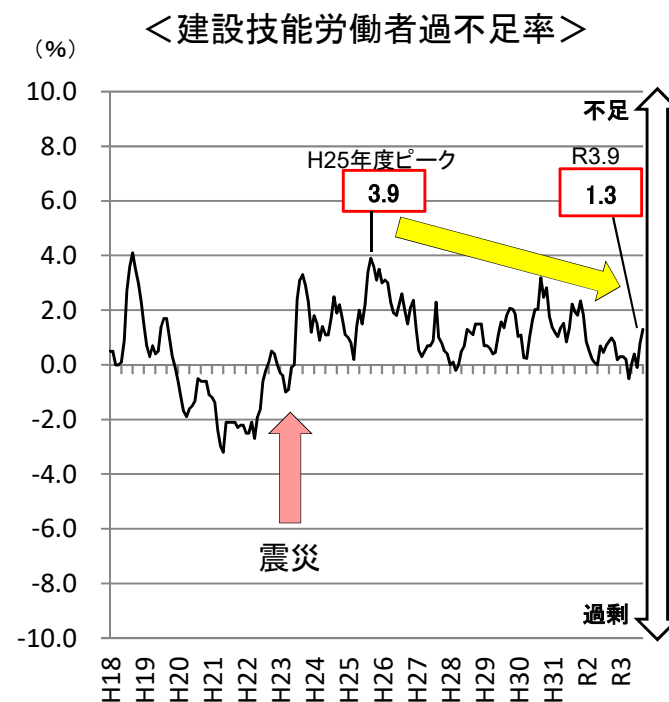


- 建設投資額はピーク時の平成4年度から**3.1割減少**（公共は**3割減少**）に対し、就業者数は**2割減少**。この四半世紀で現場施工の機械化等も進んでおり、マクロでみれば施工人員の確保は十分可能。
- **建設技能労働者の過不足率は、総じて落ち着いてきている。**
- 業界からは、新型コロナウイルスの影響等により落ち込んだ**民間投資が回復しきっておらず**（コロナ前2019年と比較して2021年1月～9月の民間工事受注7.7%減（日建連受注実績調査））、**影響の長期化を懸念**する声が多い。
- ICT施工の増加や施工時期の平準化等により**施工効率が向上**しており、**施工余力に問題はない。**



(出所) 国土交通省「建設投資見通し」(※)・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

※我が国の全建設活動について出来高ベースの投資額を推計したもの
 ※政府投資及び民間住宅投資については、政府経済見通し、内閣府中央試算により推計。それ
 以外の投資については、建築着工統計、建設総合統計等により推計



(出所) 国土交通省「建設労働需給調査」

※対象は型枠工(土木)、型枠工(建築)、左官、とび工、鉄筋工(土木)、
 鉄筋工(建築)の6職種
 ※建設業許可を受けた法人企業(資本金300万円以上)のうち、調査対
 象職種の労働者を直用する全国1,704社の回答を基に計算
 ※過不足率 $=((2)-(3)) / ((1)+(2)) \times 100$
 (手持ち現場において①確保している労働者数、②確保したかったが
 出来なかった労働者数、③確保したが過剰となった労働者数)

新型コロナウイルス関係

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針における建設工事等の位置づけ

○公共工事等の安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については、緊急事態宣言時においても最低限の事業継続を要請

※「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」においては、公共工事の早期執行を図り、景気の下支えに万全を期すこととされている

○緊急事態宣言時においても、国民の安定的な生活の確保の観点から、インフラ運営関係等に係る事業者については、自宅等で過ごす国民が必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業の事業継続を要請

工事現場等での感染予防対策 (都道府県・政令市・建設業者団体あて)

○建設現場やオフィスにおける、感染予防対策の基本的事項について、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を作成し、周知。

※コロナウイルス対策に伴う熱中症リスク軽減のための取組等も追記

(令和2年5月14日国土建第18号、令和2年7月1日国不建第1号、令和2年8月25日国不建第82号、令和2年12月24日国不建第302号等)

○施工中の工事の現場等において、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意するよう依頼

○コロナウイルス感染症の感染者(感染の疑いのある者を含む。)及び濃厚接触者があることが判明した場合に、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図るとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるよう依頼

(令和2年4月8日国土入企第6号、令和2年4月17日国土建第7号、令和2年5月25日事務連絡、令和3年1月7日国不入企第31号等)

○建設工事の現場では、元請事業者はじめ、施工に携わるそれぞれの立場で、極力、「三つの密」の回避や影響の軽減がなされることが重要。

特に、建設現場での朝礼・点呼、各種打合せ、着替えや食事休憩、密室・密閉空間における作業などについて、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、「三つの密」の回避や影響緩和のための対策徹底等について依頼 (建設現場の「三つの密」回避等の取組事例についても周知)

(令和2年4月8日国土入企第6号、令和2年4月17日国土建第7号、令和2年5月25日事務連絡、令和3年1月7日国不入企第31号等)

※直轄事業:感染拡大防止対策を徹底するとともに、追加費用を要する感染拡大防止対策で必要と認められるものについては請負代金額や工期等の変更を行う旨通知

(令和2年4月20日国地契第5号等)(地方公共団体及び建設業者団体等に参考送付)

公共工事における一時中止等の対応

(都道府県・政令市あて、市町村・建設業者団体等にも周知)

○施工中の工事等における一時中止措置等の対応について通知

・新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等に伴い技術者等が確保できない場合や、資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合において、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う

(令和2年4月8日国土入企第6号、令和2年5月25日事務連絡、令和3年1月7日国不入企第31号等)

(参考) 直轄事業における一時中止措置等 ※都道府県等に対して参考周知

(令和2年4月7日国地契第1号等、令和2年5月25日事務連絡、令和3年1月7日国会公契第29号等)

・受注者から一時中止等の希望の申出がある場合、感染拡大防止に向けた取組状況等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、工事等の一時中止や設計図書等の変更を行い、一時中止措置等を行った場合には、必要に応じて請負代金額の変更や工期の延長等、適切に対応する。

※工事等を継続又は再開する場合に、感染拡大防止対策を適切に実施

【入札等の手続及びヒアリングの実施等について】

・総合評価落札方式における評価等について、適宜柔軟な対応を行う

・公告案件において原則ヒアリングを実施しない。公告済の案件も、可能な限り省略

民間工事における一時中止等の対応 (建設業者団体・民間発注者団体あて)

○公共工事に係る対応(一時中止等や工事現場等での感染予防対策)について、民間発注者団体に対しても周知

○資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款において、「不可抗力」によるものとして受注者は発注者に工期の延長を請求でき、増加する費用については受発注者が協議をして決めることとされている旨を周知

(令和2年4月8日事務連絡、4月17日国土建第7号、令和2年5月25日事務連絡、令和3年1月7日事務連絡)



建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和3年5月12日改訂版)

1. はじめに

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年5月7日変更）」において、公共工事は社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、継続を求められる事業として位置づけられている。
- また、国民の安定的な生活の確保の観点から、インフラ運営関係（電力、ガス、上下水道等）、家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）等の事業者について、自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業の事業継続を要請するとされており、公共工事以外の建設工事についてもこれらの事業の継続のために必要な工事については継続することが求められるものと考えられる。

2. 感染防止のための基本的な考え方

- 「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。
- 特に、「三つの密」が生じやすいと考えられる建築工事の現場やオフィスにおいては、感染防止対策の徹底に注意が必要である。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制 / (2) 健康確保 / (3) 建設現場 / (4) オフィス等における勤務 / (5) 通勤 / (6) 従業員・作業員に対する協力のお願い / (7) 感染者が確認された場合の対応 / (8) その他

(3) 建設現場 [詳細]

- 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、手洗いなどの感染予防の徹底に加え、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底を図ることが必要である。
- 建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などについて、「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策を徹底するものとする。
 - (i) 建設現場における対応
 - ・現場入場時の体温測定等、個々の建設現場において適切な健康管理を実施する。
 - ・内装工事や仮設昇降機内などで閉鎖もしくは狭い空間に多人数が集まる場面では、マスク着用は元より、工事エリアごとに区画を設定し、人数制限を設けるほか、扉・窓の開放による自然換気、換気装置の設置などにより、感染を予防する。
 - ・特に、重機や車両のハンドルや操作レバー等複数の従業員が頻繁に触れる箇所についてはこまめに消毒を行う、必要に応じ、車両運転時に使い捨てのゴム手袋等を着用する。等

※気温・湿度が高い時期においては、現場の状況に応じた熱中症対策に取り組む。
 - (ii) 建設現場への移動・立ち入り
 - ・現場の状況に応じ、作業員を複数班に分け、入場時間や退場時間を一定時間ずらす。
 - ・建設現場に車両で移動する際には、車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等により、同乗・相乗りを可能な限り避けるようにする。等
 - (iii) 作業員宿舎における対応
 - ・宿泊する作業員が密な状態とならないよう、発注者と協議の上、十分な広さの作業員宿舎を確保する等
 - (iv) 休憩・休息スペース
 - ・食堂等で飲食する場合、時間をずらす、椅子を間引く、車中で食事を取る他、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努める。困難な場合も、対面で座らないようにする。これらの措置が困難な場合は、簡易なパーテーション（アクリル板等）を設置する。等

※寒冷な場面においては、適切な換気（機械換気による常時換気や室温が下がらない範囲（18℃以上を目安）での常時窓開け）や適度な保湿（湿度40%以上を目安）を行う。
 - (v) トイレ
 - (vi) 入札契約に関する対応
 - ・建設工事の一時中止等の際には、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるほか、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように十分な配慮をするとともに、適切な代金の支払い等、元請負人と下請負人との間の取引の適正化の徹底を図る。
 - ・感染拡大防止対策に必要な設計変更について発注者との協議を行うなど、入札契約手続きにおいて適切な対応を行う。等

- 直轄工事・業務では、感染拡大防止のため、「3密」の回避や沿革での現場確認など、必要と認められる対策について、精算時に契約変更を実施。

※以下の例に限らず、受発注者の協議により設計変更の対象となることもあるため、様々な工夫を期待（契約額に大きく関わる対策は前広な協議を）

（設計変更の対象とする対策の例）



「3密」の中での打合せ
⇒現場事務所の拡張



インカム



シールドヘルメット



作業時のマスク着用



消毒液の設置



サーモグラフィー体温計



労働者宿舎（↑外観、
→共用スペース）

⇒近隣宿泊施設の確保



Webカメラを活用した
遠隔による現場確認



建設業における職域接種

職域接種の申請状況（建設業関係）

申請企業数: 93社

会場数: 143会場

総接種予定人数: 約42.1万人

※申請終了日(6月25日)時点の申請状況

建設業において団体単位での職域接種に取り組む例

団体名	接種人数	接種対象
岡山県建設業協会	13,680	会員企業、グループ会社、協力会社、家族
帯広建設業協会	1,500	会員企業、家族
下呂建設業協会	1,008	会員企業、グループ会社、関連団体、協力会社、取引先、家族
新居浜建設業協同組合	1,500	会員企業、グループ会社、関連団体、協力会社、家族
大分県建設業協会日田支部	2,162	会員企業、グループ会社、関連団体、協力会社、家族

※団体からの聞き取りによる。申請終了日(6月25日)時点の状況であり、現在は変更の可能性あり。

自治体による一般接種において建設業が優先接種の対象とされている例

団体名	接種人数	接種対象
群馬県建設業協会	6,136	会員企業
栃木県建設業協会	1,297	会員企業、関連企業 ※災害協定を結び、実際に直接災害対応する企業のみ
沖縄県建設業協会	約2,500	会員企業とその家族、関連企業、下請け企業(一人親方含む)

※団体からの聞き取りによる。群馬は6月25日時点、栃木及び沖縄は10月8日時点の状況であり、現在は変更の可能性あり。

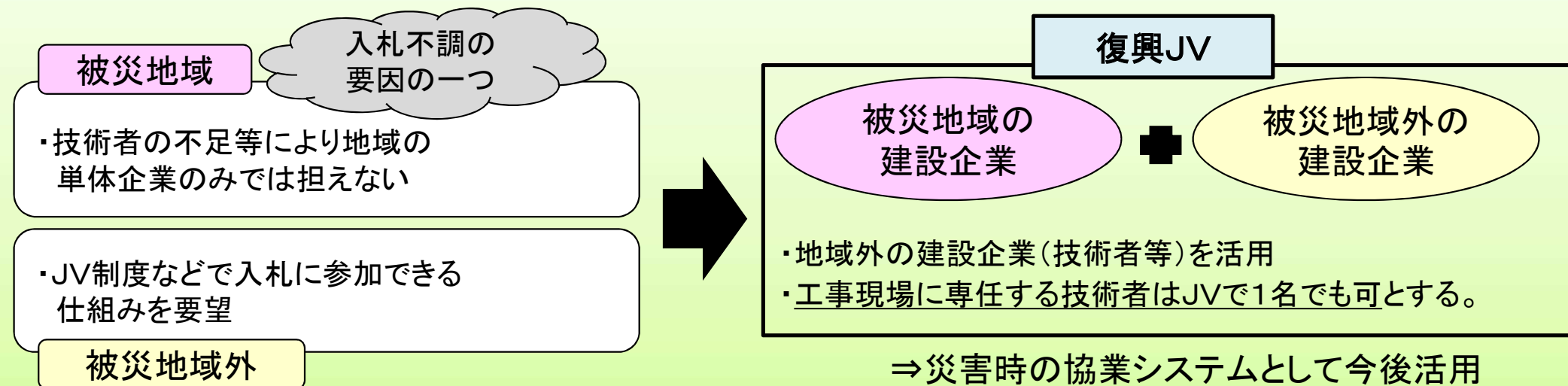
中央建設業審議会(令和3年10月15日) における主な議論

1. 復興JVの位置付け(JV準則の改正)
2. 災害復旧工事中における損害発生時の費用負担
(公共約款の改正)
3. 経営事項審査の改正

復興JVの位置付け①（東日本大震災の被災3県における復興JV制度の試行について）

※ 復興JV・・・復旧・復興建設工事共同企業体

復興JV制度 岩手県、宮城県及び福島県の復旧・復興工事において、迅速かつ効率的な施工が確保されるよう、地域における雇用の確保を図りつつ、広域的な観点から必要な体制を確保



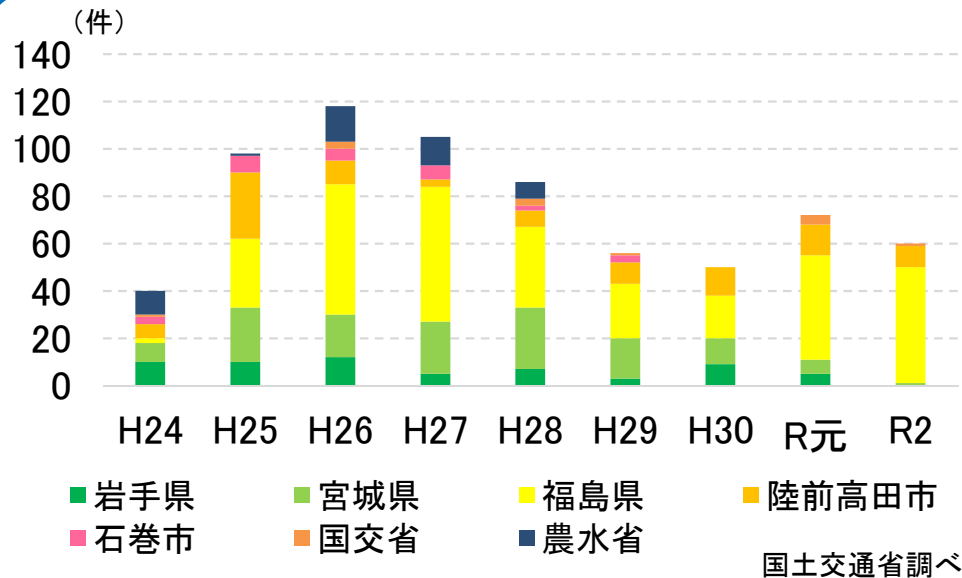
復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて（H24.2.29通知、H24.10.10改正通知）

- ① 性格 地元の建設企業が、被災地域外の建設企業と継続的に共同することにより、その施工力を強化するために結成される共同企業体
- ② 工事の種類・規模 被災3県における復旧・復興工事を対象とし、大規模な工事と技術的難度の高い工事※は除く
- ③ 構成員（数、組合せ及び資格）
 - ・ 2ないし3社
 - ・ 同程度の施工能力を有する者の組合せ
 - ・ 被災地域の地元の建設企業を1社以上含む
- ④ 技術者要件 通常のJVよりも技術者要件（専任制）を緩和
- ⑤ 登録 各登録機関毎に結成・登録できる共同企業体の数は、原則として1
単体との同時登録及び特定・経常・地域維持型JVとの同時結成・登録が可能
- ⑥ 代表者 原則として構成員において決定された地元の建設企業

復興JVの位置付け②（復興JV制度試行の結果について）

- 試行した復興JV制度については、岩手・宮城・福島県等の10発注者により活用され、約690件の契約実績。
- 活用した発注者や地元建設業団体からは制度の意義を評価する声上がり、制度継続要望もあったところ。

活用実績（契約年度別契約件数）



活用した発注者の声

“不調・不落対策として有効だった”

“災害時にはにわかに技術者と労務者が不足するので、経常JV等の既存のものでは十分に施工できなかった”

“ロットの拡大等の従来の方策では施工確保が困難であった”

“技術者が一人は専任配置されていたため、施工不良や品質悪化は見受けられていない”

“激甚災害クラスの災害が発生すると地域業者の受注余力が著しく低下することがあるので、復興JVの仕組みは引き続き使えるようにすべき”

地元建設業団体の声

“多くの復旧・復興工事が発注され地域建設業の技術者のみでは到底こなせない中、協力会社・下請会社も含めた他地域の技術者の活用は、早期復旧・復興に大いに貢献”

“大規模災害時に発注本数が多くなり施工規模が大きくなる場合には、JVを組む相手方の下請け業者と契約が出来ることにより、品質が保たれやすい”

“地元業者が土地勘や資機材調達ルート等で地域外業者を補完することで、施工が円滑に進んだ”

織笠川水門設備工事

（岩手県企業＋大阪府企業）



内海橋災害復旧（旧橋撤去）工事

（宮城県企業＋東京都企業）



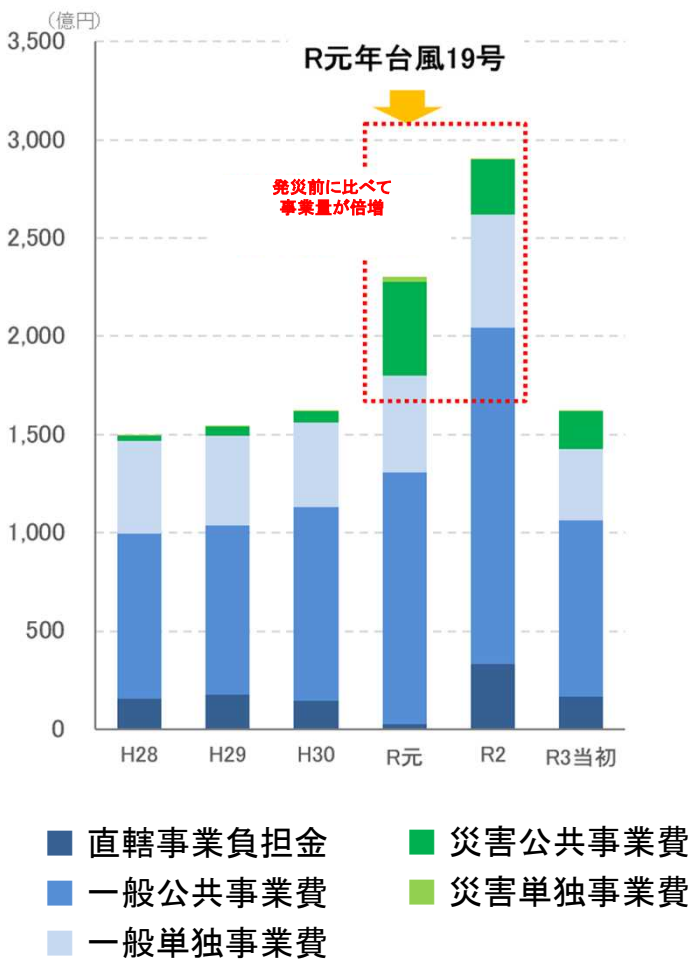
現 状

- 気候変動の影響により災害が激甚化・頻発化。
東日本大震災以降も多くの大規模災害が発生。
- 大規模災害が発生すると、平常時に比べて著しく多くの建設工事需要が突発的に発生。

近年頻発化する大規模災害による被害の例



長野県における予算規模



課 題

著しく多くの工事量に対し、被災地域内の企業単体では施工体制を確保できなくなり、不調・不落の発生率の上昇等により迅速な復旧・復興がなされないおそれ

対応の実例

- 令和元年台風第19号により大きな被害を受けた長野県においても、復旧・復興工事が急増したなかで、技術者や技能者の不足により地元企業単体のみでは施工を担えないことが懸念された。
そこで県は、施工確保対策として、独自に「復旧・復興建設工事共同企業体」※制度を創設・活用。
※「不足する技術者又は技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧・復興建設工事の円滑な施工を確保するため、長野県内の建設企業が共同し、その施工力を強化するために結成される共同企業体」と定義。
- ほか、熊本県・愛媛県・北海道でも独自の復興JV制度が創設・活用されたところ。

復興JV制度を独自に創設・活用した都道府県

都道府県	対象の災害
熊本県	平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨等
愛媛県	平成30年7月豪雨
北海道	平成30年北海道胆振東部地震
長野県	令和元年台風第19号

○民法の原則

- ✓ 本来、請負は仕事の完成を目的とする双務契約。
- ✓ **不可抗力**(発注者と受注者の双方の責めに帰することができない事由)によって損害が生じた場合、その損害は**受注者(請負人)が負担**(民法第536条第1項)

○民法(明治29年法律第89号)(抄)

(債務者の危険負担等)

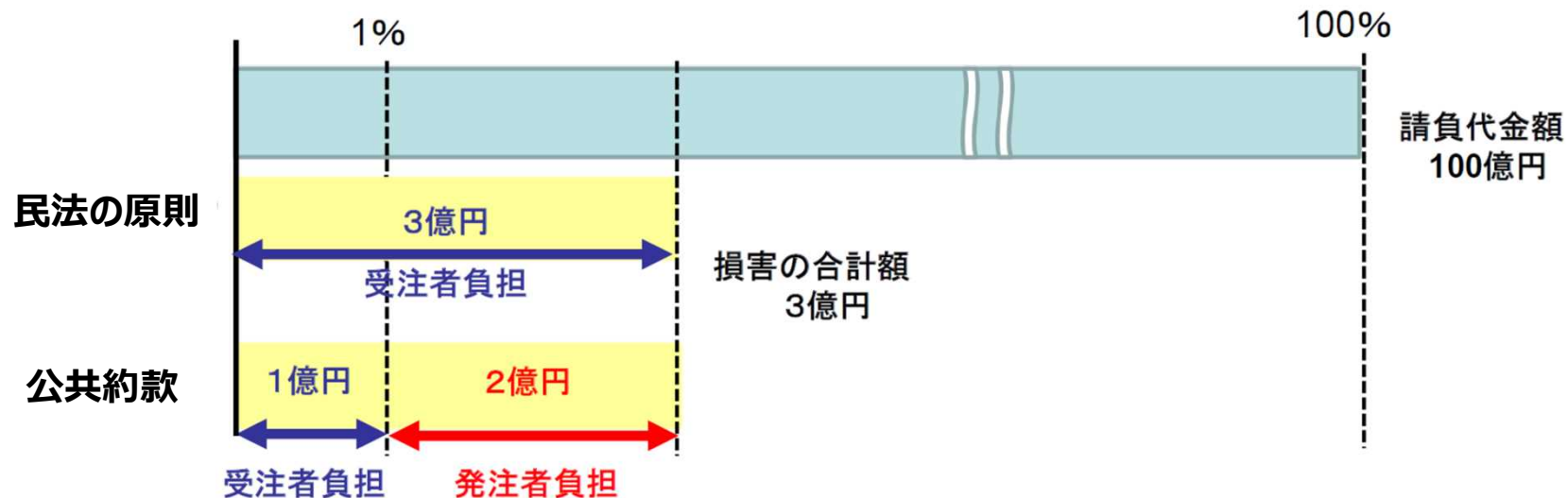
第五百三十六条 当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。

2 (略)

○公共工事標準請負契約約款(民法の考え方を転換)

- ✓ 建設工事における不可抗力による損害を民法の原則どおり受注者負担とした場合、リスク分が請負代金額に組み込まれ、結果として契約金額の増高を招き、発注者も重い負担を負いかねない等の問題が発生
- ✓ このため公共工事標準請負約款においては、不可抗力による損害の負担をすべて受注者に帰すのではなく、**発注者における負担**を明確化

⇒損害合計額のうち**請負代金額の1/100を超える部分**については、**発注者が負担**(約款第30条第4項)



現状

- 公共約款においては、民法の考え方を転換し、不可抗力により損害が発生した場合、発注者が損害額のうち請負代金額の1/100を超える額を負担（＝受注者は請負代金額の1/100を負担）する旨規定（第30条）されており、2次災害等のリスクの高い応急・災害復旧工事中に被災し損害が発生した場合も例外ではない。

課題・対応の必要性

- 被災地域で行われる応急・災害復旧工事は、以下のとおり工事自体に一定のリスクが存在するが、緊急性が高く、リスクが高い状況においても施工することが求められる場合がある。
 - ✓ 2次災害に晒されるリスク：
災害復旧工事は河川等において実施され、工期が出水期にまたがることも多い。
 - ✓ 2次災害に晒された場合に工事目的物等の損害が拡大するリスク：
1次災害により地盤が緩くなっているなど悪条件下で実施せざるを得ないことも多い。
- また、応急・災害復旧工事においては、24時間体制での対応が求められることや、人材・資機材の確保が平時に比べ困難であることなどから、そもそも受注者負担が大きくなっている。
- このような状況の中で、受注者に不可抗力による損害発生時の費用負担を求めることは、たとえそれが1/100であったとしても過度な負担と考えられる。
当該負担を求めることにより、受注ハードルがあがり、円滑な応急・災害復旧にも支障をきたす可能性。

- 前回の中央建設業審議会総会（令和2年7月20日開催）においては、損害が生じるリスクの高い**災害復旧工事等**については、損害発生の予見可能性が高いと考えられることから、当該工事中の損害発生は、不可抗力によるものではなく、**発注者の責めに帰すべき事由によるもの**と整理し、**受注者に1%負担を求めない**方向で検討と報告。
- 一方、損害が生じるリスクの高い災害復旧工事等に該当するか否かの判断について、一定の基準がなければ、**現場（契約当事者）に混乱を生じさせるおそれ**。また、一般的損害（公共約款第28条）や第三者に及ぼした損害（第29条）についても、**発注者が損害賠償責任を負担**することになるなど発注者に過度な負担を強いることになりかねない。

○公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）（抄）

（一般的損害）

第二十八条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第一項若しくは第二項又は第三十条第一項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第五十八条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第二十九条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第五十八条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2・3 （略）

- このため、損害が生じるリスクが高い災害復旧工事等について、受注者負担の軽減を図る観点から、一定の類型化を図るとともに、公共約款上は、災害復旧工事中の2次災害による損害発生については、「発注者の責めに帰すべき事由」には該当しないものとして整理し、これ以外の方法による**受注者負担の軽減の在り方について検討**する。

（例：「不可抗力」に該当することとした上で、1/100の受注者負担を軽減する又は求めない等）

改正の視点

建設業における①担い手の育成・確保、②災害対応力の強化、③環境への配慮を推進するため、これらに向けた建設企業の努力を適正に評価、後押しすることを検討したい。

① 担い手の育成・確保

- 建設工事の担い手の育成・確保の重要性は、元請下請を問わず、建設業界における共通認識。
- 現行経審では、自社で雇用する技術者及び技能者の育成・確保の状況は評価しているが、下請負人に雇用される者の処遇改善に係る取組に、特段の加点措置はない。
- また、建設業の働き方改革を推進する上で、ワークライフバランス(WLB)の視点も重要であるが、この点についても評価項目は存在しない。

OCCUSは、下請負人に雇用される者も含め、広く技能労働者の処遇改善のための取組であり、その取組状況を経営事項審査において適切に評価すべきではないか。

○また、WLBに関する取組についても、担い手の育成・確保に資するものであり、評価すべきではないか。

② 災害対応力の強化

- 現在は地域防災への備えの観点から、災害時の復旧対応に使用され、かつ定期検査により保有・稼働確認ができる代表的な6種類の建設機械の保有状況を評価しているところであるが、この他に実際の現場で活躍している建設機械も存在するとの声。

- 建設業者の地域防災に関する対応力をより積極的かつきめ細かく評価するため、加点対象とする建設機械の種類の拡大を検討してはどうか。

③ 環境への配慮

- 環境への配慮に関する取組としては、ISO14001の認証について評価しているが、脱炭素に向けた動きが加速している中、建設企業においても、脱炭素を含めて、環境問題への取組が改めて求められているところ。

- 脱炭素を含め、環境問題への取組を適切に評価する観点から、ISO14001に限らず、環境への配慮に関する認証等を取得している場合には加点評価してはどうか。

建設業の働き方改革に係るシンポジウム

地域建設業の働き方意識改革



今西 肇

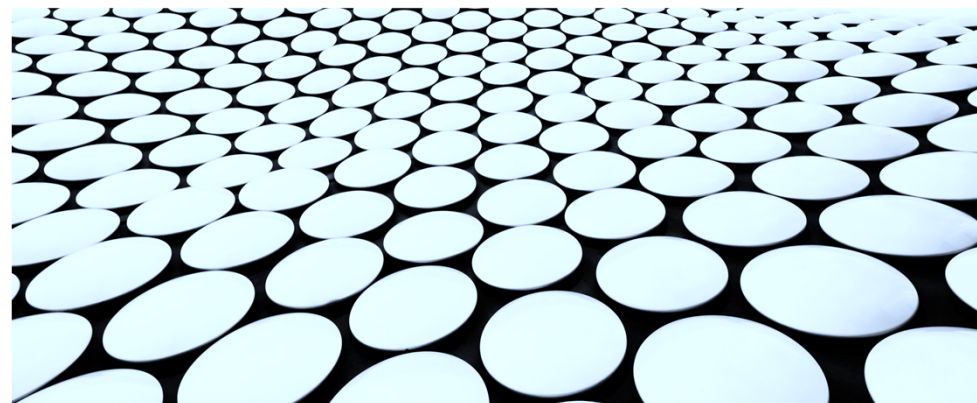
博士（工学）、技術士（建設）

IMANISHI、HAJIME

一般社団法人和合館工学舎 学舎長

東北工業大学 名誉教授

大阪工業大学 客員教授



本日の内容

1. 建設業働き方改革加速化プログラム
2. 建設業の役割
3. 日本の現状
4. 公共事業とは
5. 時間外労働是正の課題
6. 給与・社会保険加入の課題
7. ICT活用による生産性の向上の課題
8. 「働き方改革」とは、何だろう？
9. なぜ働き方改革が必要なのか
10. 社会労働環境はどのように変化してきたのか
11. 長時間労働と健康
12. 経済環境はどのように変化してきたのか
13. 経済性管理と人的資源管理のトレードオフ解消には
14. 建設業における持続可能な人的資源運営
15. そもそも働き方改革とは
16. 建設業において働き方改革が必要な理由（国土交通省）
17. 日本の建設業の現状（建設投資と建設業許可社数）
18. 日本の建設業の現状（就業者数）
19. 日本の地域建設業の役割と課題
20. ……ということで、ふたたび「そもそも論」
21. 少子化問題
22. 労働時間の国際比較
23. 理念
24. ビジョン
25. 現状
26. 解決手段
27. 労働力の取り合い
28. 現場認識
29. 残業
30. 残業（2）
31. 業務効率化は残業が減少するのか
32. 残業ゼロに向けての戦術
33. そもそも働き方改革とは
34. そして

1. 建設業働き方改革加速化プログラム

(1) 時間外労働の是正

- ・ 週休2日制の導入の後押しする
- ・ 各発注者の特性を踏まえた適正な工期設定を推進する

(2) 給与・社会保険加入

- ・ 技能や経験にふさわしい処遇（給与）を実現する
- ・ 社会保険への加入を建設業を営む上でのミニマム・スタンダードにする

(3) ICT活用による生産性の向上

- ・ 生産性の向上に取り組む建設企業を後押しする
- ・ 仕事を効率化する
- ・ 限られた人材・資機材の効率的な活用を促進する
- ・ 重層下請け構造改善のため、下請次数削減方策を検討する

2. 建設業の役割

- (1) 災害対策
- (2) インフラ整備・メンテナンス
- (3) 都市開発
- (4) 住宅建設・リフォーム

3. 日本の現状

- (1) 生産年齢人口の減少
- (2) 団塊世代の大量離職による担い手不足

4. 公共事業とは

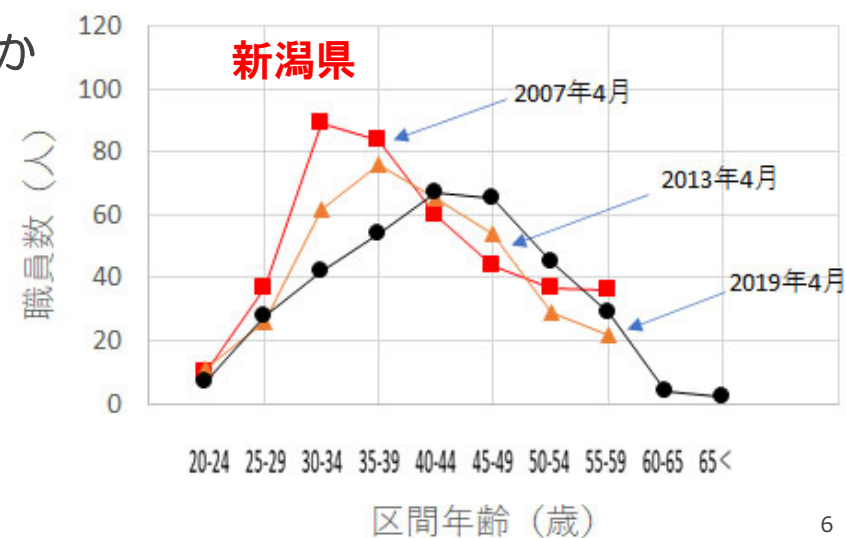
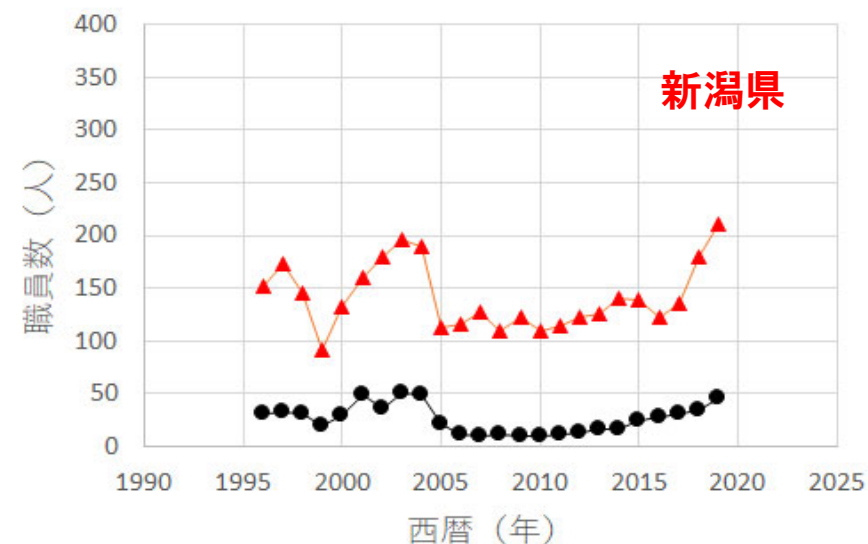
他産業は「欲しいものを提供する」

建設業に係る公共事業は「必要なものを提供する」

- (1) 公共事業はファンを作りにくいので、ブランド化が難しい。
- (2) 公共事業は品質のいいものを短期間に経済的に提供する必要がある。
- (3) 公共事業はプロジェクトである。(現地生産、一品生産)
- (4) 公共事業は地域特性があるプロジェクト
- (5) 公共事業は地域社会へのかかわりが必要であるが、見える化しにくい。

5. 時間外労働是正の課題

- (1) 業界が生産性向上は難しいと考えている
- (2) 土木と建築が違う形で存在する
- (3) 休日が多くなるので経営者に覚悟があるか
- (4) 労務単価の上昇がしっかりと労働者に還元されているのか
- (5) ダumping問題
- (6) 発注者側の事情による工期の延長
- (7) 自治体の技術者不足
- (8) 発注者の物理的体制不備（ボトルネック）



6. 給与・社会保険加入の課題

- (1) 建設業のイメージ
- (2) CCUSの普及、CCUSの登録者不足
- (3) 大手ゼネコン、地方ゼネコン、専門工事会社の技能者への対応の違い
- (4) 登録基幹技能士（優れた作業能力と優れたマネジメント能力）
- (5) 社会保険未加入者排除

7. ICT活用による生産性の向上の課題

- (1) 働き方改革は生産性を高める認識
- (2) DXの教育方法
- (3) 使いこなす人が必要
- (4) 誰がするか
- (5) i-constructionは部分最適
- (6) 人材育成に時間がかかる
- (7) ゾーンマネジメント

8. 「働き方改革」とは、何だろう？

国土交通省の「建設業働き方改革加速化プログラム」では次の3つの方針が挙げられている。

- ① 時間外労働の是正
- ② 給与・社会保険加入
- ③ ICT活用による生産性の向上

そもそも、なぜこれを進めなくてはならないのかという議論が、今まであまりされて来なかったもので、そこから少し話を進める。

9. なぜ働き方改革が必要なのか

- 江戸時代以前は農業中心の自給自足
- 日の出とともに仕事し日の入りとともに仕事を終える
- 明治時代は工場ができる
- 儲ける（富国強兵）ために働き続ける（超過重労働）
- 労働時間の取り決めなし
- 経済の爆発的な成長（第1期）
- 明治・大正・昭和初期まで続く
- 1911年工場法ができた。女性と子供に初めて法規制
- 1930年代半ばごろ、「残業」という言葉が使われる
- 太平洋戦争終戦
- 1947年 労働基準法制定
- 法定労働時間：8時間／日、48時間／週
- 1987年 労働基本法改正
- 法定労働時間：8時間／日、40時間／週
- 36協定で残業が法律上認められ、「残業」が根付く
- 残業文化として、1950年代からの高度経済成長を支える
- 経済の爆発的な成長（第2期）
- テレビコマーシャル「24時間働けますか・・・」
- 1970年～1980年代 日本式経営・雇用形態で乗り切る
- 2018年 労働基準法改正
- 36協定で定める時間外労働に罰則付きの上限
- 特別条件付き36協定も同様
- 労働基準法第5条：安全配慮義務を負う

10. 社会労働環境はどのように変化してきたのか

- 明治初期、単純労働が主
- 労働者密度が濃く、長時間労働により生産性をあげる
- 工業化が進み、単純労働から複雑労働へ
- 労働密度が濃く、長時間労働で残業の概念が根付く
- 心身の疲労（病急増）
- 労働密度が薄くなり、長時間で生産性が落ちる
- 世界の社会環境変化に取り残される
- 労働密度が濃く、短時間労働（法定労働時間内）が必要とされる
- 働き方改革が始まる
- Goalは、持続可能な社会（人的資源運営）

11. 長時間労働と健康

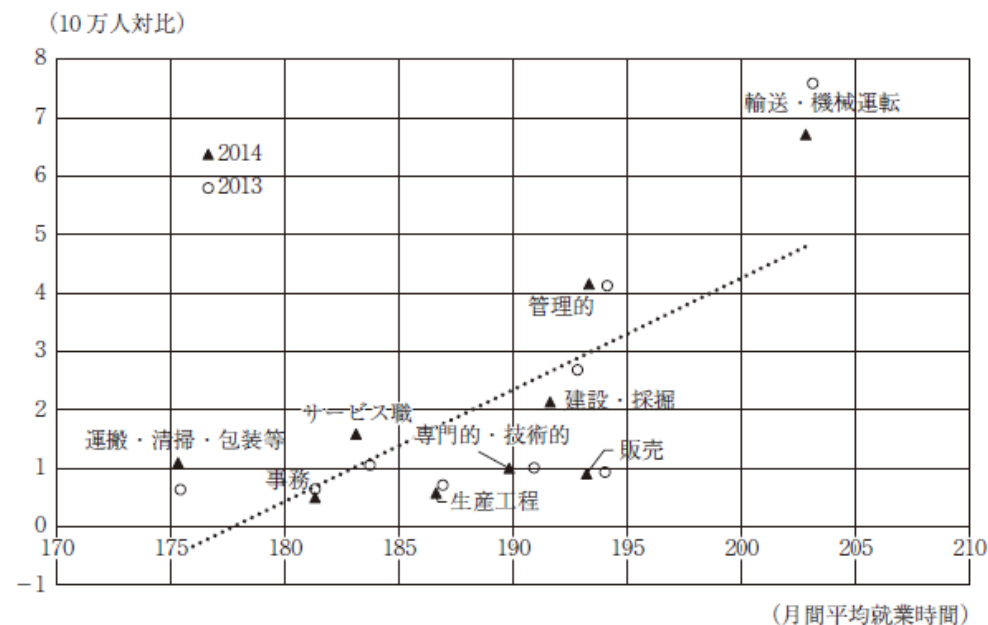


図1 労働時間と脳・心臓疾患の労災請求件数（職業別）

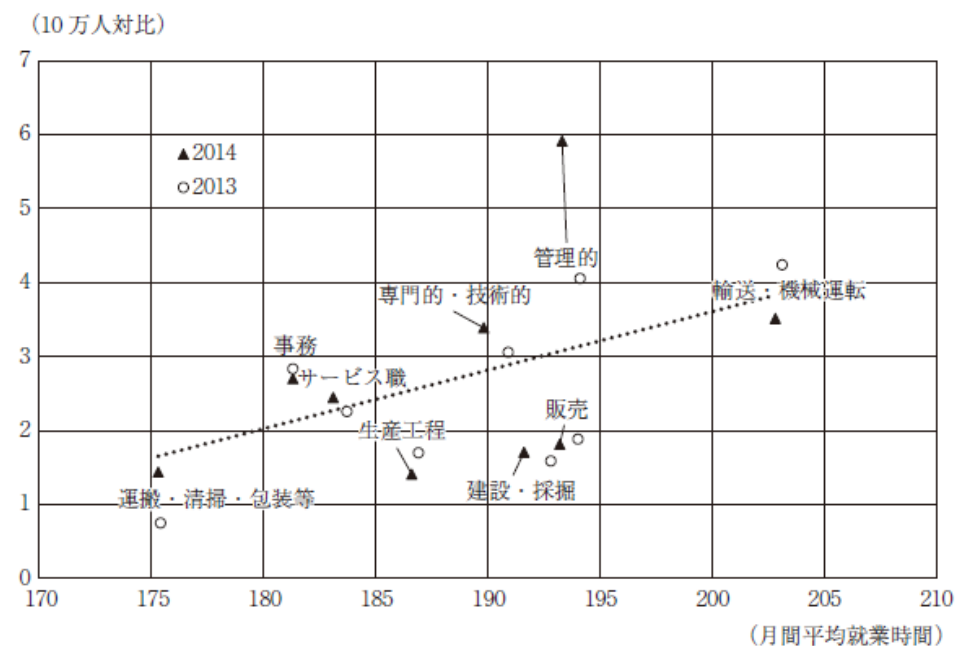


図2 労働時間と精神障害の労災請求件数（職業別）

引用文献：黒田祥子（2017）「長時間労働と健康，労働生産性との関係」『日本労働研究雑誌』No. 679/Special Issue 2017.
 （<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11117261/www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2017/special/pdf/018-028.pdf>）

12. 経済環境はどのように変化してきたのか

- 農業中心
- 工場中心
- 富国強兵の経済成長
- 第2次世界大戦
- 大戦後の経済再建を目指す
- 所得倍増計画
- 日本列島改造計画
- 高度経済成長をもたらす
- 人口の爆発的増加
- 残業が労働に組み込まれる
- JAPAN as No.1
- 弱肉強食
- 経済の発展と人的資源管理のトレードオフ

13. 経済性管理と人的資源管理のトレードオフ解消には

- トレードオフ解消のために
- 強制力の発動
- 法律で働き方改革
- 労働基準法第36条の見直し
- 運営力の付加
- 生産ラインの改善
- ワークライフバランス
- ICTによる仕事内容の高度化
- RPAによる効率化
- Goalは持続可能な組織、人材資源運営
- 高収入、高技能による健康な社会
- 高密度な仕事と心身ともに健康な社会の実現
- 週40時間以内の労働環境
- ゆとりのある現場とオフィスの実現、
- 給与体系の多様化（日給、月給、年俸）
- 業務評価基準
- 隠れ残業（副作用）の阻止
- ワークライフバランス
（仕事なのか、プライベートなのか）

14. 建設業における持続可能な人的資源運営

高密度な仕事と健康的な社会のトレードオフ解消

オートメーションによる効率化

ロボット化によるパワーの拡大

ICT導入

AIによるマネジメント

残業の考えを捨てる

給与体系の見直し

15. そもそも働き方改革とは

- 経済発展と健康な社会活動のために、**残業という概念を労使ともに捨てる**
- そのための方法
- そのためのプロセス
- そのための法律、ガイドライン
- なぜなら、**人がつぶれる、働かなくなる**
- 人的資源の**偏り**が起こる
- **生産人口の減少**
- **複雑化・多様化・多層化**の社会構造、経済構造

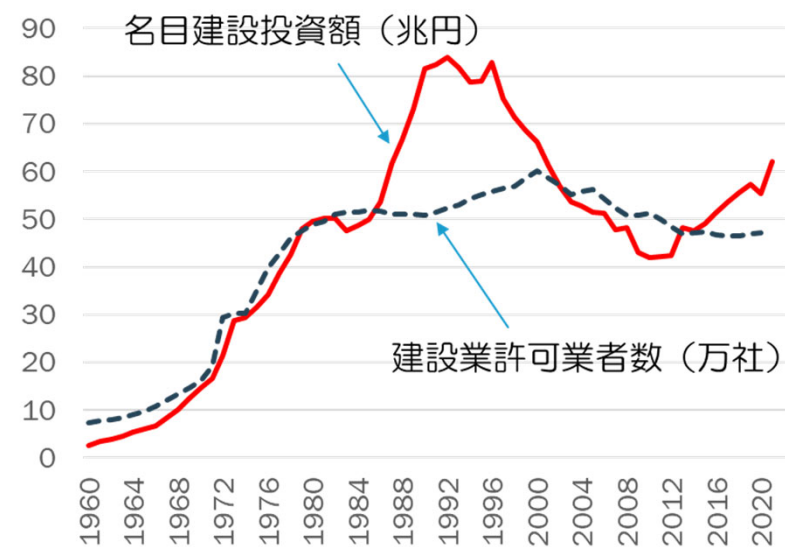
16. 建設業において働き方改革が必要な理由（国土交通省）

- 長時間労働の是正は若者の就職促進に欠かせない「至上命題」
- 建設業の就職・離職状況を確認すると、2019年の新卒の就職者数は39,000人
- 前年から約1,000人減少
- 高卒者の離職率は45.3%と全産業と比べて6%高い

- 建設業の職場に抱かれやすい3K（きつい・きたくない・危険）
- 「きつい」というイメージを払拭するために、週休2日の導入や残業の抑止
- 2024年に建設業界にも適用される「時間外労働の上限規制」は、現状を打破するカンフル剤
- 特別な猶予が設けられたからこそ、各企業には確実な対応が求められている

17. 日本の建設業の現状（建設投資と建設業許可社数）

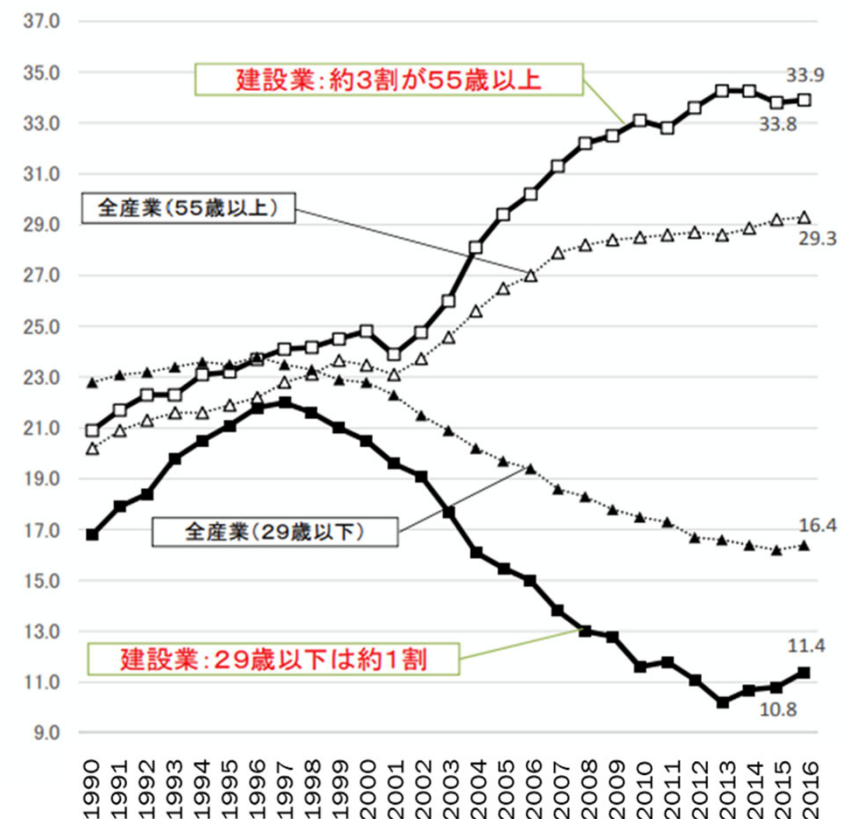
- 日本の建設投資は、**2021年度は約62兆円**の見通し
- 東日本大震災復興に伴う経済対策や五輪関連により、ここ数年は安定的に推移
- 建設業許可業者数は、**2000年3月には60万業者**を超えたが、その後下降線をたどり、2021年3月には47万業者であった。



国土交通省 一建設業許可業者の現況（2020年5月1日）より作図

18. 日本の建設業の現状（就業者数）

- 建設業就業者数も、いわゆる団塊の世代の定年退職に伴い、**1997年3月の約685万人**から**2021年3月には約499万人**まで低下している。
- 現状では、建設業の就業者数のうち**約3割が55歳以上**を占め、高齢化が進行している。



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

19. 日本の地域建設業の役割と課題

- 地域社会資本整備の主役
- 地域の基幹産業、発展と雇用の維持に貢献
- 台風、地震、豪雨・豪雪等の災害時における応急復旧活動
- 地域の安全・安心を守るという社会的責任
- 環境美化・保全活動、地域住民とのふれあい活動等様々な社会貢献活動
- しかしながら、
- 高齢化に伴い、経験と技術を持った技術者の退職
- 優秀な人材が集まっていない。



20. …ということで、ふたたび「そもそも論」

- 日本の構造の一大変化
- それは、人口問題
- 少子化問題
- 生産年齢人口が顕著に減少する。

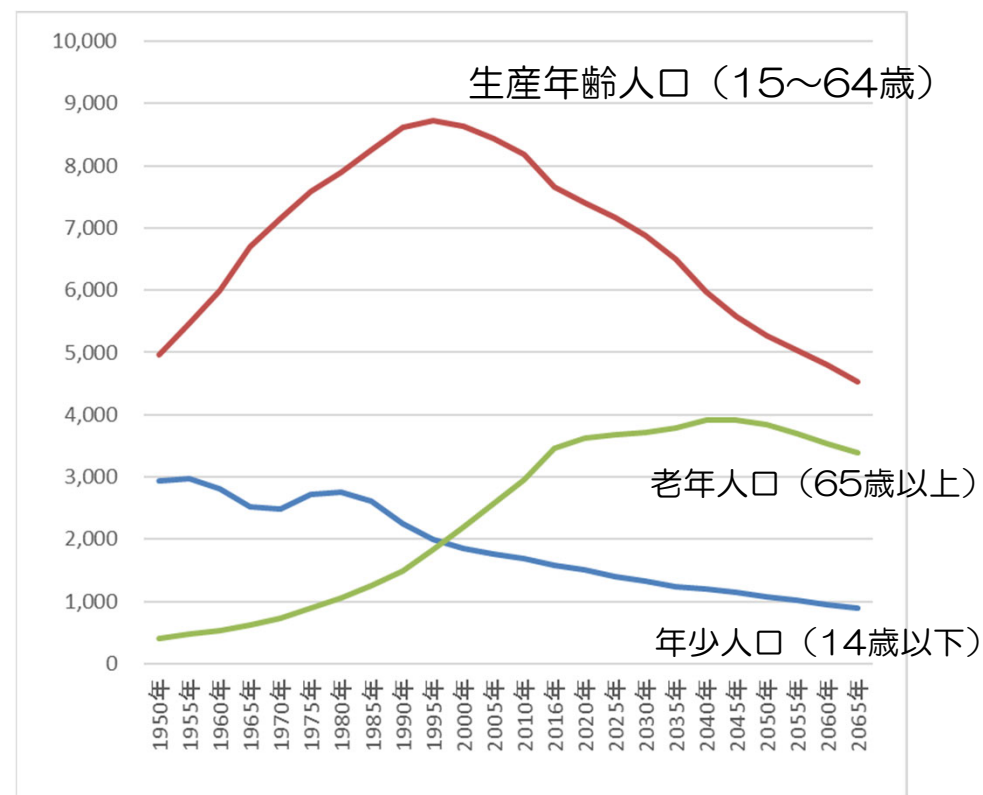
生産年齢人口（15～64歳人口）

出典：UN（2019.6）World Population Prospects: The 2019 Revision

注：国連による推計。2020年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

データブック国際労働比較2019 | 労働政策研究・研修機構 (JILPT)より

(万人)



21. 少子化問題

- 第1次ベビーブーム（団塊の世代）
- 第2次ベビーブーム（団塊ジュニア世代）
- 第3次ベビーブームは起こらなかった。



資料：厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2021/r03pdfgaiyoh/pdf/03gaiyoh.pdf>

22. 労働時間の国際比較

	EU諸国 (英国) (フランス) (ドイツ)			日本	韓国	米国
労働時間の量的上限規制	◇時間外労働も含め、原則として週48時間の量的上限規制を、安全衛生規制として設定 ・上限は週48時間 ・調整期間は17週(労働協約により52週に延長可能) ・個別合意により適用除外可能			◇法定労働時間(週40時間)を超えた場合、罰則の対象となるとともに割増賃金支払義務が生じる。 ・労使協定も必要 ・時間外労働の限度基準に基づき行政指導	◇法定労働時間(週40時間)を超えた場合、罰則の対象となるとともに割増賃金支払義務が生じる。 ・時間外労働(休日除く)の上限は原則12時間。	◇法定労働時間(週40時間)を超えた場合、割増賃金の支払義務が生じるが、罰則の対象とはならない。
割増賃金	◇割増賃金率は基本的には労働協約等により定められる(法定されていない) ※労働協約で定めていない場合の割増賃金率規定あり(25%/50%)			◇法定時間外労働に対する割増賃金率が法定されている(25%) ※月60時間超(大企業)は50%	◇法定時間外労働に対する割増賃金率が法定されている(50%)	◇法定時間外労働に対する割増賃金率が法定されている(50%)
勤務間インターバル(休息)規制	◇24時間につき連続11時間の休息期間を設けることが義務付けられている。 ※ 病院、電気・ガス・水の供給等サービス・生産の連続性を保つ必要のある業務等について、労使協定等により、代償休息や適切な保護を与えることで、適用除外や休息期間の短縮等が可能			規制なし ※自動車運転者については、改善基準告示により、原則として継続8時間の休息期間を設けることとされている。	規制なし	規制なし

【平成26年2月3日第108回労働政策審議会労働条件分科会資料 資料No.2 労働時間・年次有給休暇等について】より抜粋

23. 理念

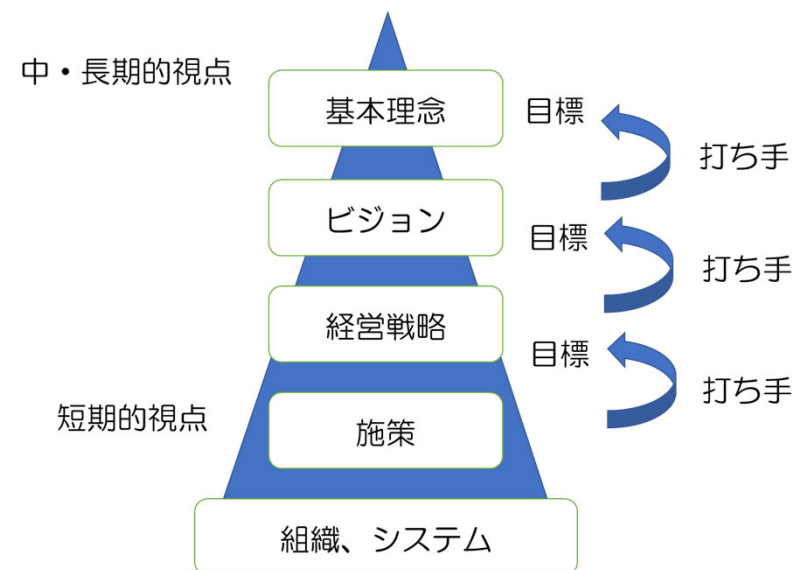
持続可能な社会にして、国民の福祉（豊かさ、幸せ）の充実を図る。

24. ビジョン

一億総活躍社会実現を目指す

多様性社会をつくる

- 多様な働き方社会への転換
- 国籍、男女、障害、を乗り越える社会
- 国民みんなが活躍できる社会の実現



25. 現状

- 人口増加の時には、成果を上げるために、労働者密度が高く、残業が多く必要であった。
- 労働力に買い手市場が存在した。
- 人口減少が現実化し、生産者人口が大幅に減少する
- 労働力は売り手市場になった。
- これからもその傾向が続く
- さらに、売り手市場を乗り越えて
- 人的資源の枯渇が始まっている。

26. 解決手段

- 多様性社会構築
- 付加価値生産性の向上
- コロナ禍、ニューノーマルで乗り切る
- 感染対策として、生産力確保の切り札はリモートワーク
- リモートワークの利点
 - 通勤時間の節約
 - 社員教育の旅費と移動時間の節約
- ICT、RPAの利用

27. 労働力の取り合い

生産性を上げる

密と残業の社会を廃する。

持続可能な社会を作ること

組織、人材資源運営

コストから資源へ

日本のもともとの考え方

時間・空間・人間 【三間経営】

空間：今がチャンス

時間：ICTは時間を節約できるのか、ICTの使い方

人間：コミュニケーション

メールという厄介なもの

電話の利活用

スマートホンの有効利用

28. 現場認識

密と残業への対応

エッセンシャルワーカー（現場を持つ人たち）、医療、建設業、運輸業
空間と時間の確保ができているか

IT産業の現場：一部のマネジメントが全体を牛耳っている
多重下請け構造

建設業も同じ

29. 残業

残業の削減

労働環境の改善

採用力強化

優秀な人材が集まる

残業ゼロは会社の経営戦略

残業ゼロにすると

女性従業員が増加する

人材の確保が容易になる

社員意識の改善がみられる

経営者の人に関する頭痛が減る

売り上げ・利益が伸びる

品質が向上する

30. 残業（2）

今までは

会社のために**周囲と同じように仕事をする**ことが、**残業の増加**につながる
会社に都合のいい人材が育つ（**馬車馬**症候群）

多重下請け構造が、残業や長時間労働を促す
出向問題、指揮命令系統・労務管理は出向先任せ
クライアントの要求を、**呑み続ける下請け**
トラブル発生

31. 業務効率化は残業が減少するのか

残業をゼロにするために

業務効率化は残業が減少するのか

請負契約と委任契約

業務効率化は時間と空間は確保できたが

別の仕事が入り残業がなくなるらない

長時間労働

期限を決めて

時間を決めて

パーキンソンの法則

会社の仕事は無限であり

売り上げにも上限はない

残業をやってもよい

業務の効率化で残業は減らない

32. 残業ゼロに向けての戦術

会社の情報を開示し、見える化する。

本当に必要な仕事か

省力化できないか

仕事の行動フローを最初に考える

ルーティンワークを見つける

仕事の属人化を防ぐ

唯一無二の人材はいない

仕事の教科書作りをする

多用な業務は

多用な人材によるサポート

システム設計（フロー図）

いろんな人による支援

パートタイムも含む

本来の創造的仕事が残る

付加価値が高い仕事

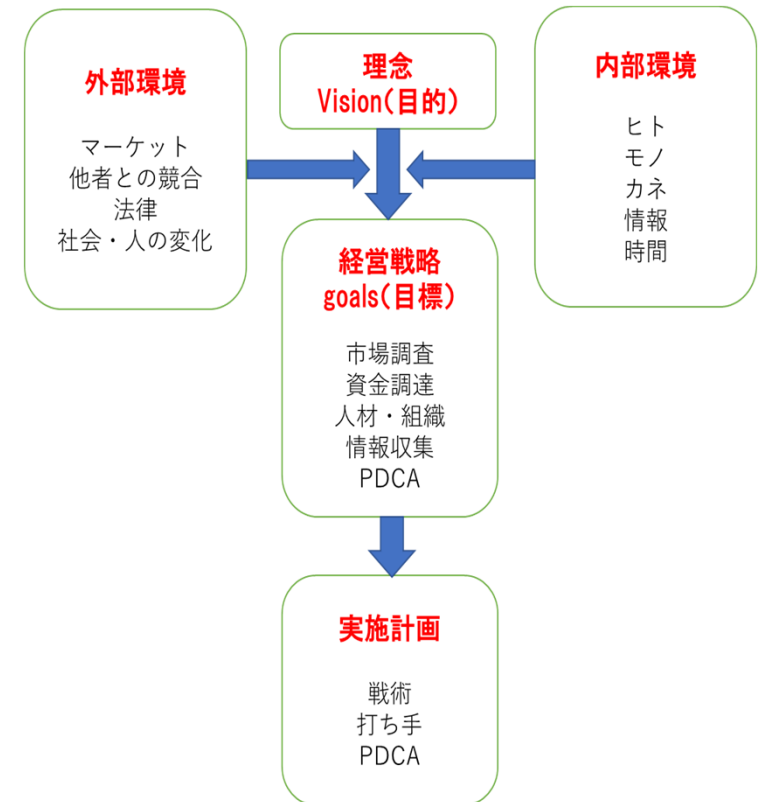
【三間経営】で残業ゼロはいかが

33. そもそも働き方改革とは

- 経済発展と健康な社会活動のために、
残業という概念を労使ともに捨てる
- そのための方法
- そのためのプロセス
- そのための法律、ガイドライン
- なぜなら、人がつぶれる、働かなくなる
- 人的資源の偏りが起こる
- 人が寄り付かなくなる

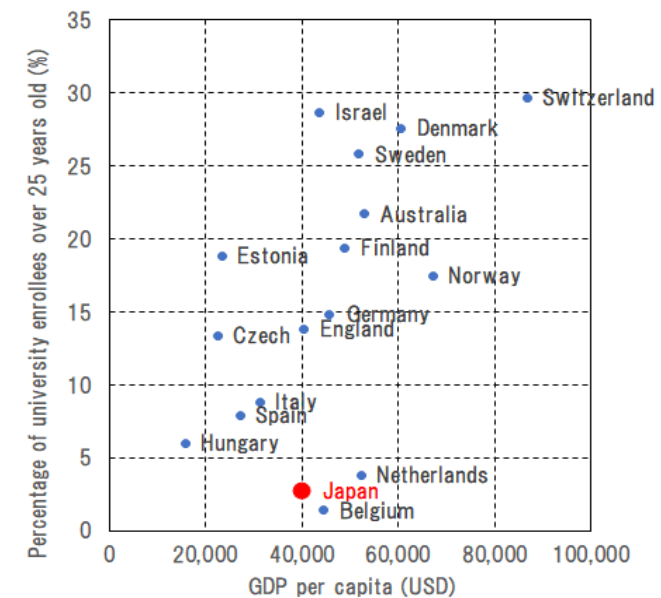
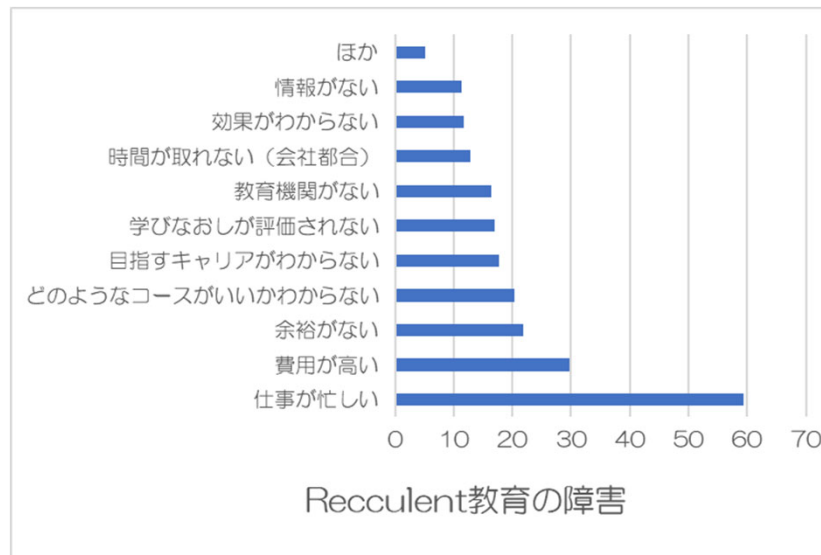
なぜなら

- 生産労働人口の減少
- 複雑化・多様化・多層化の社会構造、経済構造の社会環境の大変化



34. そして

- 働き方改革で**残業がなくなっても**
- 地域に根付いた**高度な建設技術を持った建設会社の育成が急務**である。
- **RECURRENT教育**につながれば望ましい。



34. おわりに



1. 建設業働き方改革加速化プログラム
2. 建設業の役割
3. 日本の現状
4. 公共事業とは
5. 時間外労働是正の課題
6. 給与・社会保険加入の課題
7. ICT活用による生産性の向上の課題
8. 「働き方改革」とは、何だろう？
9. なぜ働き方改革が必要なのか
10. 社会労働環境はどのように変化してきたのか
11. 長時間労働と健康
12. 経済環境はどのように変化してきたのか
13. 経済性管理と人的資源管理のトレードオフ解消には
14. 建設業における持続可能な人的資源運営
15. そもそも働き方改革とは
16. 建設業において働き方改革が必要な理由（国土交通省）
17. 日本の建設業の現状（建設投資と建設業許可社数）
18. 日本の建設業の現状（就業者数）
19. 日本の地域建設業の役割と課題
20. ……ということで、ふたたび「そもそも論」
21. 少子化問題
22. 労働時間の国際比較
23. 理念
24. ビジョン
25. 現状
26. 解決手段
27. 労働力の取り合い
28. 現場認識
29. 残業
30. 残業（2）
31. 業務効率化は残業が減少するのか
32. 残業ゼロに向けての戦術
33. そもそも働き方改革とは
34. そして

■ ご清聴、ありがとうございました。

シンポジウム 働き方改革は地域建設業から 前田建設工業における取り組みのご紹介

インフロニア・ホールディングス 執行役

前田建設工業株式会社

執行役員 経営革新本部 副本部長 坂口伸也

November 11, 2021

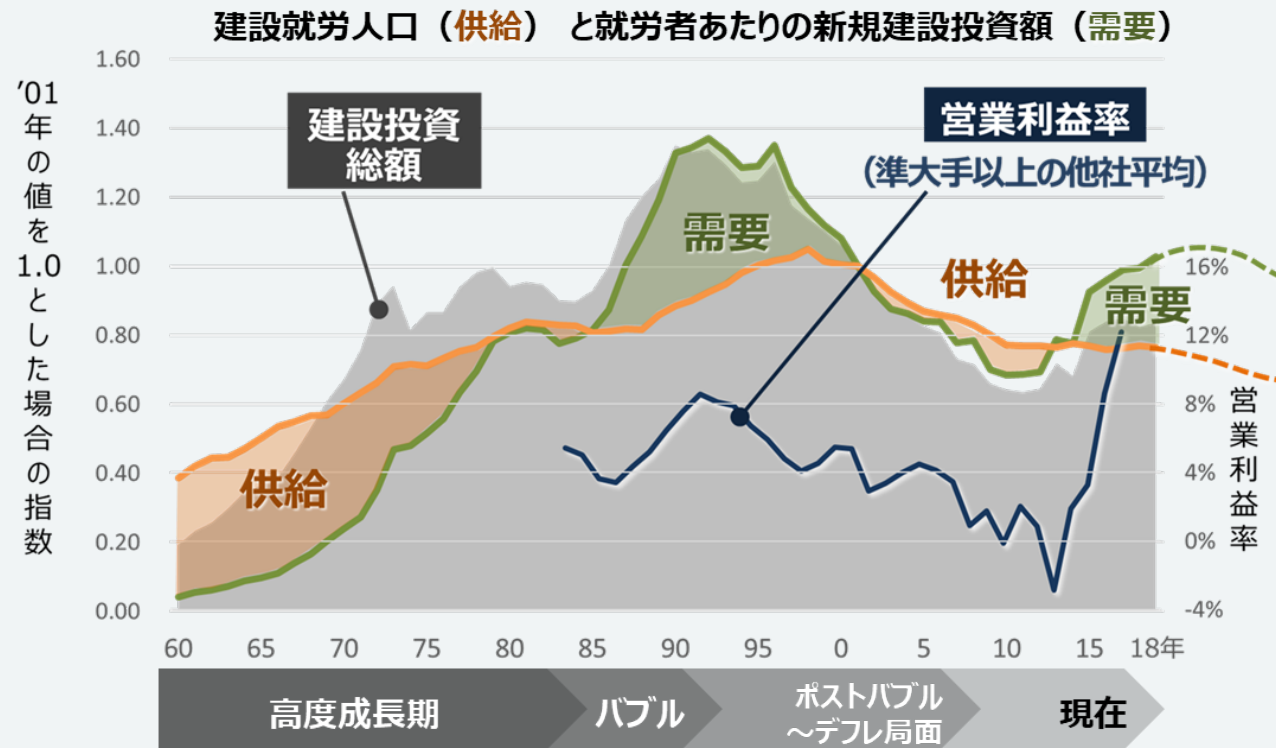
1. 前田建設の経営戦略について

2019年1月 100周年を迎えるにあたり、**中長期経営計画（10年計画）**を策定

経営環境認識

- ・人口減少、公共財政の悪化
- ・建設請負は景気等、**外的要因に左右され、自らの経営でコントロールできない**

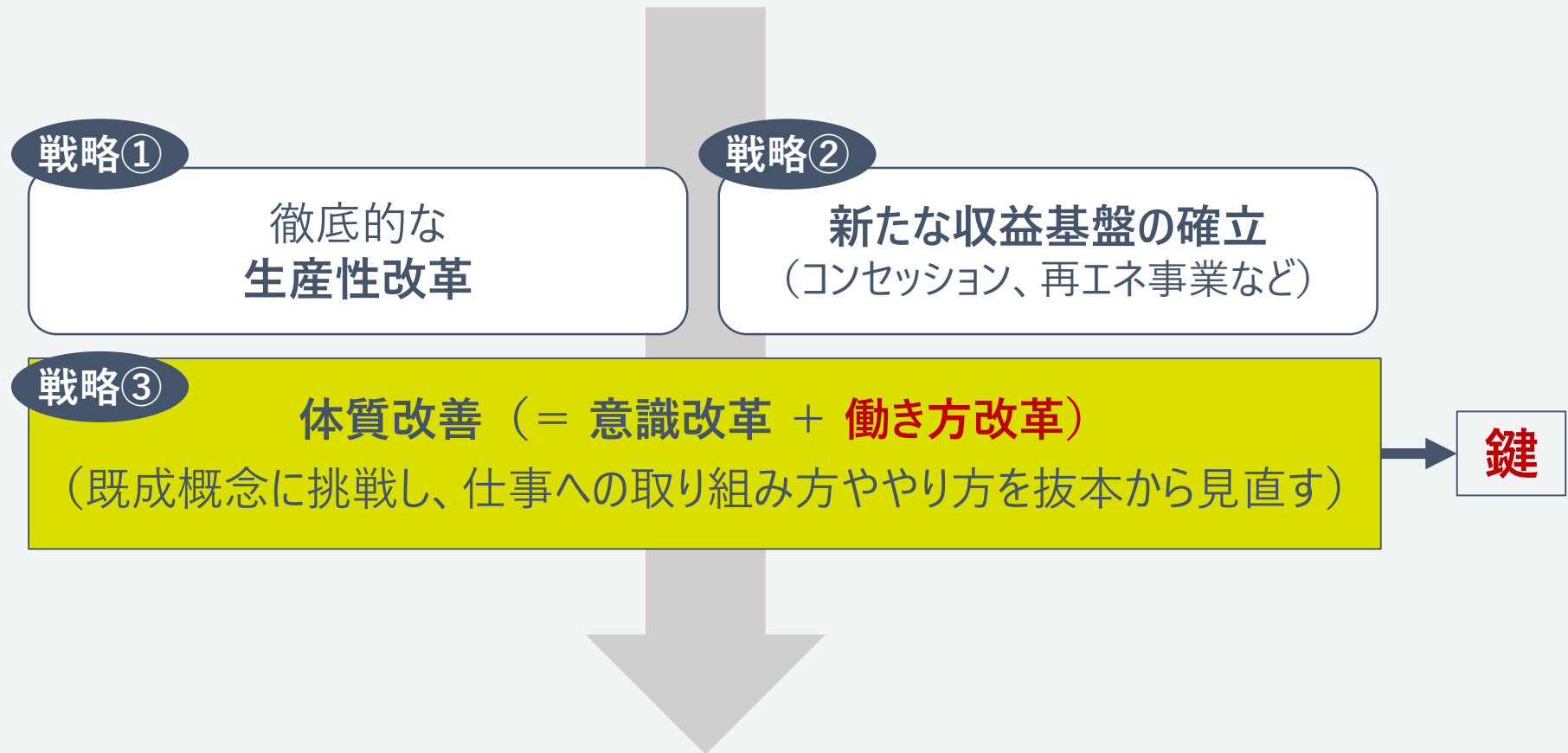
請負の宿命



2018年頃より検討に着手 「**企業価値をいかに向上させるか**」に主眼

2. 働き方改革はあくまで目指す姿を実現するための土台

『企業価値を向上させる』ためには、**請負一本足のビジネスモデルから脱却し、安定・高収益経営への転換が不可欠**



要諦：多様で柔軟な働き方を自分で選択し、自由な発想で働く

3. 働きやすい労働環境や制度づくり

「多様で柔軟な働き方を自分で選択し、自由な発想で働く」を実現するために・・・

◆働きやすさ・働き甲斐の向上

→より自由に働く

長時間労働の是正	労働時間管理方法の見直し
テレワークの推進	フレックスタイム制の導入
フリーアドレスの導入	オフィスカジュアルの導入
⋮	

セットでなければ
ならない

◆個の力の向上

→より責任を持って働く

新人事制度（成果評価）	育成教育の強化
資格取得へのインセンティブ	
⋮	

さらに、

一人一人がモチベーション高く、当事者意識を持てる仕掛けが必要

4. 社員一人一人が働き方改革に向き合うための仕掛け

『体質改善＝意識改革＋働き方改革』は簡単ではない
単なる命令や「法律だから・・・」といった論理だけでは社員は納得して動かない
(皆、できれば変わりがたくない・・・)

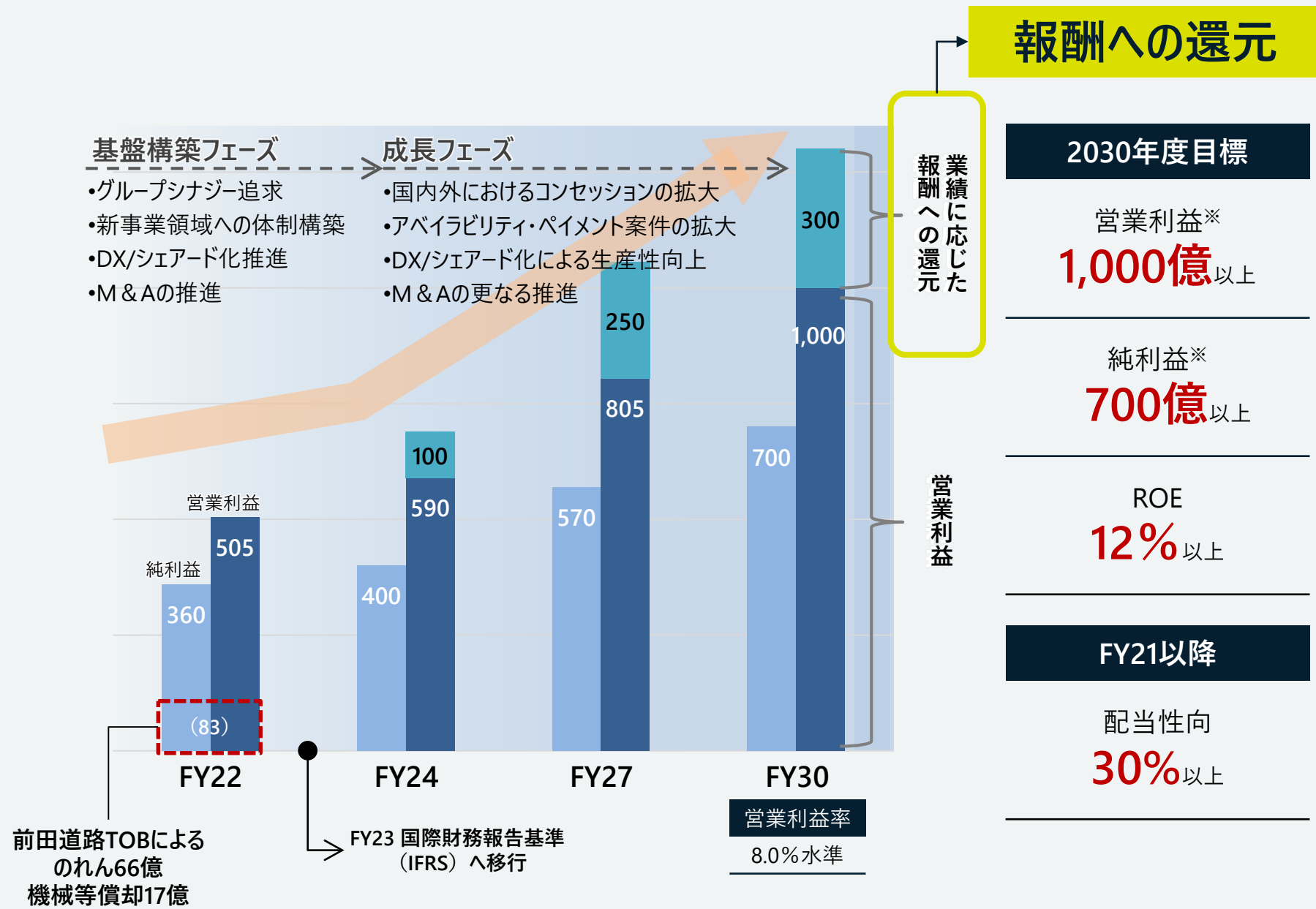


社員の変革に対するモチベーションを上げるためのインセンティブ

業績に連動して＋ α の報酬を社員に還元することを
経営トップが**社内外にコミット**

- ◆ 10年後の平均年収●●万円（現状から1.5倍強）を全社員に約束
- ◆ 目標平均年収をKPIの最上位に位置づけ、全ての管理指標を目標平均年収から設定
- ◆ 賞与の計算方法を全社員に公開（業績から誰でも計算できる）

(参考) インフロニアHD 中長期経営計画 還元目標



※利益はIFRSを前提とした数値 (のれんの償却は計上せず 売却益・持分法適用利益・M & A含む)

5. 管理指標の工夫

具体的管理方法：付加価値生産性と社員の平均年収を紐づけて管理

独自
定義

付加価値 = 営業利益 + **総人件費** + 償却費・技術開発費用等

付加価値の最大化がポイント

ただし、付加価値の最大化を目指すにあたり、単に「売上高」を上げる、つまり人員や労働時間が増加することも付加価値増につながってしまう

これでは
意味がない

付加価値生産性での管理

付加価値生産性 = $\frac{\text{付加価値}}{\text{総労働時間}}$

より少ない
人員・時間で今まで
以上に利益を上げる

取り組み始めて3年目、
少しずつではあるが社員の意識が変わり始めている

6. 働き方改革 施策の実績

当日投影資料

最後に

- 働き方改革は目的ではなく、企業価値向上のための一手段として捉えている
- 地域建設業の皆様は「地域の守り主」であり、地域の成長に欠かせない存在
- そのためにも、我々ゼネコンと地域建設業の皆様が一体となって企業価値向上に取り組み、ともに持続的成長を遂げることが大事
- 働き方改革をはじめ、早期にその足掛かりを作ることが我々ゼネコンの責務
- INFRONEER Holdingsのスローガン

Challenge the status quo（既成概念に挑戦せよ）

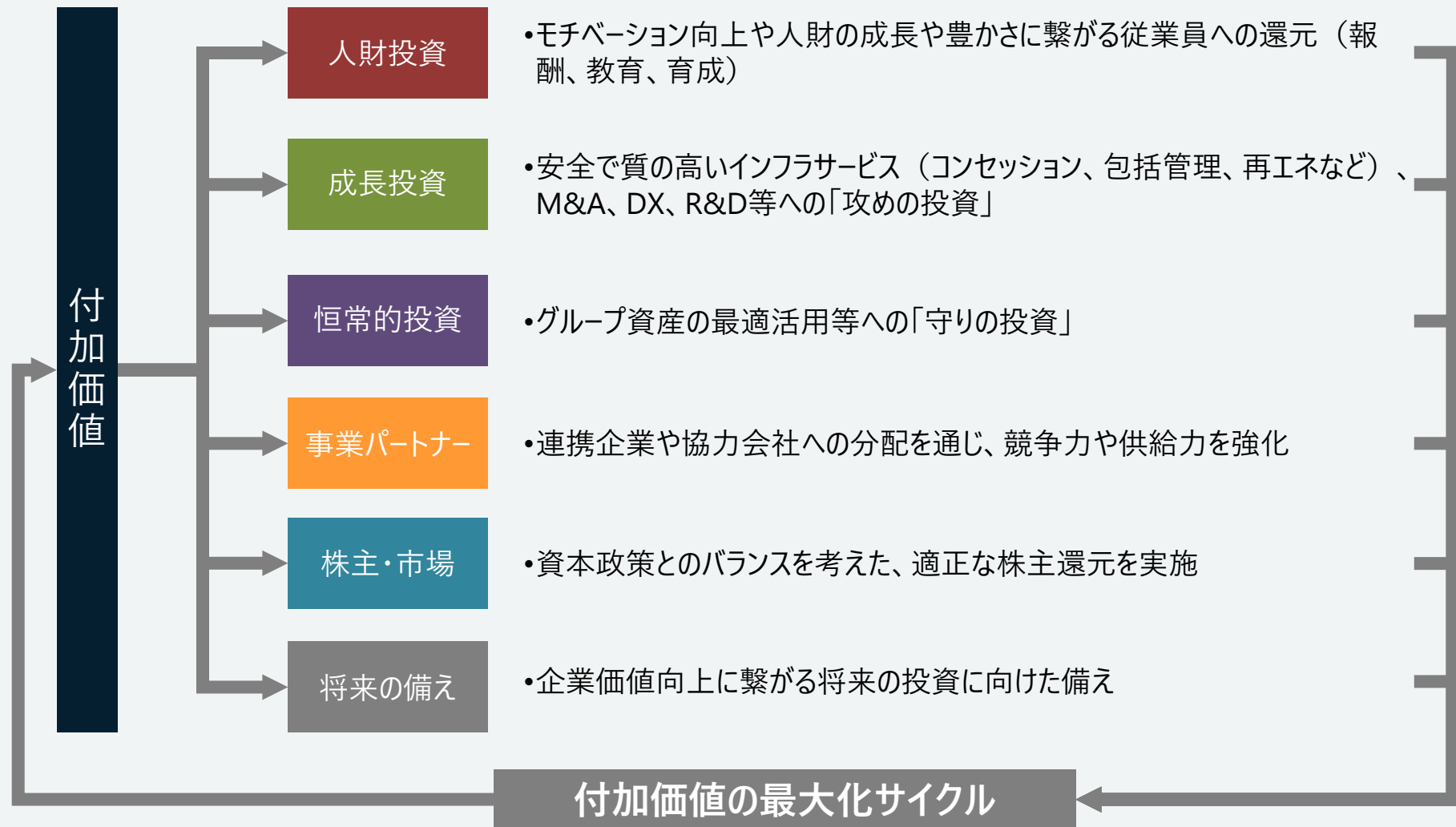
参考資料

『INFRONEER Vision 2030 中長期経営計画』より抜粋

付加価値の分配により付加価値最大化を目指す

6. マルチステークホルダーに対する付加価値分配の考え方

- 当社が生み出す付加価値を、社会からの要請にこたえつつ、マルチステークホルダーへバランスよく分配することで、付加価値を最大化するとともに、持続的な企業の成長を実現する

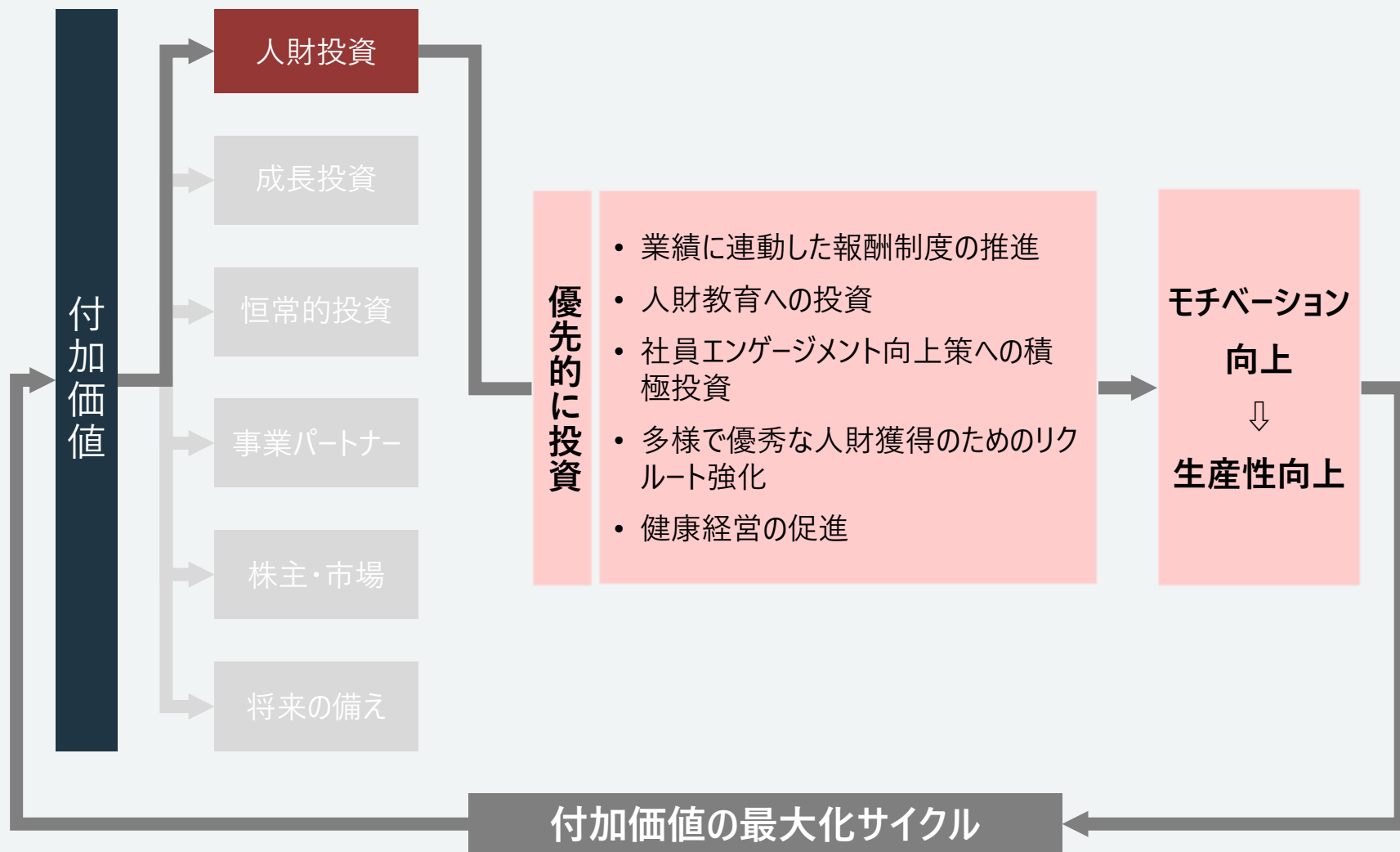


7. 人財に対する付加価値分配の考え方

- 企業の価値は人財で構成される組織価値そのもの
- 組織価値を高めるためには人財の成長を高めることがカギ
- 人財への付加価値の分配を軸に付加価値を最大化



人財は付加価値最大化の原動力

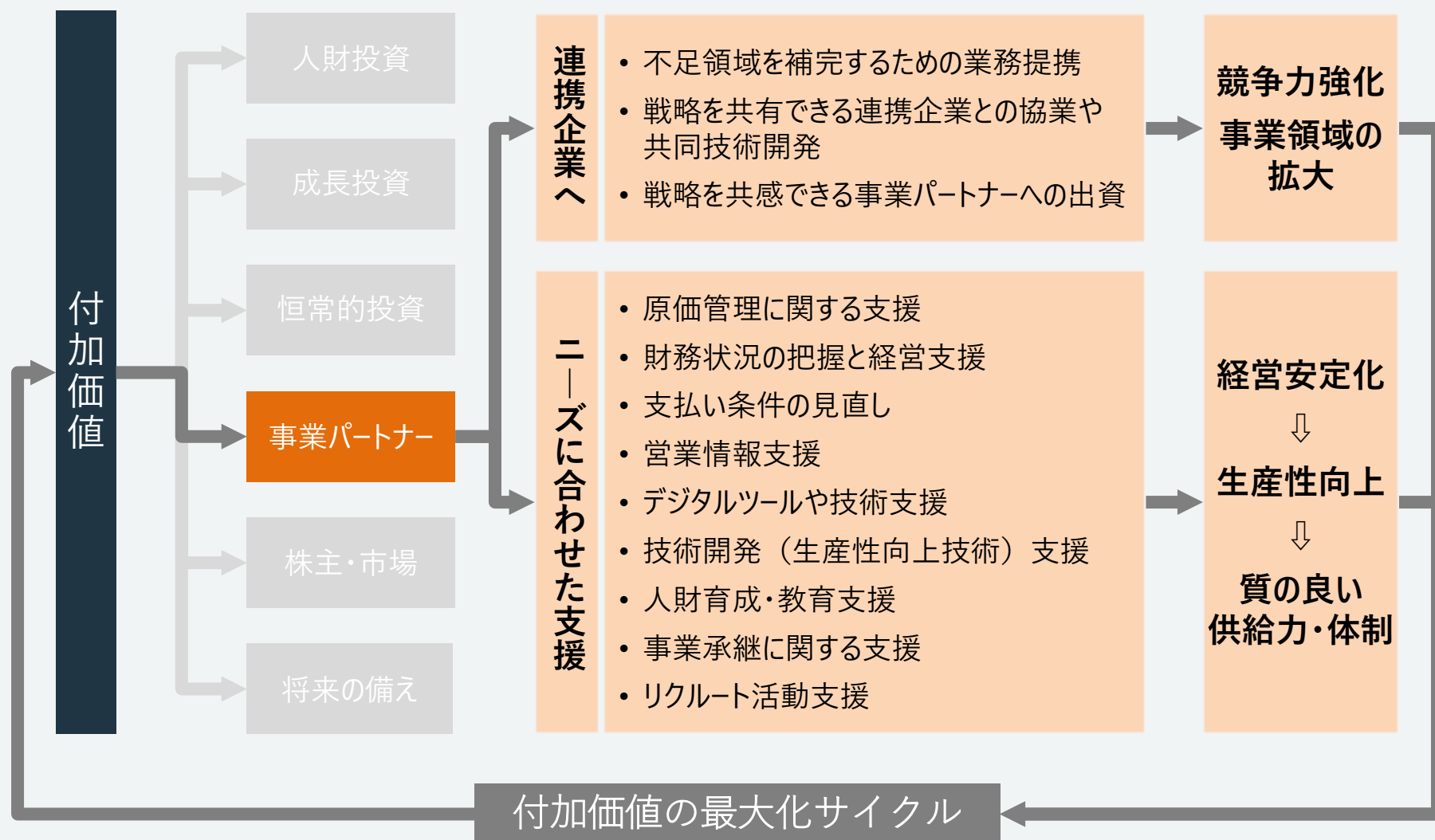


9. 事業パートナーに対する付加価値分配の考え方

- 当社が生み出す付加価値を、事業パートナー（連携企業、協力会社など）のニーズに合わせて分配し、競争力の強化、事業領域の拡大、経営の安定化、生産性向上とともに目指し、質の良い供給力・体制を確立



連携企業・協力会社は
重要なパートナー



インフラの未来に挑む
Challenge the status quo

 **INFRAONEER Holdings Inc.**

会社事業概要



名 称 三福運輸株式会社

所 在 地 〈本社〉新潟県新発田市横岡 1166 番地 2
TEL 0254-33-2229 FAX 0254-33-2220
〈新潟営業所〉新潟市西区の場流通 1 丁目 2-13
TEL 025-269-7281 FAX 025-269-7282
〈金沢営業所〉金沢市大浦町ハ 55 ファイネス内 2F
TEL 076-201-8361 FAX 076-201-8363

代 表 者 五月女 奈緒美

資 本 金 2,000 万円

設 立 平成 3 年 7 月 1 日

営 業 種 目 一般貨物自動車運送事業 新自貨 172 号
第一種貨物利用運送業 北信交貨第 250 号
第一種貨物利用運送業 北信交貨第 658 号
産業廃棄物収集運搬事業

車 両 台 数 27 台 (10t 車 19 台、6 t 車 6 台、4t 車 2 台)

従 業 員 数 33 名 (2021 年 5 月現在)

輸 送 品 目 医薬品、食品、家具、印刷物、精密機器

認証取得 安全性優良事業所認定取得 本社営業所 H19 年 12 月
新潟営業所 H22 年 12 月
グリーン経営認証取得 H30 年 5 月
安全優良事業所北陸信越運輸局新潟運輸支局長表彰 本社営業所 H30 年 11 月
健康経営優良法人 2021 ブライト 500 認証取得 2021 年 3 月 4 日

ホームページ <https://mifukuunyu.jimdo.com/>

講師プロフィール

五月女奈緒美（そおとめ なおみ）

《所属》

三福運輸株式会社 代表取締役

《略歴》

1966 年生まれ。新潟県新発田市出身。山脇学園短期大学英文科卒業。1987 年全日本空輸株式会社に客室乗務員として入社。国内線・近距離アジア線を乗務。2002 年～2003 年まで VIP 担当として地上勤務。2013 年事業承継のため三福運輸株式会社に取締役統括部長として入社。2015 年代表取締役に就任。

社長就任後は、CA の経験を活かし、安全教育体制の構築およびマナー・モラル教育等を実施し、プロドライバーの育成に努めている。また、人が集まる魅力ある会社づくりを目指し、女性雇用に「Safety First」、「高品質輸送」を方針に掲げ、三福ブランドを確立、お客様に選ばれる会社を目指す。

2019 年 12 月には新営業所として金沢営業所を設立。

また、各地で「マナー・モラル」「女性雇用」「CA の経験を活かした会社づくり」について講演を実施。

一般社団法人 日本トラックドライバー育成機構（JTDO）マナー講師、JTDO プロドラ準 1 級認定インストラクター

《主な講演実績》

新潟県トラック協会、新潟県女性雇用セミナー、京ヶ瀬商工会、JTDO 十番カレッジ、日本物流研究会、石川県トラック協会、北海道トラック協会、旭川地区トラック協会、福井県トラック協会、中部運輸局、愛媛県トラック協会、福岡県トラック協会、岩手県トラック協会、新潟県鉄骨工業組合、新発田ロータリークラブ、村松商工会、新発田商工会議所、沖縄県トラック協会、訪問介護ステーション・てーあん、飛翔福祉会、日本道路株式会社、新発田倫理法人会、新潟市倫理法人会、下越北準倫理法人会、三条市倫理法人会、（株）リョーウンエクスプレス、見附市倫理法人会

《連絡先》

三福運輸株式会社 〒959-2411 新潟県新発田市横岡 1166-2
TEL 0254-33-2229 FAX 0254-33-2220
URL <https://mifukuunyu.jimdo.com/>

